

埼玉県指定史跡

伊奈氏屋敷跡保存活用計画

平成31年3月

伊奈町教育委員会

序

伊奈町は、埼玉県の中南部・都心から約 40 km で大宮台地のほぼ中央部、綾瀬川と原市沼川に挟まれた場所に位置しています。旧石器時代から現在まで脈々と人々の暮らしが営まれてきました。特に縄文時代前期の貝塚で県指定史跡の小貝戸貝塚や縄文時代後・晩期の環状盛土遺構を伴う本上遺跡、平安時代を中心とする大規模製鉄遺跡で県選定重要遺跡である大山遺跡などが著名です。

郷土の偉人であり、町の名前の由来となった伊奈備前守忠次が拠点とした場所である「伊奈氏屋敷跡」は、昭和 9 年に県指定史跡として指定を受けました。

伊奈忠次は、戦国時代から江戸時代の初期にかけて、徳川家康に仕え代官頭として活躍した人物で、関東から東海にかけての河川改修・治水・利水・街道の整備などの事業を行いました。天正 18 年（1590）に小室領・鴻巣領を与えられ、翌年この地に陣屋を築きました。陣屋を築く際には、中世からこの地にいた關伽井坊を明星院に移しています。「伊奈氏屋敷跡」は、戦国時代から江戸時代への過渡期に成立・改修・存続し、土塁や堀・虎口などの防御施設の配置の変遷を知ることができる点や、都市近郊でありながらも、いまでも現地に土塁や堀などの遺構が良好な状況で残されている点などから非常に貴重な遺跡です。

伊奈町教育委員会では、伊奈氏屋敷跡の価値を後世に確実に残すための適切な保存、そして、より一層の活用を計画的に行うために、「伊奈氏屋敷跡保存活用計画策定委員会」を設置し、審議を重ね遺跡の保存・管理の基本方針や、史跡を活用するための整備に向けた基本的な考え方を示した「保存活用計画」を策定しました。

今後はこの計画に基づき、史跡の適切な保存・管理を図るとともに、発掘調査等の調査の継続や史跡の特性を活かした整備を行い、本町のまちづくりに寄与してまいります。計画の推進にあたりましては、地権者の方々や町民の皆様の御理解、御協力が不可欠ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、慎重な御審議をいただきました和泉清司委員長をはじめ、委員の皆様、御指導をいただきました埼玉県教育局市町村支援部文化資源課の関係者各位に厚くお礼申し上げます本書の序とします。

平成 31 年 3 月

伊奈町教育委員会
教育長 高瀬 浩

例 言

- 1 本書は、埼玉県北足立郡伊奈町大字下丸の内に所在する埼玉県指定史跡「伊奈氏屋敷跡」の保存活用計画である。
- 2 本計画の策定事業は、平成 28、29、30 年度の 3 か年で実施した。このうち平成 29 年度は県ふるさと創造資金を活用した。
- 3 本計画の策定に当たっては、「伊奈氏屋敷跡保存活用計画策定委員会」を設置し、埼玉県教育局市町村支援部文化資源課の指導・助言を得た。
- 4 本計画の策定及び本書の作成に係る事務は、伊奈町教育委員会生涯学習課が担当し、史跡の現況調査及び本書の編集等に必要な図表等の基礎資料作成などを有限会社歴史環境研究所に委託した。
- 5 城郭研究家の関口和也氏に縄張図の作成及び「伊奈氏屋敷跡の縄張構造」の原稿執筆を依頼した。
- 6 本計画の策定及び本書の作成に当たり、下記の諸氏並びに機関から指導・助言・協力を得た。記して御礼申し上げたい（敬称略）。細田勝 村山卓 明星院 埼玉県立文書館 北本市教育委員会 つくば市教育委員会

凡 例

- 1 本書に掲載した各平面図における史跡指定範囲は、現況図に公図を重ねたもので、地籍測量によるものではない。
- 2 本書に掲載した図版のスケール、方位、凡例は、必要に応じて各図において示した。

目 次

1.計画策定の目的と体制	
1-1 計画策定の目的	1
1-2 計画策定の体制	2
1-3 他計画との関係	3
2.史跡の概要	
2-1 伊奈氏屋敷跡の概要と指定後の状況	5
2-2 史跡の現況	7
2-3 その他関連する町域の主な寺社等	16
3.指定史跡地の調査	
3-1 歴史的環境	
①伊奈氏と小室陣屋について	17
②今までの発掘調査成果の概要	24
③その他基礎的な資料	31
④伊奈氏屋敷跡の縄張構造	35
3-2 文献調査	41
3-3 自然的環境	
①地形概要	56
②植生概要	60
③気候概要	63
④動物相概要	64
3-4 社会的環境	
①所有者区分と地目	65
②主な法規制	68
③アクセス	70
④原市沼調節池	71
⑤伝説	72
⑥これまでの管理・活用	73
4.史跡の本質的価値と課題	
4-1 史跡伊奈氏屋敷跡の本質的な価値と副次的な価値	
①本質的な価値	75
②副次的な価値	75
4-2 周辺の副次的な価値	76

4-3	構成要素の特定	77
4-4	課題	81
4-5	旧計画書での保存管理の経過	83
5.基本方針		
5-1	保存活用の基本目標	85
5-2	保存活用の基本方針	
	①大綱	86
	②基本方針	86
6.保存管理		
6-1	保存管理の方向性	87
6-2	保存管理の区分設定と管理手法	
	①保存管理の区分設定	88
	②保存管理の方針と手法	90
6-3	現状変更について	
	①現状変更（A地区）について	93
	②区分地区ごとの現状変更に対する考え方	94
7.活用		
7-1	活用の方向性	98
7-2	活用の方法	99
8.整備		
8-1	整備の方向性	101
8-2	整備の方法	102
9.運営・体制の整備		
9-1	運営・体制の整備の方向性	104
9-2	運営・体制の整備方法	105
10.施策の実施計画の策定・実施		
10-1	実施すべき施策の方向性	107
10-2	施策の実施区分	108
10-3	実施計画の総括表	109
11.経過観察		
11-1	方向性	110
11-2	方法	110

《参考資料》 文化財保護法、埼玉県文化財保護条例、埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則、都市計画法、農地法、森林法、伊奈氏屋敷跡保存活用計画策定委員会設置要綱

1-2 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、伊奈町教育委員会生涯学習課を事務局とし、学識経験者、土地地権者及び地元関係者、行政関係者から構成される「伊奈氏屋敷跡保存活用計画策定委員会」（以下「策定委員会という」）を設置して検討を行った。

また、策定委員会では、埼玉県教育局市町村支援部文化資源課から指導・助言を得た。

■伊奈氏屋敷跡保存活用計画策定委員会 名簿

委員

氏名	分野・所属
和泉清司 ◎委員長	近世史学（高崎経済大学名誉教授）
田中 信	中近世考古学（川越市立博物館館長）
窪田陽一	都市計画・景観計画（埼玉大学名誉教授）
細田 浩	植物・地質（町文化財保護委員・國學院大學講師）
関田誠一	地元代表
永田誠一 ○副委員長	地元代表
柴崎篤房	忠次友の会会長
町田伸吉	商工会会長
大塚健二	観光協会副会長（平成28年度 鯨井利男）
小平 進	企画総務統括監（平成28年度 野本初美）
新井 勉	教育次長

指導・助言

氏名	分野・所属
栗岡真理子	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課主幹

事務局

氏名	分野・所属
小林薫子	生涯学習課 課長（平成28・29年度 辻本一也）
大塚健司	生涯学習課 課長補佐（平成28・29年度 本多史訓）
小杉秀幸	生涯学習課 文化財・町史係 主任
安達薫広	同上 主事
大澤美南子	同上 主事
岸 清俊	生涯学習課 町史編集調査員
佐藤 匠	同上（平成30年度のみ）

コンサルタント

氏名	分野・所属
菅野 進	有限会社歴史環境研究所

1-3 他計画との関係

伊奈町総合振興計画

総合振興計画では、「第3章 豊かな心を育むまちにくらす、第6節 生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進、第4項 文化財及び町史（古文書等）の保護・保存・活用」のなかで、次のように位置づけられている。

指定文化財については、地権者の理解のもと保護に努めるとともに、調査・研究及び新たな指定を進め、広く公開・活用することで文化財への理解を深めます。また、宅地化などの開発に対応し、埋蔵文化財の適正な保護を図るとともに、所蔵資料の適切な保存・活用を図ります。

■主な事業・取組■

- 史跡「伊奈氏屋敷跡」の歴史的資源として適正な保全・活用
- 所蔵資料の適切な保存・活用
- 郷土資料館の整備・充実・活用
- 文化財の適正な保護・調査活動及び啓発普及
- 歴史公文書の整理・保存及び町史の編さん

伊奈町都市計画マスタープラン

地域別構想

栄・綾瀬地区は、町の中でも早く都市基盤の整備された住宅市街地が形成された地域であり、緑豊かな伊奈町の特性をアピールする地域でもあります。また、郷土の歴史や水辺空間とのふれあいの場でもあり、伊奈町を印象づける都市づくりを目指します。

◆都市づくりの目標

「文化と豊かな緑につまれた 安全で安心して暮らせる地域」

○沿道活用ゾーン

都市計画道路伊奈中央線の整備を完了するとともに、沿道の土地利用を図っていきます。

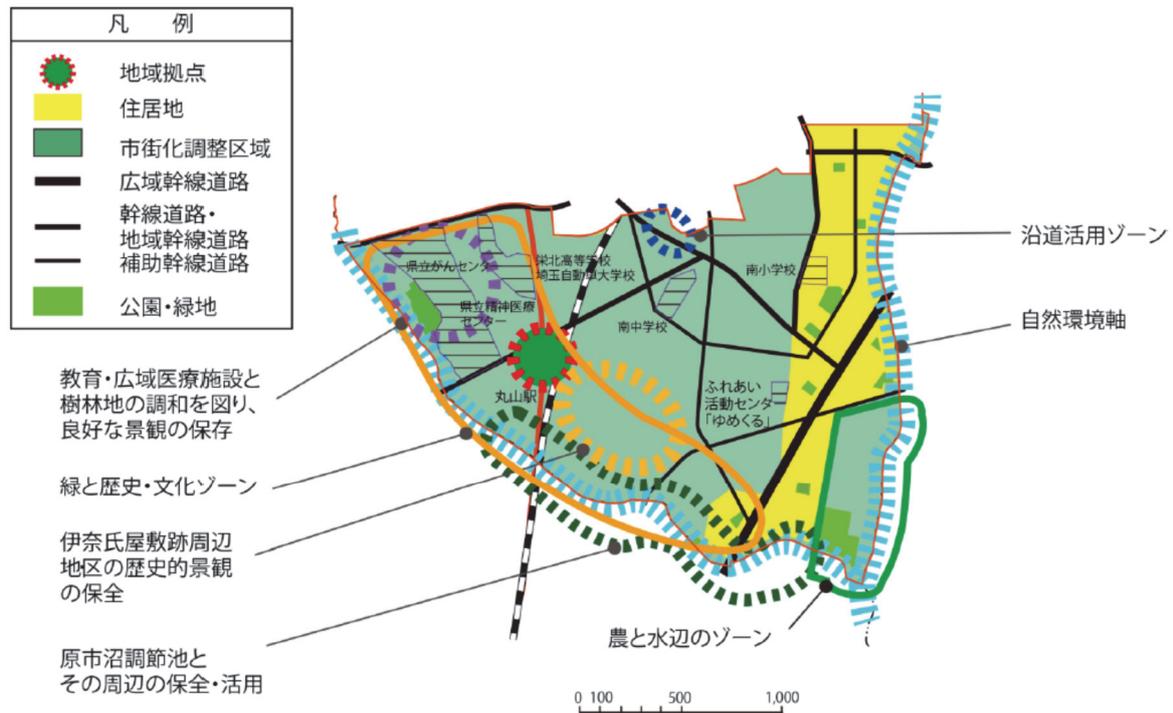
○農と水辺のゾーン

綾瀬川流域の田園空間を保全・活用し、人々が安らげる空間を形成します。また、綾瀬川や原市沼川の景観や水辺環境に配慮し、潤いのある空間づくりを図ります。

○緑と歴史・文化ゾーン

県指定史跡伊奈氏屋敷跡や原市沼調節池を活用し、歴史や自然環境との関わりを深めることができる空間を形成します。

■南部地域構想図（『伊奈町都市計画マスタープラン』H28.3）



また、主要施設の整備のなか、公園緑地では次のような方針に基づき整備を進めます。

- ・県指定史跡伊奈氏屋敷跡、原市沼調節池の水辺を活用し自然と文化にふれあえる公園的な空間の形成を図ります。
- ・安心して暮らせる都市を目指し、町地域防災計画と連携し、災害時における避難場所としての機能を確保します。
- ・公園については、町民のニーズにあわせたりニューアルを行い、多くの人に利用される公園を目指します。

2. 史跡の概要

2-1 伊奈氏屋敷跡の概要と指定後の状況

伊奈氏屋敷跡の概要

徳川家康の家臣で、関東郡代伊奈氏の祖である伊奈熊蔵忠次が、天正19年（1591）小室（宇丸の内）の地に築いた陣屋跡である。

伊奈氏は信州伊那（長野県）の出身で、忠次の祖父忠基の代に松平（徳川）氏に仕え、三河国小島城（愛知県西尾市）の城主となった。忠次は天文19年（1550）に小島で生まれた。三河一向一揆に与して徳川家を追われ、その後徳川家康の嫡男松平信康の配下に復帰するものの、信康自害の際徳川家を一時離れ、忠次は父とともに堺の伯父の元に身を寄せる。天正10年（1582）本能寺の変における堺脱出の同行を機に家康に仕え、近習となって農政・民政に力を発揮し、5ヶ国総検地を通して代官として頭角を現した。

天正18年（1590）家康の関東入国に従い、小室・鴻巣領1万3千石（1万石ともいわれる）を拝領した忠次は、沼を控え要害の地にある小室の関伽井坊屋敷を接收し、陣屋とした。忠次は、ここを拠点に、治水・利水工事と新田開発、検地の実施、中山道その他街道宿駅の整備などに力を発揮するなど、徳川家の関東支配、江戸幕府創立の基盤づくりに大きく貢献した。

忠次の死後、3代忠勝が幼くして亡くなり領地は没収されたが、忠勝の弟忠隆が旗本として取立てられ、陣屋はそのままだに小室郷8か村が与えられた。その後、陣屋機能は次第に江戸屋敷に移り、わずかな家臣の屋敷と御林のみ残ったが、明治維新とともに陣屋跡は払下げられ、民有地となった。

昭和9年3月31日に、陣屋跡は重要な文化財「伊奈氏屋敷跡」として県の史跡に指定された。屋敷跡（陣屋跡）には、当時を偲ばせる土塁や堀、道路などが現存しているとともに、「表門」「裏門」「蔵屋敷」「陣屋」などの名称も伝承として残っている。

指定後の概要

伊奈氏屋敷跡は昭和9年に埼玉県指定史跡に指定された。『新編武蔵風土記稿』にも記述があることからわかるとおり、古くから地域の人々によって認められていた存在だったことがわかる。また、江戸幕府の関東経営の状況を物語る歴史的遺産のひとつとして近世史上極めて重要であり、埼玉県の近世を理解する上でも不可欠な史跡として、極めて良好な状況で保存されている。

昭和61年には、町が『史跡「伊奈氏屋敷跡」保存管理計画』を策定した。その後、平成13年11月から16年6月にかけて地区座談会5回、視察1回を開催する中で、平成15年2月「丸の

内地区まちづくり基礎調査報告書」を作成し、地元住民の意向聴取や今後の史跡の在り方について研究した。

平成28年6月5日には、大島町長が地元住民と話し合いをおこない、歴史的資源の活用について検討した。これを受けて、平成29年2月7日、伊奈氏屋敷跡の適切な保存と効果的な活用について議論し、将来へ受け継ぐために「伊奈氏屋敷跡保存活用計画策定委員会」を設立した。

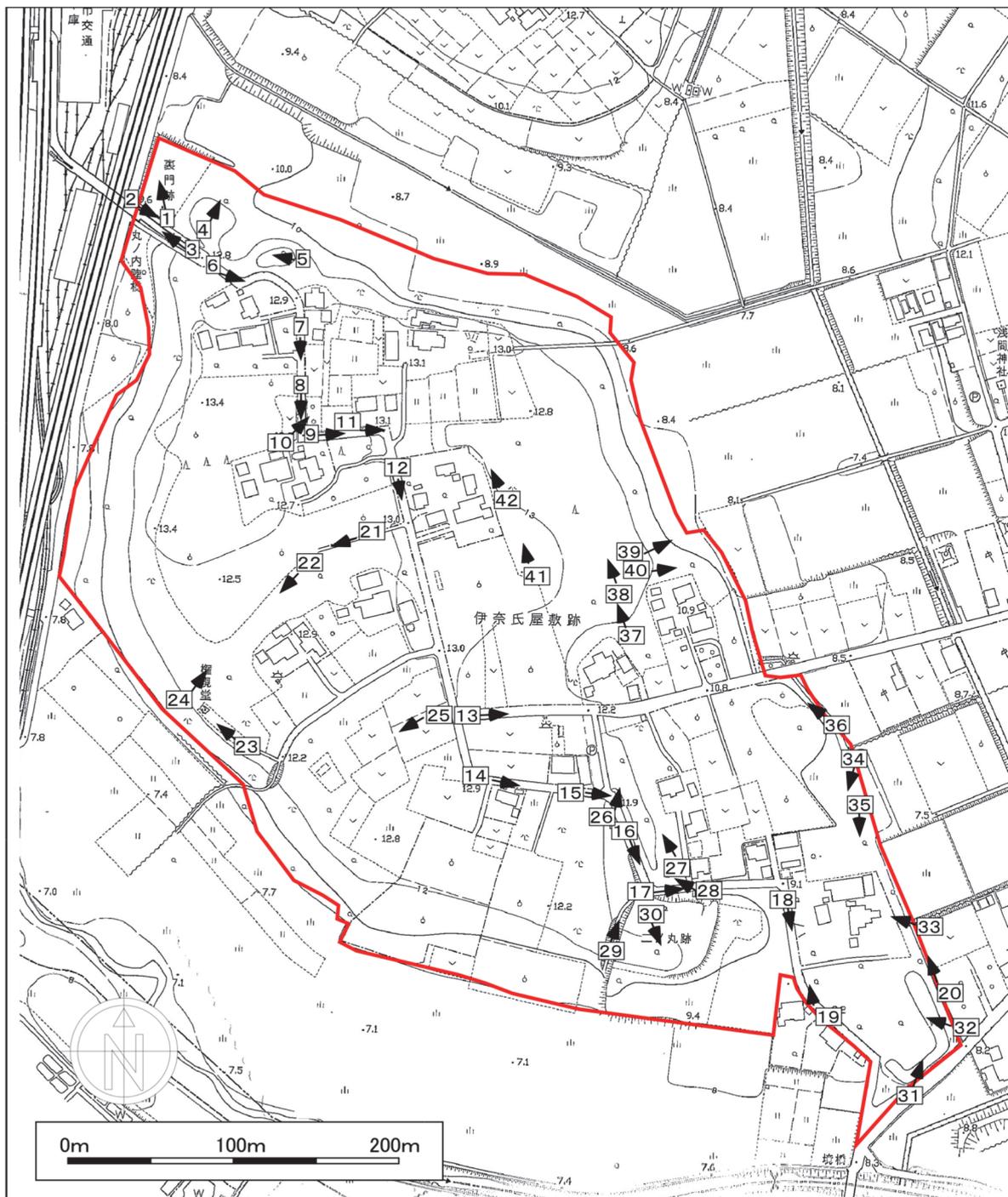
■伊奈氏屋敷跡図



2-2 史跡の現況

伊奈氏屋敷跡の概況を写真で示す。

■ 史跡内の概況写真位置図（調査日：平成 29 年 1 月 24 日）



凡例

※史跡指定範囲は、現況図に史跡範囲を重ねたものです。

— 埼玉県指定史跡範囲

①～④② 写真位置/矢印は方向



1 障子堀

昭和 59 年、昭和 60 年の発掘調査で障子堀が確認された。現在は盛土による保護が行われている。



2 丸山オーバブリッジ

高架下をくぐり、西へ向かう道路であるが、これにより景観が大きく改変されている。



3 丸山オーバブリッジの車両制限

桁下制限の門柱等や3路線の動線により、景観が分断されている。



4 空堀

障子堀や裏門跡とどのような関係を持つかは判然としない。堀の内側に檜台状の高所がある。



5 檜台状の地形

檜台状地形の最高所には、マウンドがあり一段高くなっている。付近の標高は約15mである。



6 クランクする道路

屋敷跡の中央を通る町道は、絵図等との比較から、往時の屋敷内道路を踏襲していると推察される。



7 道路

往時の屋敷内通路を踏襲する道路。



8 道路のクランク部

ほぼ直角に折れている箇所は、小室陣屋内部の図と近似している。



9 道路

往時の屋敷内道路を踏襲する道路。



10 北西部の状況

宅地は少なく、大半は畑地である。樹木のある付近が縁辺部であるが、ここに至る道路はない。



11 道路のクランク部

ほぼ直角に折れている箇所は、小室陣屋内部の図と近似している。



12 道路

最も長い直線的な道路で、往時の屋敷内道路を踏襲していると推察される。



13 道路

この道路は、小室陣屋内部の図には記載のない道路である。



14 道路のクランク部

最も長い直線的な道路の南端で、ここで道路は東に折れている。



15 道路のクランク部

道路が、土塁に突き当たり、ここで南に折れている。



16 道路

土塁側に段差があり、道路は旧地形を改変して敷設されているように見える。



17 二の丸跡の前を通る道路

道路は二の丸跡に平行して走り、土塁に突き当たり、ここで南に折れている。



18 道路

小室陣屋内部の図では、表門跡に向かってこの道路がつながっている。



19 表門跡につながる道路

写真のフェンス内側に、表門跡につながる道路がある。この道路は私道である。



20 道路

屋敷跡の南東側堀跡沿いに、道路が敷設されている。



21 頭殿権現社につながる道路（堀）

やや窪んだ堀状に見える地形。ここは平成28年度にウッドチップで舗装された。



22 頭殿社付近につながる道路（堀）

堀状の地形は、西に向かって徐々に底が下がり、上幅は大きくないが、明瞭な空堀となる。



23 頭殿権現社

社のある地は、北と東に空堀、西側を切岸で構築された区画で、南側は不明瞭であるが、ほぼ独立した地形がうかがえる。



24 社の北側の空堀

上幅の小さい空堀。



25 屋敷跡内、地名「陣屋」付近

一帯は畑地等や宅地で、区画を示すような遺構は確認されていない。



26 土塁

南北方向の敷幅の大きな土塁で、外側に堀を伴っている。



27 土塁（写真 26）に伴う堀

空堀と想定されるが、埋められている。



28 南側に接続する堀との接続点

空堀はここで西に折れていると思われ、ここには虎口等を想定することができる。



29 二の丸跡西側の空堀

上幅の大きな空堀。



30 二の丸跡

起伏のある平場である。29の空堀は二の丸跡の西側、南側は切岸と思われる。東側は区画施設が判然としない。



31 南端部の水堀

端部は水堀で、水深等の規模は確定できないが、聞き取りによるとさらに水堀は北側まで続いていたようである。



32 南端部東側の水堀

水堀は表門跡付近までつながっている。



33 屋敷跡東側の堀

32と同様に屋敷跡東側には堀がめぐっている地形が確認できる。



34 削平された屋敷跡

縁辺部の地形は失われているが、33から続く堀は埋蔵されていると思われる。



35 削平された地形端部に見える土塁

34の削平地の側には、土塁と想定される地形の高まりが見える。



36 土塁と堀

土塁は高さを減じているが、形状は判然としている。堀は埋められている。



37 空堀（葺屋敷跡）

南北方向の規模の小さな空堀。



38 空堀の結節点

37 の空堀が規模の大きな空堀とつながる地点で、T字状に結ばれる。



39 結節点から東側の空堀

空堀の北側は平坦地で、いくつかの段差が見える。



40 空堀外側の地形

39 の空堀の南側は平坦地で、宅地や林地となっている。



41 土塁を伴う南北方向の空堀

西側に土塁を伴う大きな空堀で、北上するに従い、比高が減少していく。この堀は平成29年度にウッドチップで舗装された。



42 土塁を伴う南北方向の空堀

北部で、比高が減少している。

2-3 その他関連する町域の主な寺社等

氷川神社

旗本伊奈氏が与えられた小室郷 8ヶ村の総鎮守で、寛永 16 年（1639）伊奈忠隆が「氷川社廻之掃除壺人扶持」を寄進している。明暦 2 年（1656）の検地では、伊奈時永（忠隆の嫡子宗英か）から別当吉祥院に「氷河大明神免」が、元文 2 年（1737）には伊奈忠豊から吉祥院に壺町歩の土地が与えられている。



本殿

法光寺

法光寺は、明暦 2 年（1656）の検地で、伊奈時永から浅間免地を与えられている。山門を入れて右手に並ぶ六地藏尊は、寛文 12 年（1672）11 月の建立であり、このうち左端にあるものは伊那（伊奈）忠之（宗英の弟）が父忠隆（あるいは父母か）追善のために建てたもの。

この山門は、伊奈氏屋敷から移築した門を用いていたが、現在はほぼ同じ高さで改変された。



山門



六地藏尊

伊奈熊蔵忠勝の墓（願成寺）

伊奈忠政の遺跡を継いだ忠勝は、元和 5 年（1619）8 月 16 日に 9 歳で夭折し、願成寺に葬られた。法名は廓然院殿見桐生蓮信男。願成寺は、初め大山にあったが、文禄 3 年（1594）伊奈忠次が現在の地に移し、浄土宗鴻巣勝願寺の末寺となった。墓城には、宗英の弟忠之をはじめ一族の墓塔がいくつかみられる。



伊奈熊蔵忠勝の墓

無量寺

当寺は古義真言宗仁和寺の末で、前身は関伽井坊という。戦国時代には現在の伊奈氏屋敷跡地内にあり、伊奈忠次が屋敷（陣屋）を築くにあたり寺所を譲った。無量寺関伽井坊は明星院に移った。

後に無量寺を故地である小室宿村に再興したが、住職は明星院が兼務した。



本堂

家康の関東入国後は、平代官の上にたつ代官頭として、三河國小島の旧領地と、武州小室・鴻巣領1万3千石（1万石とも）を与えられ、小室郷（伊奈町大字小室字丸の内）に陣屋を構えた。陣屋が設置される天正19年（1591）以前、ここには中世以来の名刹無量寺閼伽井坊（あかいぼう）の屋敷があり、忠次はこれを倉田（桶川市）明星院に移して陣屋とした。忠次は、ここを拠点に利根川流域の治水・利水工事と新田開発、検地の実施、中山道その他の宿場の整備、備前堤・川島大囲堤の築堤などに力を発揮するなど徳川家関東支配の基盤を築き、従五位下備前守に任ぜられた。

伊奈忠次が慶長15年（1610）6月に死去すると、その遺領は嫡子筑後守忠政が継承した。忠政が元和4年（1618）に死去すると、その子忠勝が継いだ。翌5年8月に9歳で夭折し、これにより伊奈氏の嫡流は一時途絶えた。領地1万3千石は没収されたが、伊奈宗家の廃絶を惜しんだ幕府は、忠次の偉大な功労を認め、忠勝の弟忠隆を名跡とし、小室郷1180石余を与え旗本として小普請組に組み入れた。

与えられた知行地は、現在の伊奈町の中心部の丸山村・小室宿村・本村・別所村・柴村・柄山村・小貝戸村・中荻村の8か村であり、陣屋もそのまま認められたが、支配の機能は次第に江戸屋敷に移り、万治3年（1660）には知行取扱代官も江戸常駐となった。しかし、その後も蔵屋敷や御林の管理など、知行地村々の支配のために一部の家臣屋敷が存続している。

文政11年（1828）の「新編武蔵風土記稿」には「今構ノ内ニモ民戸十二軒散住シテ。陸田及ビ松杉ノ林多シ。」とあり、嘉永3年（1850）の「御陣屋地内上銭田畑改帳」（田中家文書）によれば、陣屋内には11人の百姓が居住し、田畑を耕作していた。また、門番・裏門番・陣屋内外掃除の役を負う者がおり、年貢免除地を受けていた。なお、陣屋囲堀の浚渫は小室郷8か村に割り当てられ（役場文書）、文久3年（1863）には丸山村・宿村・別所村・小貝戸村の負担によって、陣屋の修復工事が行われている（加藤亮明家文書）。

嘉永2年に陣屋内改めが行なわれ、その際に分間掛を勤めた別所村の組頭田中庄兵衛（御林山預り）が翌嘉永3年に作成した絵図面等、幕末期の小室陣屋関係絵図が何点か残されているが、表門・裏門など陣屋入口の門以外は、陣屋内の建物は記載されておらず、既に陣屋としての機能を失っていたものと考えられる。

明治維新後、陣屋敷地は収公ののち払下げられ、民有地となった。陣屋は大宮台地東縁部、原市沼等の湿地帯に囲まれた比高約5mの島状の台地全体に位置し、その規模は東西約350m、南北約750mである。明治初年には各所の門も取払われ、建物の遺構は残されていないが、現在も当時を偲ばせる土塁や堀が各所に良好な状態で保存されている。

陣屋内の区分は明らかではないが、東寄りに南北方向につながる敷幅5～8m、高さ1～1.5mの土塁があり、土塁の東側が低く、西側が高い地形となっている。陣屋跡の地名が残る地区は、西側の高い地形上で、小室陣屋周辺図等によると、周囲を空堀で区画していたようであるが、現在東と南の区画は視認できない。この原市沼に面した箇所には、現在も三辺を空堀で区画した頭

殿権現社がある。また、蔵屋敷の地名がある東側では、空堀がその形状を良くとどめ、段差のある地形を窺うことができる。

このほか、陣屋内の中央のつづら折りの町道は、往時の通路を踏襲していると思われ、この通路の東側に表門跡、北側に裏門跡の地名を残している。

その他、陣屋跡の原市沼に面しない北から東縁辺部は、折れと思われる屈曲を持った構造が見られる。なお、小室郷は戦国期の弘治・永禄年間には岩付城主太田氏の領地であり、天正の初めに相州小田原北条氏領となって、その配下である内田新次郎が支配していたともいわれるが、現在の伊奈氏屋敷跡がどのような状況であったかははっきりとしていない。伊奈忠次が陣屋を構える天正19年（1591）の段階では、中世以来の名刹無量寺閼伽井坊の屋敷があり、忠次は閼伽井坊を倉田明星院へ移し、屋敷廻りの畠や小針宮山・春日立野を与えている。

屋敷跡の発掘調査では、小田原北条氏領に見られる障子堀が各所で見つかり、この地が城郭であった様子がうかがえるが、廃絶されず所領安堵のうえ倉田明星院へ移されていることから、閼伽井坊が豊臣勢に反抗していたとも考えにくい。閼伽井坊と城館との関係性の究明については、今後の課題である。

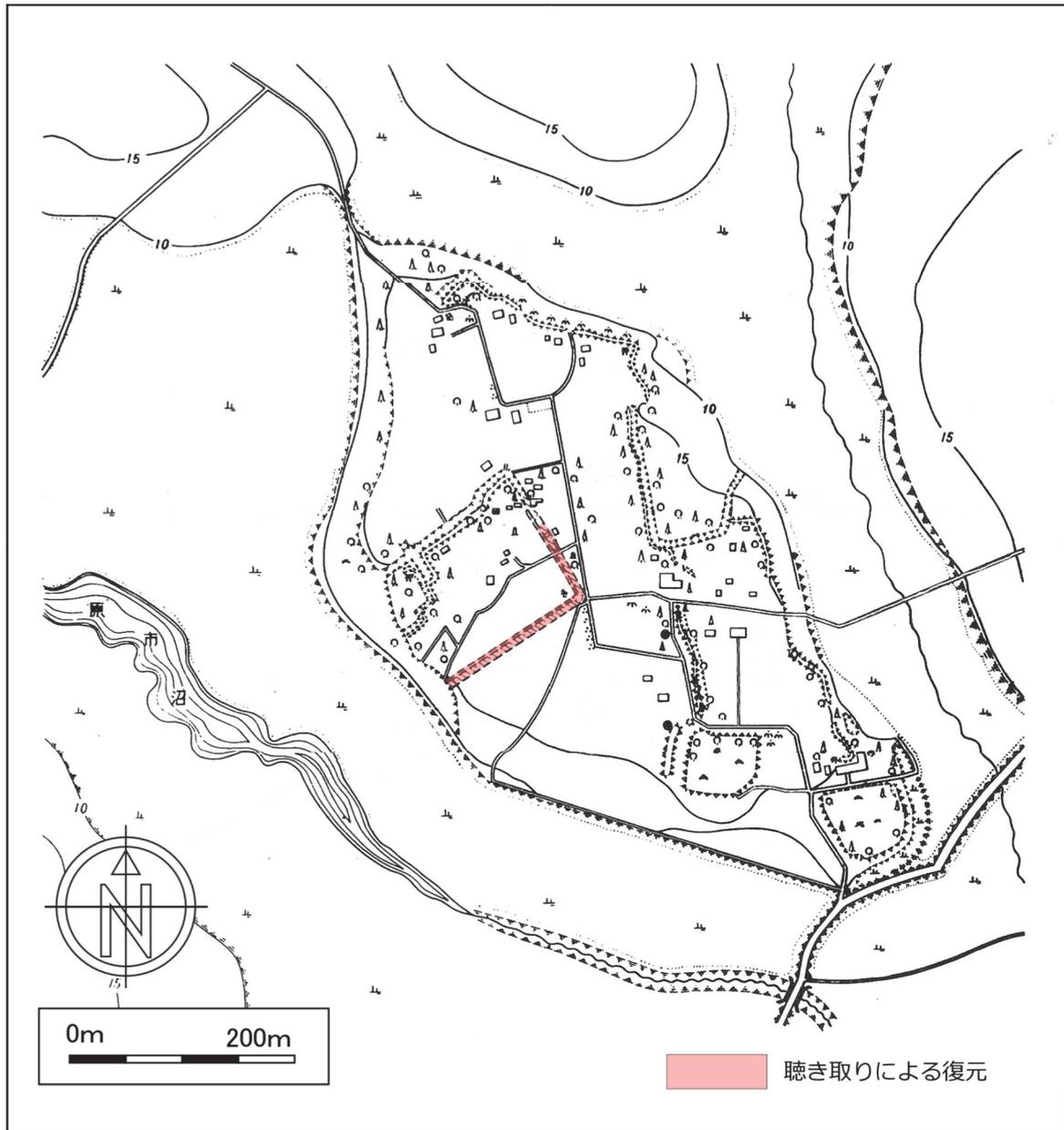


明星院 本堂

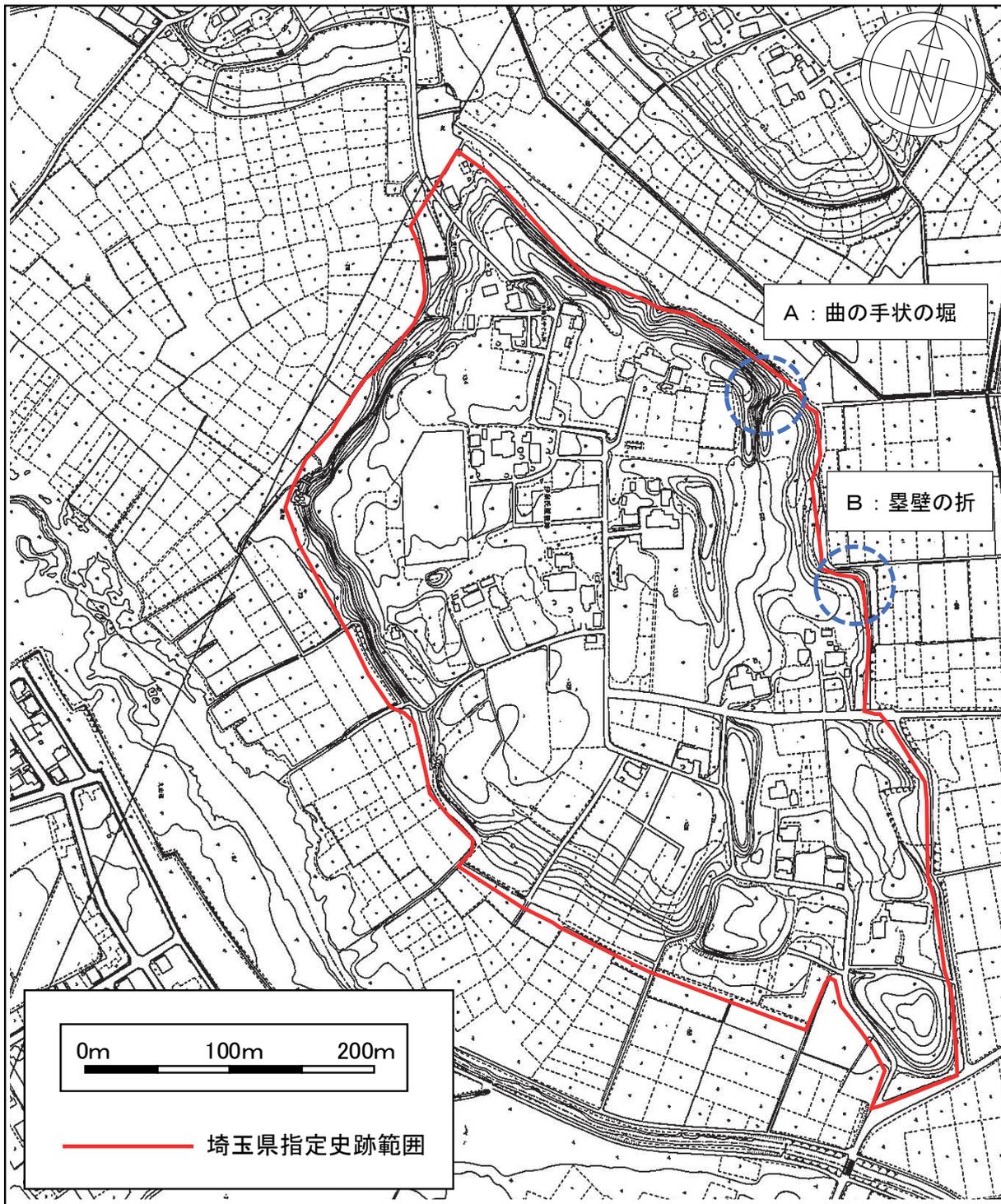
■伊奈熊蔵陣屋址（『中世城郭の研究』別冊図集より）

本図は昭和40年発刊の『中世城郭の研究』に掲載された陣屋址の図である。本書は実測調査成果による平面図を学術対象としたものである。平面図は等高線表記ではなく、土塁や堀、崖等は地図記号の表記であるが、迅速図以上の詳細な情報がうかがえる。

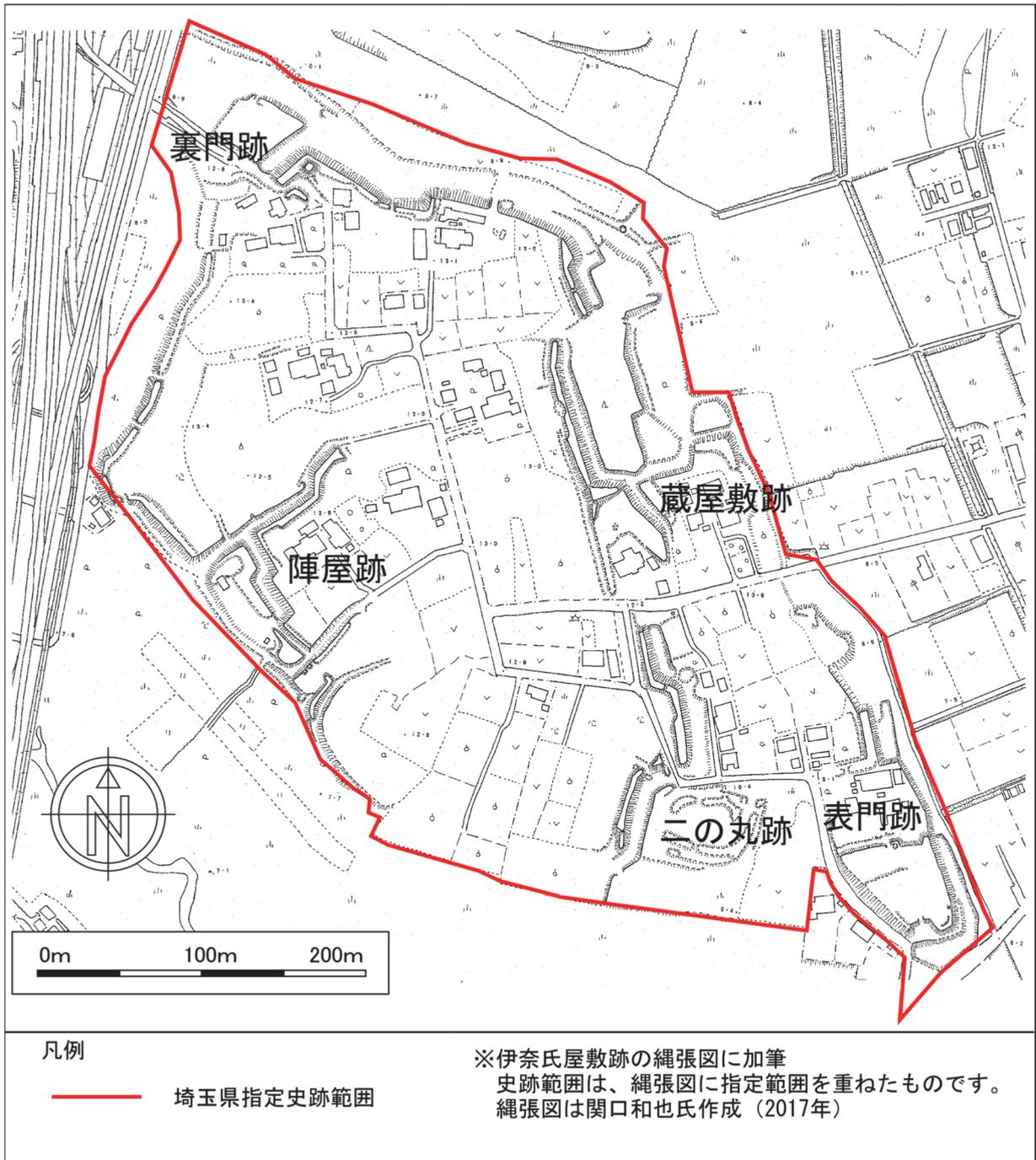
また、図示した薄赤部分の堀は、往時の調査時の聴き取りから復元したとの記載がある。



■伊奈氏屋敷跡地形測量図（『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第31集』1984年より）



■縄張図



■伊奈氏屋敷跡関係年表

年号	西暦	年月	伊奈屋敷関連事項	
弘治3	1557	4. 8	太田資正、赤井坊の寺領を安堵する	明星院文章
永禄6	1563	6. 18	太田資正、小室の赤井坊沼を埋めることを禁止する	(小室村) 村誌 (田中家)
永禄9	1566	11. 18	太田氏資、小室關伽井坊の寺内・門前ともに不入権を従前どおり認める	明星院文章
		11. 28	太田氏資、小室の關伽井坊寺領を論田ともに安堵する	明星院文章
永禄10カ	1567カ	10. 17	北条氏政、關伽井坊に虎朱印状を送り(禁制)、小室郷立野を定め、竹木の伐採を禁止する	明星院文章
元龜3	1572	閏正. 5	北条氏政、關伽井坊に虎朱印状を送り、江戸御娘人祈念の功により寺内の棟別銭を免除する	明星院文章
天正2	1574	9. 1	北条氏政、小室關伽井坊に虎朱印状を送り、内田新二郎との訴訟を裁定し同坊寺領を安堵する	明星院文章
庚辰(天正8)	1580	3. 15	北条氏政、關伽井坊に虎朱印状を送り、出井ヶ嶋の荒野開発を指示する	明星院文章
天正18	1590	8. 1	徳川家康、江戸城に入る	
		この年	伊奈忠次、武州小室・鴻巣で1万3千石(1万石とも)を与えられる	家譜
天正19	1591	6. 6	伊奈忠次、無量寺關伽井坊を倉田明星院へ移し關伽井坊屋敷へ移る 同坊には堪忍分として、畠3町のほか小針宮山・春日立野を与え、門前ともに不入とする	明星院文章
慶長15	1610	6. 13	伊奈忠次死去、勝願寺(鴻巣市)に葬られる、遺領は嫡子筑後守忠政が継承する	家譜
元和4	1618	3. 10	伊奈忠政死去、鴻巣勝願寺に葬られ、嫡子忠勝遺跡を継ぐ	家譜
元和5	1619	8. 16	伊奈忠勝9歳で死去、小室願成寺に葬られる 幕府、伊奈家の廃絶を惜しみ、忠勝の弟忠隆に陣屋そのまま小室郷8か村で1180石余を賜い小普請に組み入れる(旗本伊奈熊蔵家の成立)	家譜
万治2	1659	この頃	小室陣屋内の浅間神社東脇の宅地を上地して畑地として開発(鞍骨新田)、伊奈氏の家臣の次3男が百姓身分として開発にあたる	(小室村) 村誌 (田中家)
万治3	1660	この年	浅間往来東副居の小室郷知行取扱地代官鈴木八郎右衛門、江戸屋敷詰となる(以後、内村家が地代官を勤める)	(小室村) 村誌 (田中家)
寛文3	1663	この年	牧野茂左衛門、明德寺(別所村)開基し、この年まで陣屋内に居住する、のち江戸屋敷詰となる	(小室村) 村誌 (田中家)
元禄7	1694	正. 27	伊奈忠之(忠隆子、丸山村陣屋二住)死去、願成寺に葬られる	家譜、願成寺墓塔
享保18	1733	この年	小室陣屋の大橋・蔵屋敷・裏御門前の橋を石橋に架け替える	(小室村) 村誌 (田中家)
明和9	1772	4. 15	伊奈家某(名結城)が小室丸山陣屋において死去、願成寺に葬られる	願成寺墓塔
天明4	1784	7. 18	伊奈家某(名織江)が小室丸山陣屋において死去、願成寺に葬られる	願成寺墓塔
嘉永2	1849	4. 一	小室陣屋の測量が行われる	田中家文書、役場文書
嘉永3	1850	2. 19	小室郷8か村の負担で小室陣屋の囲堀浚いが行われる	役場文書
		3. 一	小室陣屋内部の図が作成される	田中家文書
		この年	小室陣屋内外の掃除が長右衛門、表・裏の門番が次右衛門・七郎右衛門の請負となる	田中家文書
文久3	1863	3. 一	丸山・宿・別所・小貝戸村の負担により、小室陣屋の修葺工事が行われる	加藤亮明家文書
明治3	1870	4. 一	伊奈氏屋敷跡は、開墾願が出され民間に払い下げられる	田中家文書

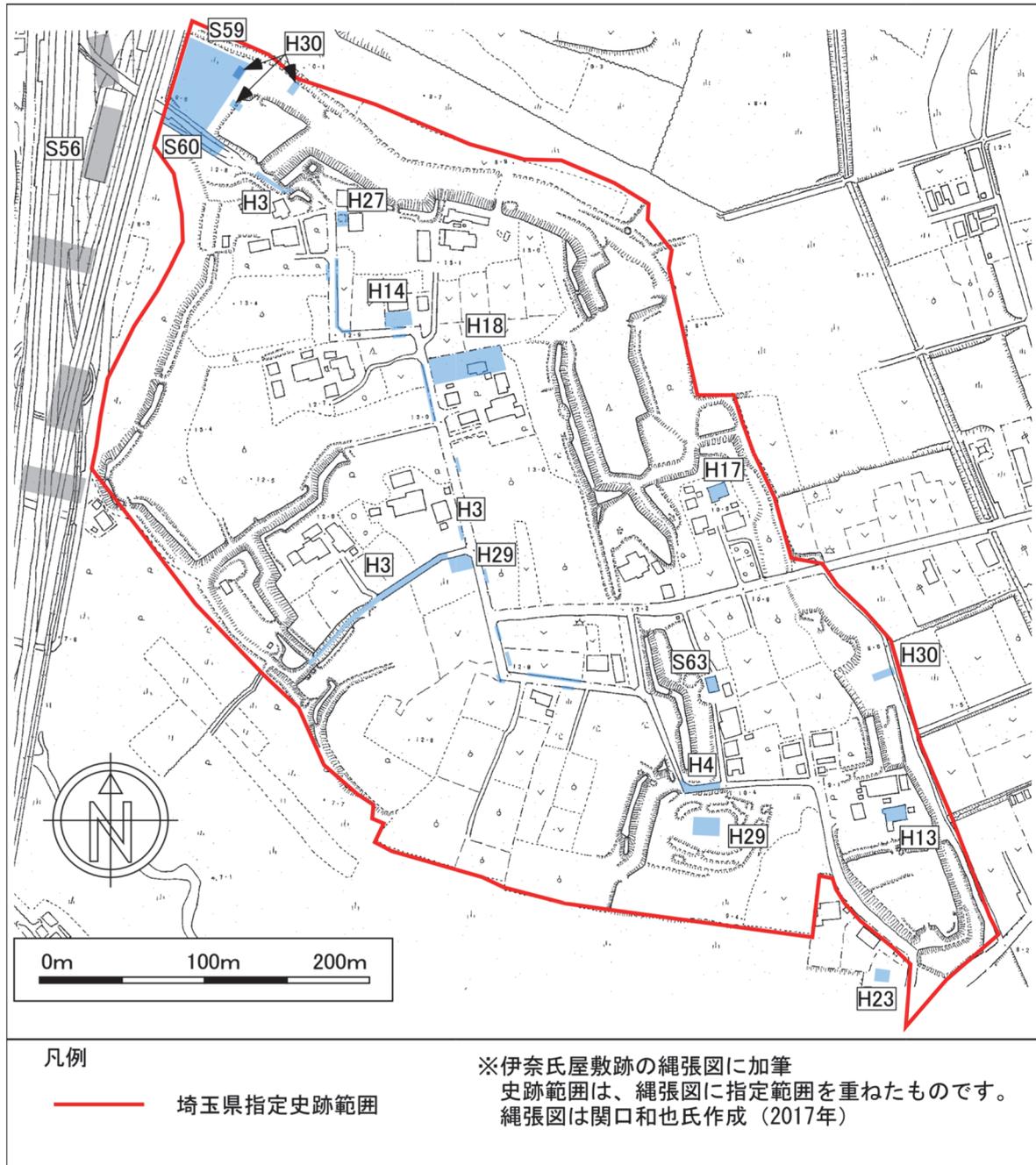
②今までの発掘調査成果の概要

伊奈氏屋敷跡の今までの発掘調査成果の概要を次に整理する。

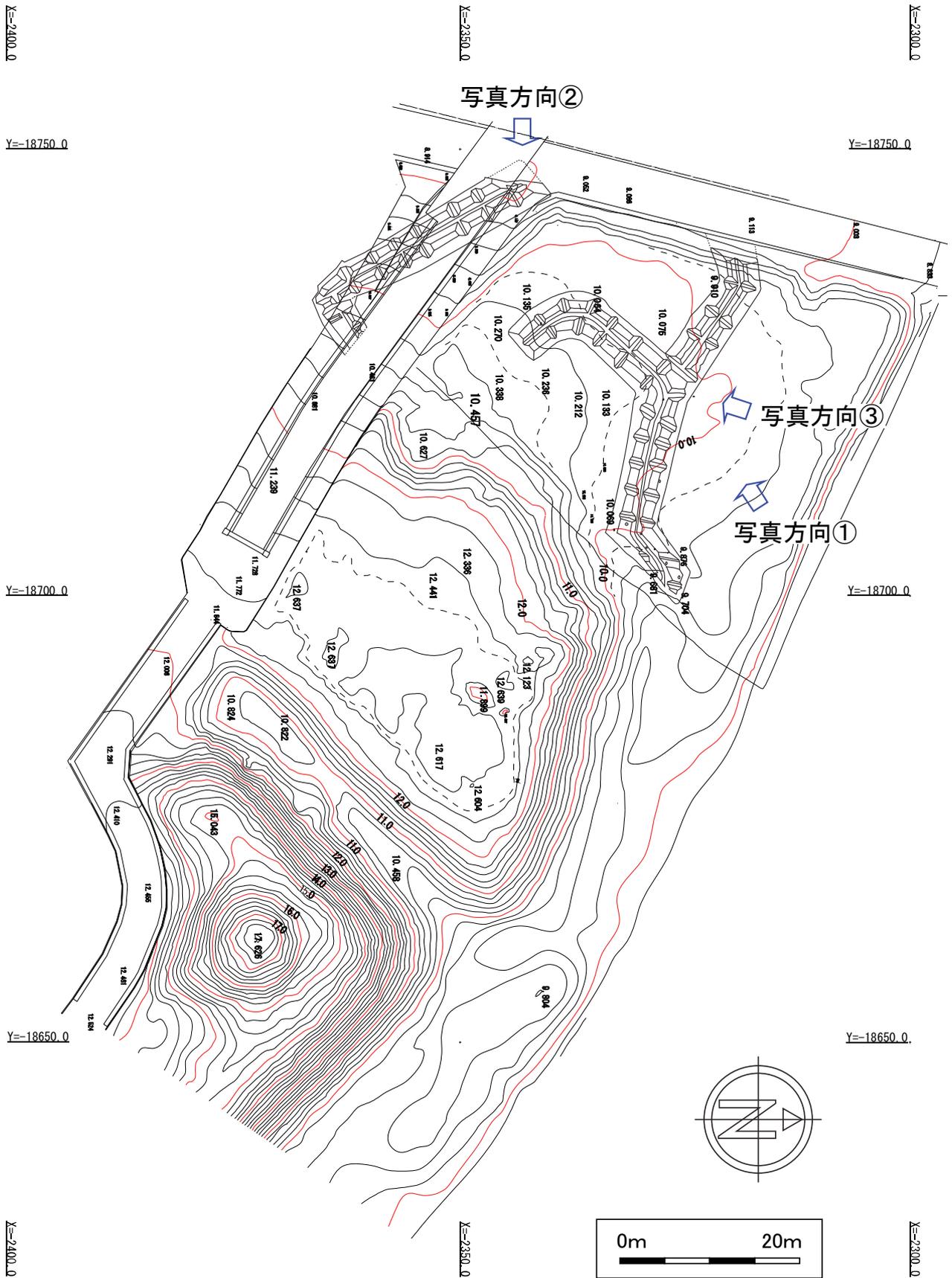
■発掘調査成果一覧

調査年次	成果概要
昭和 56 年	新幹線開通に伴う発掘調査…障子堀跡検出 (幅 6.8m 前後、深さ 30~90 cm、堀底から土塁の基底部までは約 3.5m)
昭和 59 年	開発計画に伴う発掘調査…障子堀跡検出 (幅約 5m、深さ約 2m、2 列の長方形区画を基本とし、折やカーブの部分では五角形、変形四角形、扇形の区画が見られる。南側の堀は分岐して Y 字状となり、一方は鉤の手状になっていて食い違いを形成する。もう一方は、台地の縁辺に沿って延び、昭和 56 年調査の障子堀に続く可能性が高い。)
昭和 60 年	道路(陸橋)敷設に伴う発掘調査…障子堀跡検出 (幅約 5m、深さ約 2m、2 列の長方形区画が見られる。昭和 59 年調査の障子堀と虎口を形成するものと考えられる。)
昭和 63 年	住宅建設に伴う試掘調査 「二の丸跡」付近…遺構・遺物なし
平成 3 年	道路拡幅に伴う試掘調査 「裏門跡」付近…障子堀跡検出、「陣屋跡」付近…溝跡検出
平成 4 年	道路拡幅に伴う試掘調査 「二の丸跡」付近…堀跡検出
平成 13 年	住宅建設に伴う試掘調査 「表門跡」付近…推定表門跡に伴う硬化面検出
平成 14 年	住宅建設に伴う試掘調査 …溝跡検出
平成 17 年	住宅建設に伴う試掘調査 「蔵屋敷跡」付近…遺構・遺物なし
平成 18 年	開墾・物置設置に伴う試掘調査 「蔵屋敷跡」西側…遺構・遺物なし
平成 23 年	住宅建設に伴う試掘調査 史跡範囲外の低地部…遺構・遺物なし
平成 27 年	住宅建設に伴う試掘調査 …陶器片出土
平成 29 年	住宅建設に伴う試掘調査 「陣屋跡」付近…井戸跡・柱穴跡検出、永楽銭・陶器片出土
平成 29 年	保存目的の確認調査 「二の丸跡」…土坑検出、陶器片、磁器片、水晶など出土
平成 30 年	保存目的の確認調査 東側堀跡…堀跡検出、陶器片・木製品出土 「裏門跡」…昭和 59 年検出の障子堀を再発掘、平場南東には堀がないことを確認

■発掘調査位置図



■障子堀跡発掘調査平面図（現況平面図+昭和59年度障子堀遺構図）





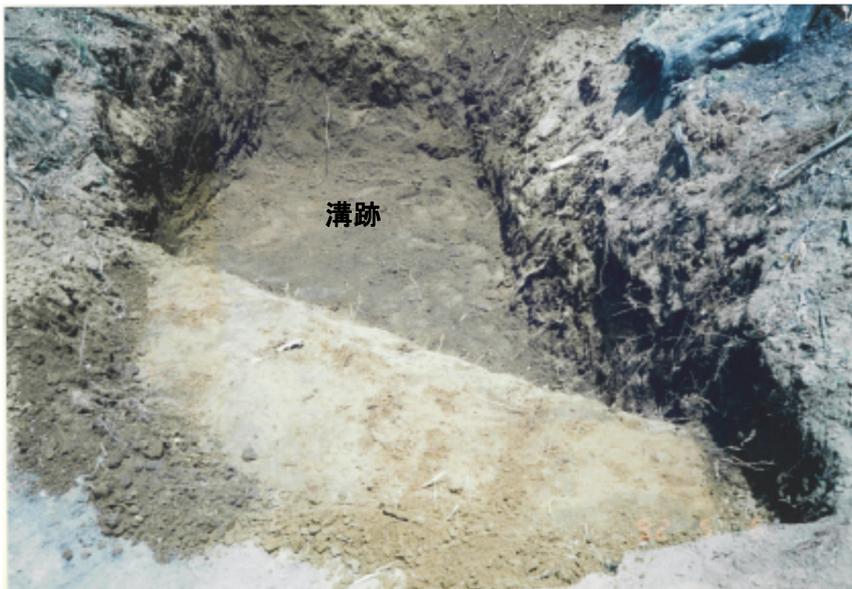
裏門跡の障子堀
写真方位①
北方向からの全景



裏門跡の障子堀
写真方位②
南側の障子堀



裏門跡の障子堀
写真方位③
障子（畝）部分



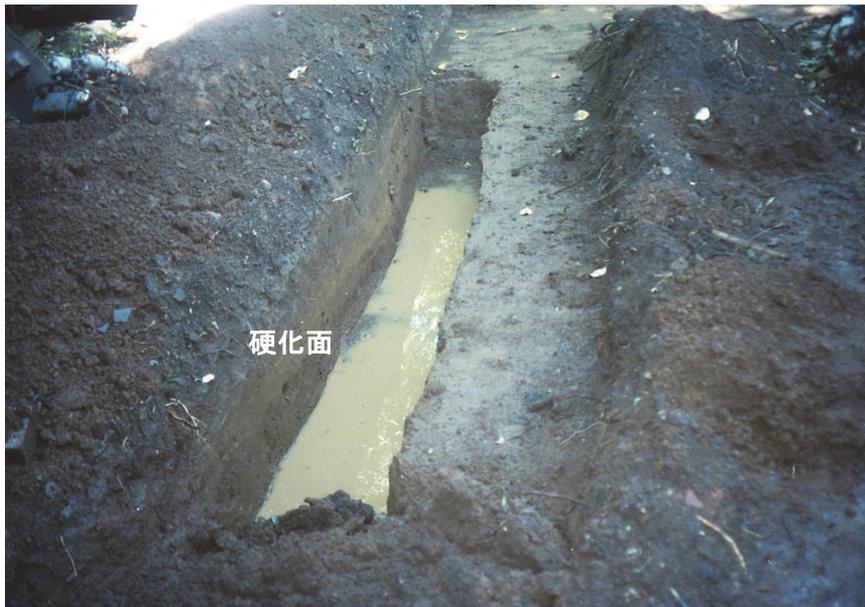
溝跡
「陣屋跡」付近町道
(平成3年)



堀肩
「裏門跡」付近町道
(平成3年)



堀肩
「二の丸跡」前町道
(平成4年)



硬化面

「表門跡」付近
(平成 13 年)



溝跡

住宅建設に伴う試掘
(平成 14 年)



地業面

「二の丸跡」保存目的の
確認調査
(平成 29 年)

主な出土遺物



永楽通宝（平成 29 年調査一陣屋跡付近）



伊万里焼（平成 29 年調査一二の丸跡）



志野焼（内面）（平成 29 年調査一二の丸跡）



志野焼（外面〔底面〕）（平成 29 年調査一二の丸跡）



瀬戸・美濃 播鉢（外面）
（平成 29 年調査一二の丸跡）

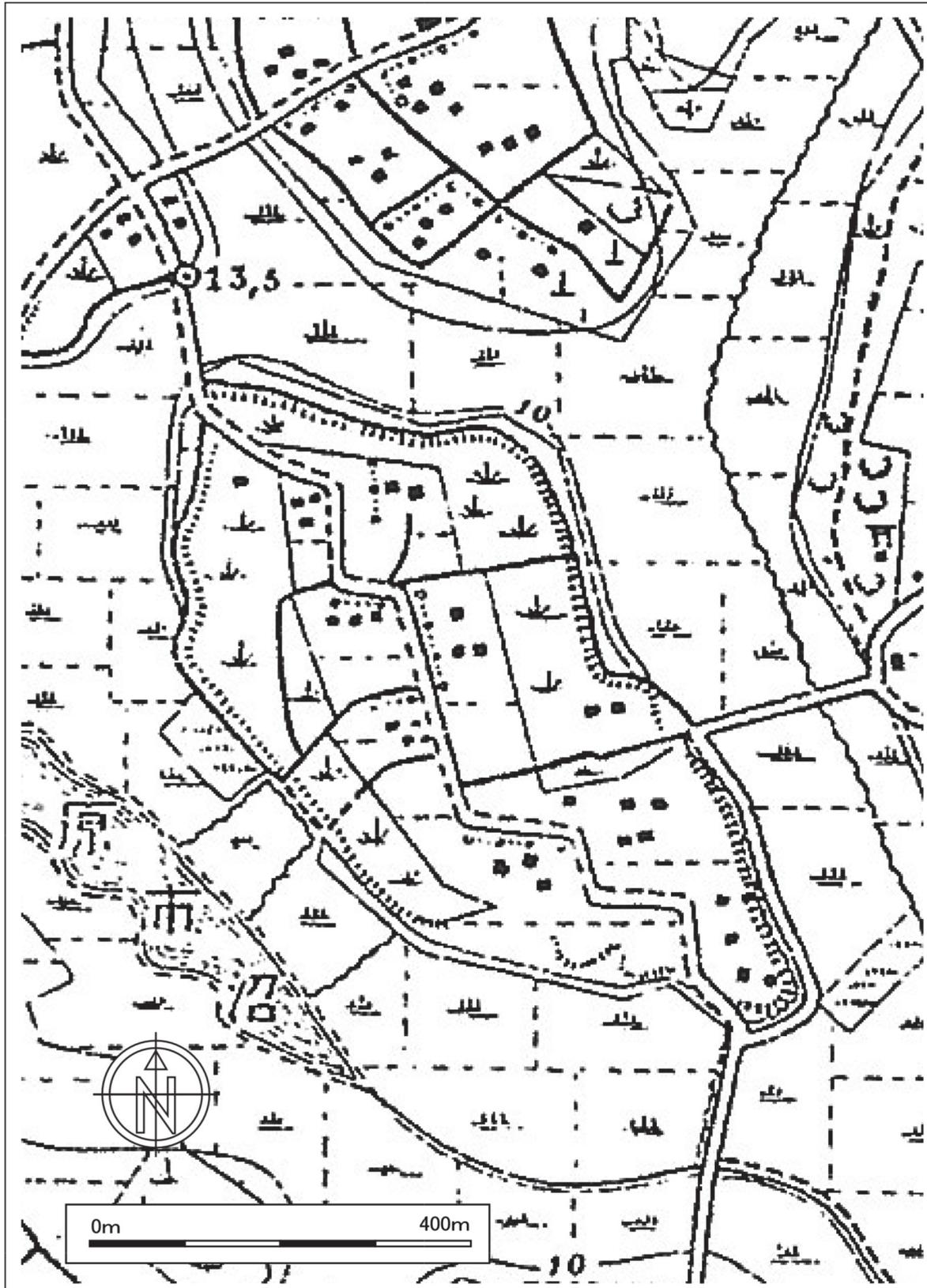


水晶（平成 29 年調査一二の丸跡）

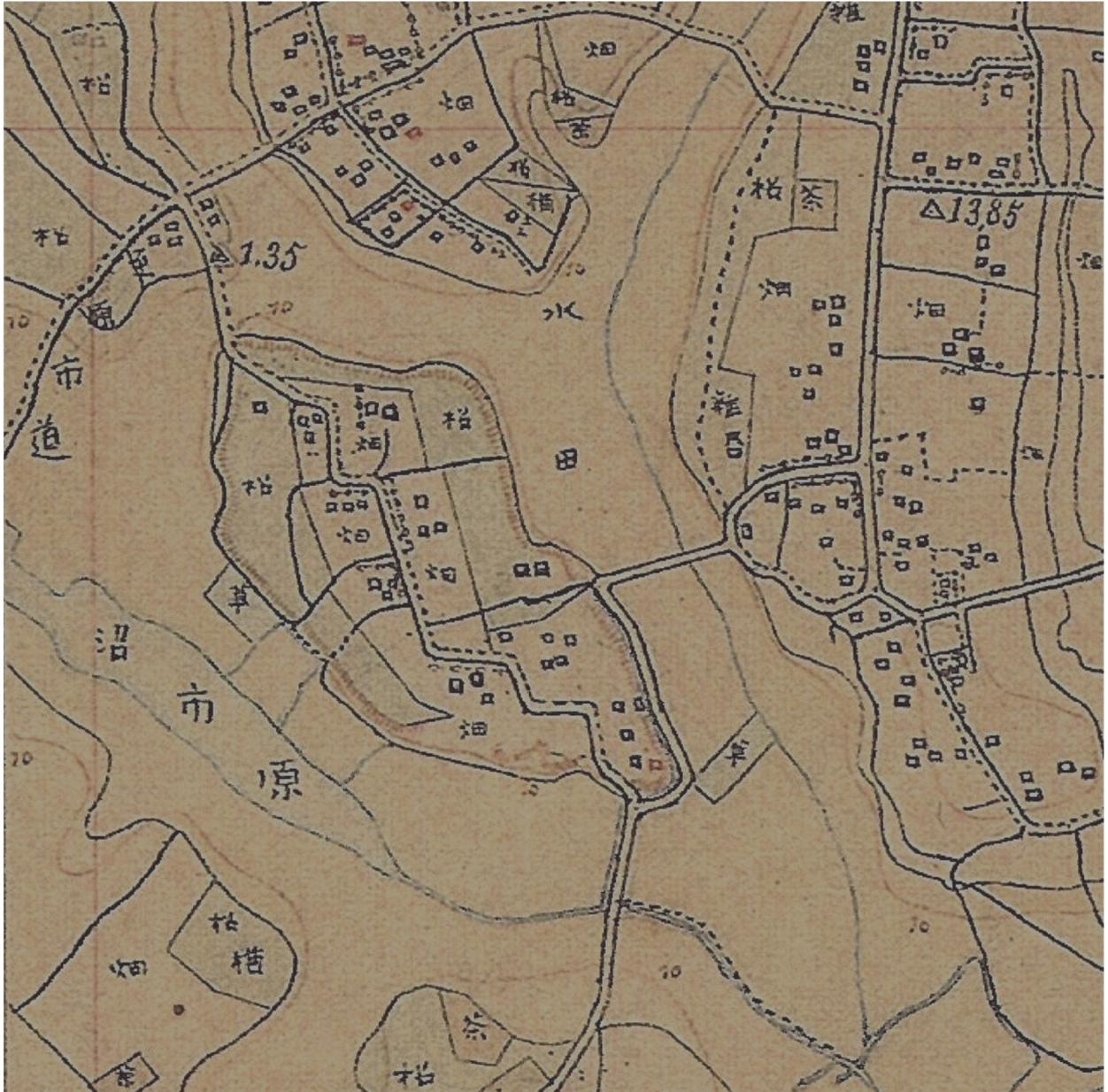
③その他基礎的な資料

伊奈氏屋敷跡の旧図、航空写真等の概要を整理する。

■迅速側図（明治14年測量） 国土地理院



■第一軍管区地方 2 万分 1 迅速測図 (明治 14 年 5 月) 出典：国土地理院





空中写真 S22 年

・撮影年月日 1947/10/28

・撮影高度 2469m

(但し 縮尺 任意改変)

出典：国土地理院



空中写真 S36

・撮影年月日 1961/06/01

・撮影高度 1700m

(但し 縮尺 任意改変)

出典：国土地理院



空中写真 S42

・撮影年月日 1967/05/05

・撮影高度 1550m

(但し 縮尺 任意改変)

出典：国土地理院



空中写真 S49

・撮影年月日 1974/12/25

・撮影高度 1200m

(但し 縮尺 任意改変)

出典：国土地理院

④伊奈氏屋敷跡の縄張構造

本項は、縄張図作成を依頼した関口和也氏（城郭研究家）による考察を、伊奈氏屋敷跡保存活用計画策定委員会の協議を経て掲載する。

伊奈町小室に残る「伊奈氏屋敷」は、周囲を水田に囲まれた台地上に現在でも土塁・堀をよく残している。しかし、現存する遺構は台地縁辺部にあり、台地中央部についてはほとんど残っていない。したがって、その構造を考えようとするときは、過去の絵図や発掘調査成果を考慮し、復元的に考えなければならない点が多い。また、長期間存在していたことから、その構造に変化があった可能性も考慮しなければならない。

屋敷を描いた図はいくつか確認されている。

- i 寛政6年5月「小室陣屋跡絵図」（田中家文書）
- ii 嘉永3年3月「小室陣屋内部の図 1」（田中家文書）
- iii 明治元年12月作成「小室陣屋内部の図 2」（田中家文書）（②の写し）
- iv 年不明「小室陣屋周辺図 1」（田中家文書）
- v 年不明「小室陣屋周辺図 2」（田中家文書）
- vi 年不明「籠絵図」（田中家文書）
- vii 明治8年「丸山村旧陣屋敷地図」（国立公文書館・内閣文庫蔵）
- viii 文政11年「伊奈熊蔵陣屋図（「新編武蔵風土記稿）」」（国立公文書館・内閣文庫蔵）

これらのうち、屋敷内部の状況を描いたものはii・iii・viiであるが、iiに記載された土塁・堀は現存するものとほぼ変わらない。つまり、現在失われたと思われる部分はこの時点で消滅していてほとんど描かれていないのである。従って、復元作業はかなりの推定部分が多くなることをお断りしておく。

さて、通常城というものは主郭（本丸）があり、それを守るように周囲に曲輪を配置している。伊奈氏屋敷もそうになっていたと思われる。では主郭はどこなのか。ivでは、土塁カークコーサーシーツのラインより西側の広大な部分を本丸とし、Ⅲ付近に「二丸」と記す。一方、viiでは土塁カの西側あたりに「元二ノ丸跡」と注記する。現在ではivに従ってⅢ付近を二の丸跡と呼称している。どちらが「二丸（二ノ丸）」なのかはわからないが、ivに示す範囲を主郭とすると、かなり広い面積を占めることになり、城としても陣屋・屋敷としても違和感がある。実際の遺構を見てみよう。頭殿権現社のある場所Ⅱは、台地上のⅠと折を有する堀で隔てられている。Ⅰの北西側には土塁アが残り、隣接して道がある。道は台地端に近づくほど堀状を呈しているので、元は堀だったと考えられる。viiによれば、Ⅰ一带は「元陣屋御殿跡」とある。本来の主郭を利用して陣屋を置いた可能性が高く、このあたりが主郭であったと考えて良い。つまり、現存する土塁アは主郭北西側を画すものであった。では主郭の南東端はどこか。道イは堀状となり、土塁を伴う。土塁は聞き取りにより、近代に積み上げたことがわかっているので、遺構ではない。さらに

南東に台地下に下る堀状の道ウがある。しっかりした土塁が伴っていることから、ここが主郭の南東端の可能性がある。この堀は、ii では凸状の突出部が描かれている。次に北東端だが、vii によれば、エ付近に「元喰違姿有」とある。ここに虎口があった、つまり主郭の北東端だったと考えたい。ii を見ると、このあたりにクランクする道が描かれているが、これが虎口の名残であろう。ii の作成時には既がないが、もともとは堀があったのだろう。小室栄一編『中世城郭の研究』では、土塁アの東端部（突出部）で堀が東に折れ（この時点では現存していたような表記である）、聞き取りにより復元したかつての堀のラインにつながる。この堀のラインは、エを通過し、オで南西に向かい、道ウの先端付近につながっていたように描かれている。これだと、道ウは堀ではなかったように見えるが、凸状の突出部があった可能性を考えると、オがウとつながっていた可能性は残される。

Ⅱの役割ははっきりしないが、南側が沼であり、このあたりに船着き場があったといわれていることから、それに伴うものであろうか。完全に主郭から見下ろされることから、仮に敵に制圧されても反撃しやすい。なお、「頭殿」社付近は一種の神域であったと考えられるが、「ズドノ」は「ズウドノ」「ゾウドノ」「ジュウドノ」の変化とも考えられる。「ジュウドノ」は湧水のある場所、水の出るところの意味で（能登健ほか『よみがえる中世5』平凡社 1989）、ここの社も水の神である可能性がある。現在、神社に向かう参道は堀状となっていて、Ⅰ側には土塁があるが、これは道として後世に切り開かれたもので、土塁はその際の残土の可能性もある。iii によれば、道からⅡに入るために堀を越えるが、そこには木橋がかかっていたようである。

先述のとおり、vii によれば、東側の土塁カの西側に「元二ノ丸」と記されている。これに従うと、主郭を包み込むように「二ノ丸」があり、その範囲は主郭西側にも延びていた可能性はある。つまりiv である本丸の範囲である。土塁カは東側に堀を伴う。北側で東に折れていて、開口部キがある。ここはかつての虎口であろう。その東側、道路が土塁を断ち割っている部分は後世の破壊と考えられる。土塁が折れていることから、横矢が掛かる構造であったことがわかる。現状では樹木が密生して詳細をとらえにくい、ii やiv をみると、喰い違い虎口のように描かれている。また、内側が枡形となっていた可能性もあるが、現状でははっきりしない。虎口の南にⅢがある。iv で「二丸」とある場所だが、先述のとおりここは「二丸」ではなさそうだ。低い土塁が巡り、一部堀状になっている部分もあるが、平成 29 年の発掘調査によってこれらは近年の物であることが明らかになった。中世に遡る出土遺物は検出されなかった。Ⅲを囲む堀は検出できなかったが、堀があったとしたら、さらに南のス付近だったのかもしれない。Ⅲは位置的に虎口キに伴う馬出の役目を果たしていたとも考えられる。

虎口キに連なる土塁クは、堀を伴いつついったん折れ、北に延びて消滅する。ii やiv をみると、ケのあたりで東に折れ、さらに北に折れてコの東側の道（かつての堀跡であろう）につながっていた。コは民家による破壊も見られるが、土塁線から東に凸状に突出している。中世城郭では、このような場所の近くに虎口があって、突出部から横矢が掛けられることが多いが、絵図を見て

もその形跡はない。コの北には土塁サがあり、道路につきあたって消滅している。北東に堀を伴う土塁シがある。ivによれば、サの北端で土塁が東に折れ、シとつながっていたようだ。シの土塁は一部が低くなっている、ここが虎口だとするとシの櫓台状に広がった部分から横矢が掛かる。しかし、対岸との落差がかなりあるため、虎口と考えるのは躊躇する。

Ⅲの東側は台地Ⅳがやや細長く延びていて、南と東に水堀がある。堀はセで一度途切れるが、このあたりに表門があった。i・viiによれば、枡形は形成せず、平入りの虎口だったようだ。とはいえ、門に入るまでには堀に沿った道を進み、その間はⅣの監視下にあつて常に横からの攻撃が可能な状態になっているため、防御的には劣るものではない。viiによれば、南側台地が東側にややふくらんでいるように描かれているので、横矢が掛かった可能性がある。門はviiでは屋根をつけ、両側に控え柱を有し、控え柱には切妻の屋根があることから、高麗門のように見える。viでは、控え柱が門の両側に延びていて、薬医門のようにも見える。正面は土橋であった。セと堀ソの間は藪にかくれてしまっているが、一部、水堀が残っている。ソから北は土取り跡があるなど地形が改変されているが、堀はさらに続いていたようで、平成30年の発掘調査では堀跡が見つまっている。伊奈氏屋敷跡では、過去の発掘調査で障子堀が検出されているが、この堀は障子堀ではなかった。また、何度かの掘り直しの痕跡が認められた。i・viiでは夕付近にも門が描かれていて、viiによれば「元蔵屋敷へ入ル口」だったという。表門や後述する裏門が先述のとおり屋根をつけた形状となっているのに対し、屋根がない冠木門のように描かれている。また、門の前には、裏門とともに橋が架かっていた。表門や裏門と比較すると防御性は希薄であるが、門と橋が離れていることから、門の前面に馬出状の空間があつた可能性もある。Ⅴあたりが「元蔵屋敷」で、北端に土塁と堀が残存している。堀の北には小さな曲輪チがあり、一見すると馬出に見えなくもないが、土塁が開口していないし、落差もあるため、馬出ではなさそうである。

北側に曲輪Ⅵがある。ⅣからⅥにかけては、「二ノ丸」東側の防御のために曲輪がつくられたと考えられるが、各曲輪間の連絡については現状では明確ではない。

土塁シから西にかけては崖線が残り、途中の屈曲しているあたりから土塁が現れる。崖線・土塁は堀ツにぶつかるが、土塁上に方形の高まりテが残る。これがviiでいう「物見跡」であろう。堀ツは道路で止まるが、対岸には堀跡と思われる窪みトがある。現在の道路はかつての通路を踏襲していて、土塁ナによって鍵の手状に曲がる。ここには虎口があつたと思われる。その先のⅦは昭和59年に発掘調査が行われ、障子堀が検出されている。また、陸橋のあるニも翌年に発掘調査が行われ、障子堀が検出されている。Ⅶの障子堀は半円形を描き、西側の南端で止まる。西側のニとの間が通路になっていて、そこに裏門があり、Ⅶから横矢がかかるようになっていたと考えられる。裏門は屋根付きで高麗門のように描かれている。その先には方形のスペースが想定できるので、馬出であつた可能性がある。

ヌからは崖に沿って土塁が構築されている。viiiによれば、IIの頭殿権現社の西側に門が描かれている。位置的にはネ付近が該当するが、現在でも虎口状になっている。ただし、viiではそのようなものは描かれていない。

viiによれば、台地の周囲はかつての堀跡と思われる水路に囲まれている。現存しているのはIVの南から東にかけてと、セと堀ソの間、タの北側の道路になっている部分、VIの北側あたりのみであるが、絵図のとおり全周していたと考えて良いだろう。障子堀と、そうではない堀が検出されていて、使い分けがなされていたと思われる。

さて、これらの遺構は一体いつの時期の物なのだろうか。『新編武蔵風土記稿』には「古岩槻太田氏ノ持城アリシ蹟ナリト土人イヘリ」とあり、江戸末期にはもともとここに城があったと伝えられていた。しかしながら、この地に「無量寺閼伽井坊」があり、それを移して屋敷を築いたことは天正19年の伊奈忠次文書（無量寺閼伽井坊宛替地手形 桶川市明星院蔵・埼玉県立文書館収蔵）に明らかである。もし伊奈氏入部より前にこの地に土塁や堀があったなら

- ・もともと城があった場所に閼伽井坊があった
- ・閼伽井坊が堀や土塁を有していた（城郭化していた）
- ・城と閼伽井坊が共存していた

のいずれかということになる。埼玉県内では、喜多院（川越市）のように周辺に堀を巡らした近世寺院がある。また、常光院（熊谷市）のように、かつての鎌倉武士の館を寺院に転用した（と伝わる）ため、堀で囲まれている寺院もある。それらは基本的には方形であり、伊奈氏屋敷のような地形に依存した、防御的なものではない。また、それらが本当に中世まで遡るかどうかは不明である。現時点では閼伽井坊が城郭のような姿をしていたとは考えにくいし、城と共存していたとも思えない。

現存する遺構は台地全体に広がっているため、もともと城郭があったとすると、県内でもかなり面積が広い部類になる。単なる臨時の砦のようなものではない。地形的にはIVあたりなら小規模な城が作れそうではあるが、台地全体を使わなければ、城が設けられない。「小田原衆所領役帳」では、御馬廻衆に「閼伽井坊」があるが、伊奈にあった閼伽井坊と同一かどうかは不明である。仮に同一であれば、城郭化していた可能性はある。しかしながら、現状の遺構はあまりに広すぎる。中世文書の残存状況は良いわけではないので断定はできないが、もともとここに現存する遺構を残すような城があったとすれば、古文書はともかく、軍記物にすら一切登場しないのは疑問が残る。伊奈氏より前にここに城があった可能性は低いのではないか。とはいえ、徳川氏の関東入部後に配下の武将たちが入った城は、基本的には後北条氏時代から受け継がれてきた城である。伊奈氏屋敷のみ、新規に築造されたと考えて良いかという疑問は残る。また、築城の記録もないのは気になる。ただ、北条氏滅亡後に一旦廃城となった河越城がそのまま使用され、特に再興した記録も見当たらない（川越市立博物館『後北条氏と河越城』 2007）ので、記録がない

ことはあまり問題ではないのかもしれない。ちなみに、何度かの発掘調査を経ても中世の遺物は発見されていない。

伊奈氏以前に城があったという考えは、現存する遺構が「陣屋」「屋敷」のイメージからすると遠いものだからであろう。これまで見てきたとおり、その防御力は決して低いものではなく、私見を言わせてもらえば「屋敷」という名称は適当とは思えない。なお、発掘調査によって出土した障子堀をもって、ここに戦国期に城があった証拠とする考えがある（財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団『赤羽・伊奈氏屋敷跡』1984）。たしかに、屋敷跡から最初に障子堀が検出された時点では、全国的にも障子堀の発掘例は少なく、後北条氏の築城の特色とされていた。しかし、城の発掘調査件数が増えるにつれ、後北条氏と全く関係のない城からも障子堀が発見されるようになった。さらには、中世城郭だけではなく、近世城郭からも障子堀が発見されるようになった（第32回全国城郭研究者セミナー実行委員会『「障子堀」の再検討』2015）。小田原城でも、近世以降の障子堀と思われるものが発見されている（小田原市『小田原市史 別編 城郭』1995）。伊奈氏屋敷の障子堀からは、時代を判定できる遺物は検出されていない。障子堀は伊奈氏入部後の構築と考えることも不可能ではないのだ。搦め手側で発掘された障子堀は、堀の中に規格的に障子を構築している。ある程度、障子堀に対する知識が広まった段階で築かれたものではなかろうか。

筆者は、先述したように、疑問は残しつつも伊奈氏入部によって現存する遺構が築かれたと考えてみたい。むしろ、そうした視点で遺構を捉えることにより、伊奈氏が関東において期待された役割を、新たな視点でとらえることができるのではないかと考えるからである。

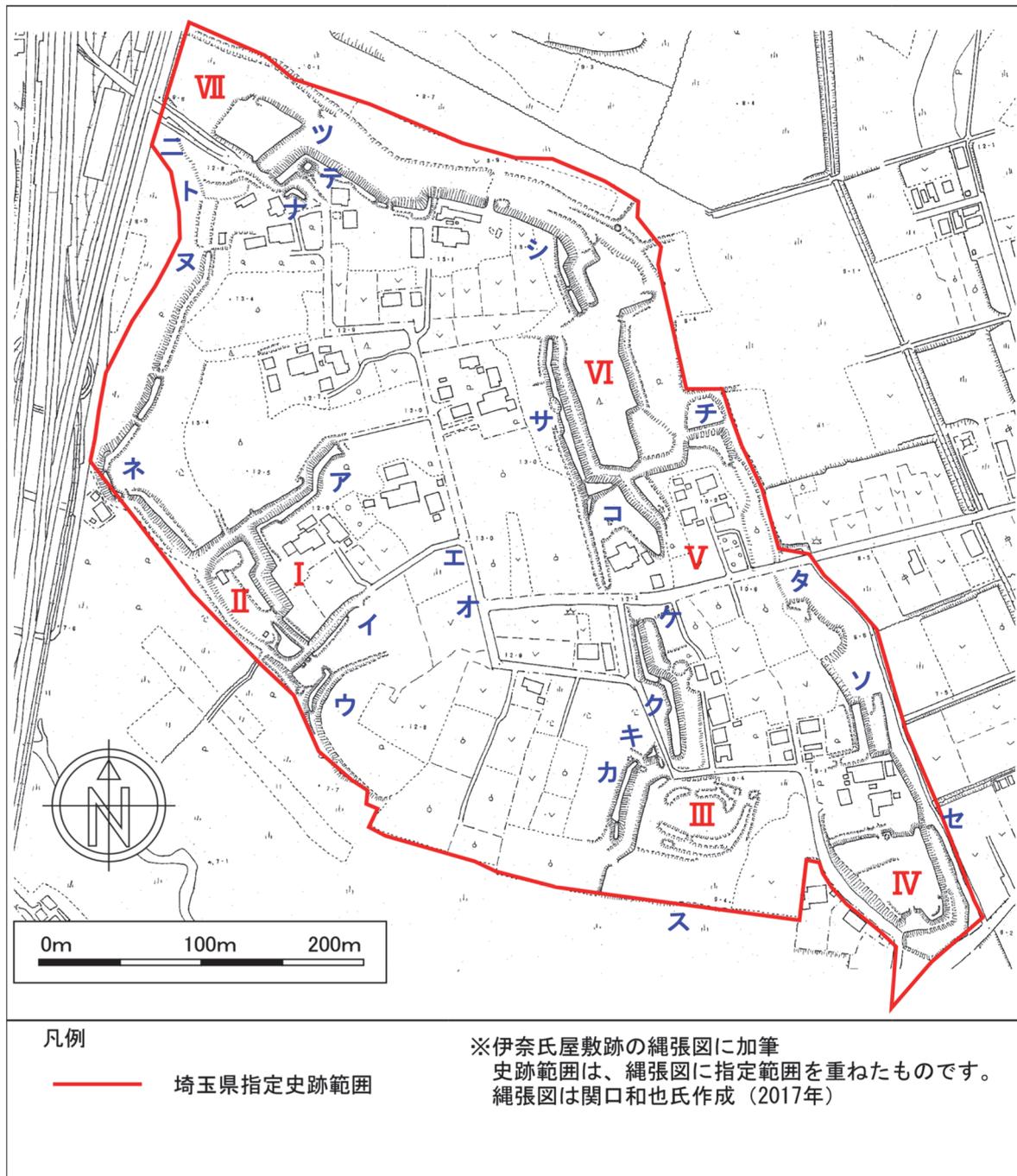
最後に、閼伽井坊が元あった場所はどこだろうか。先述のとおり中世の遺物が出土していないこともあって手掛かりは少ないが、頭殿権現社が古くから現在地に鎮座していた可能性を考慮すると、後に主郭とされる場所、つまりI付近にあった可能性が高いように思う。

全般的な参考文献

伊奈町教育委員会『伊奈町史 通史編I』 2003

伊奈町教育委員会『伊奈氏一族の活躍』 2008

■縄張構造図の注記



3-2 文献調査

伊奈氏屋敷跡に関わる絵図、文書、二次文献を次のように整理する。

文書 資料名

天正 19 年 6 月 6 日 無量寺閼伽井坊宛替地手形
伊奈熊蔵陣屋（「新編武蔵風土記稿」より）
嘉永 2 酉年 4 月 4 日始 御陣屋分見 野帳
嘉永 3 年 3 月 9 日 御陣屋地内上銭田畑改帳
文久 3 年 3 月 15 日ヨリ 御陣屋御修覆ニ付諸職人并諸色
人足諸掛取調書出帳
（年不詳）無量寺境内立木伐採之儀明星院奥書印形難渋ノ
件願下ヶニ付一札
明治 3 年 4 月 上（旧伊奈熊蔵陣屋敷御林開墾願）
明治 3 年 9 月 11 日より 陣屋林立木代金積
元浦和県官舎其外新営之場所地代金調書（「明治五年
中央令達・大蔵省誌」より）
（足立郡丸山村）陣屋趾（「埼玉県史料」より）
古跡、村誌付録（「村誌」より）（明治 10 年 2 月浦和県
庁へ出ス）
伊奈熊蔵陣屋跡（昭和 2 年 9 月「小室村誌」より）

所蔵先

桶川市明星院蔵・埼玉県立文書館蔵
国立公文書館・内閣文庫蔵
役場、田中家
田中家
加藤亮明家
役場
田中家
加藤亮明家
埼玉県行政文書
国立公文書館・内閣文庫蔵
田中家
小室村教育会編

絵図 資料名

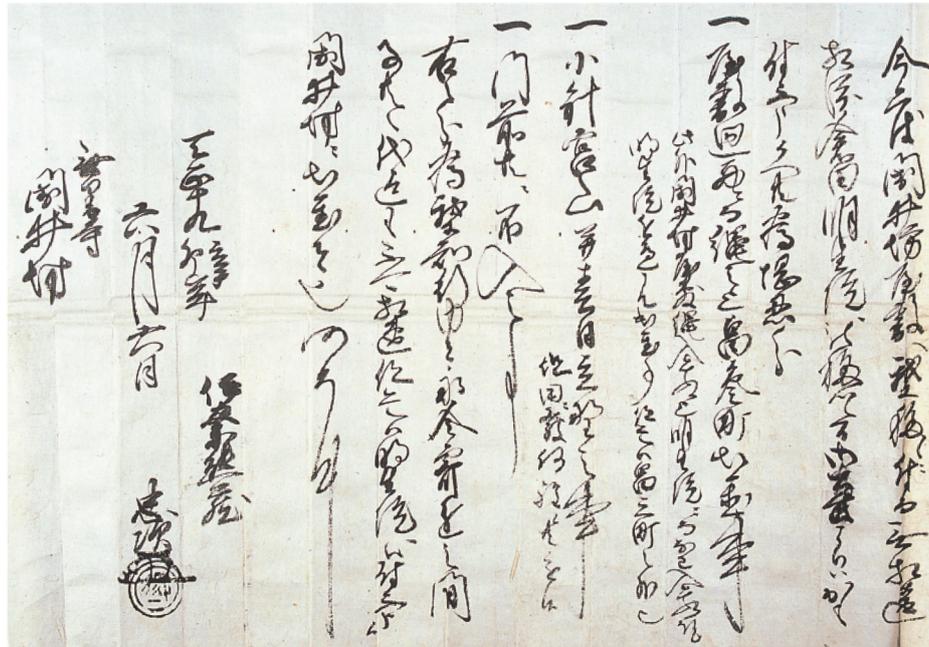
小室陣屋跡絵図（寛政 6 年 5 月）
伊奈熊蔵陣屋図（「新編武蔵風土記稿」より）
小室陣屋内部の図 1（陣屋敷改図）（嘉永 3 年 3 月）
小室陣屋内部の図 2（陣屋敷分見図）（嘉永 3 年 3 月）
小室陣屋周辺図 1
小室陣屋周辺図 2
籠絵図（嘉永 2 年 4 月）
丸山村旧陣屋敷地図（明治 8 年 2 月）

所蔵先

田中家
国立公文書館・内閣文庫蔵
田中家
田中家
田中家
田中家
田中家
国立公文書館・内閣文庫蔵

天正 19 年 6 月 6 日 無量寺閼伽井坊宛替地手形（桶川市明星院蔵・埼玉県立文書館収蔵 明星院文書 8「伊奈忠次手形」）

伊奈忠次は小室に所在した名刹無量寺閼伽井坊を移転させて、自らの屋敷とした。その際、徳川家康からの寺領宛行はなかったため、忠次は所領のうちから畠三町、小針宮山及び春日の立野を寄進し、門前ともに不入の権限を与えた。やがて、忠次は、この屋敷（小室陣屋）を拠点に利根川流域の治水・利水や新田開発等を行っていった。



この度、閼（伽）井坊屋敷へ我等（伊奈忠次ら）移り候に付て相違なくあい渡し、倉田明星院へ移られ候のあいだ、御公方（徳川家康）よりは少しも付け申さず候へとも、堪忍分として、

一、屋敷廻西にて縄（検地）の上、畠三町歩出し置く事

このほか、閼（伽）井坊屋敷繩入れ参り候上、明星院にて繩入参り候程、明星院近辺にて出し置く事、但これは畠三町のほか也

一、小針宮山ならびに春日・立野の事

但し田にひらきて何程候とも進らせ候

一、門前ともに不入の事

右の分我ら知行たる内は永く寄進せしめるの間、

子供の代迄も相違あるべからず、但しこれは明星院へは付け申さず候、

閼（伽）井坊に出し置くもの也、よつてくだんのごとし

天正十九年 卯辛 伊奈熊蔵

六月六日 忠次

(黒印)
(花押)

無量寺

閼（伽）井坊

小室陣屋跡絵図 田中家文書

寛政6年(1794)5月に作成された、紀州家の鷹場杭設置に関する絵図である。小室郷の丸山・別所村は紀州藩の鷹場と捉飼場(鷹の飼養・訓練に使用された鷹場)の境界に位置しており、この年紀州家から「御留場(禁漁区)定杭」が小室上沼・下沼(原市沼)や陣屋沿いに7か所建てられた。陣屋については周辺のみで、内部は全く描かれていないが、原市方面から陣屋の表門の前を通り、蔵門(蔵屋敷門)から東方向へ曲って進む「原市道」が描かれるなど、陣屋周辺の様子がよくわかる。



紀州様
御鷹場杭打立之節差上候
寛政六年五月日扣
小室
下郷

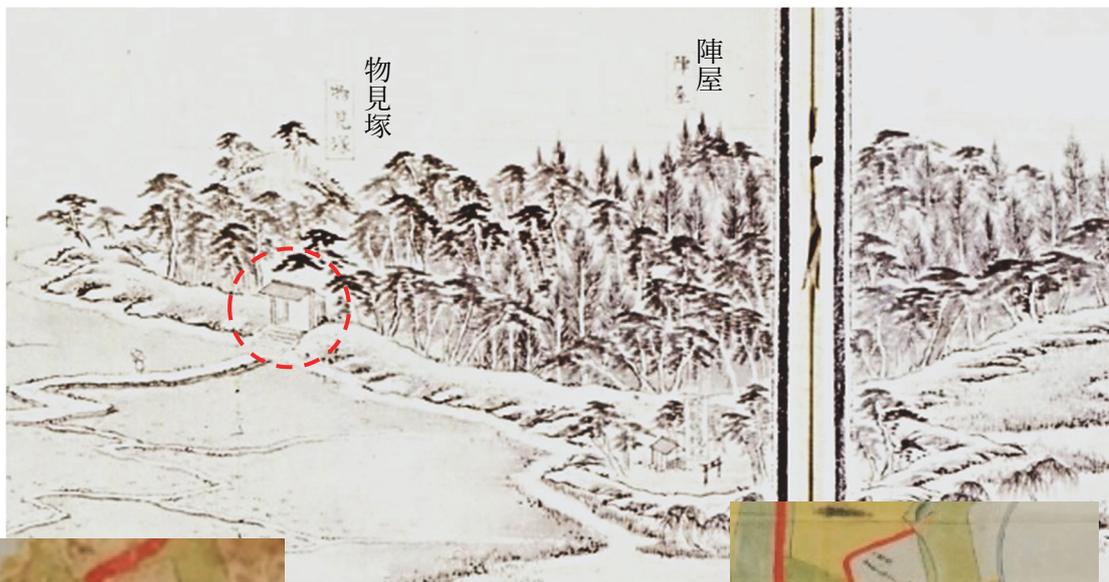
田 山 畑 埜 沼 道
地 川

伊奈熊蔵陣屋図（「新編武蔵風土記稿」より） 文政11年・国立公文書館・内閣文庫蔵

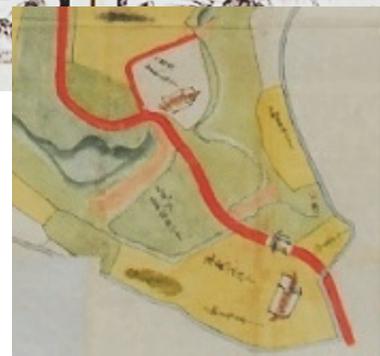
原市側からみた陣屋図である。うっそうとした木に覆われているが、物見塚・頭殿権現社の名がみえる。この段階では沼が大きかったことがわかる。



部分拡大



明治元年（1868）の小室陣屋
内部の図2にみる表門付近
（左）と裏門付近（右）



小室陣屋内部の図 1 田中家文書

嘉永2年に行われた陣屋内改めの際に、分間掛を勤めた別所村の組頭田中庄兵衛（御林山預り）が翌嘉永3年3月に作成した絵図面の下図である。図面には角筆で方眼が引かれ、その上に測量の際に付けられた番号が振られている。



此度 御陣屋内御改に付、分間掛相勤候に付
絵図面認方被仰付、引立之下図色取控置候

嘉永三戌年三月

但し老分老間之積

別所村

田中庄兵衛

所持

同上拡大図

方眼が引かれ、その上に測量の際に付けられた番号の位置が落とされ、線で結ばれて絵図が作成されたことがよくわかる。



白紙

此色 此色 此色 此色 此色 此色
堀筋 道筋 からほり 御預田畑 御縄請地 御林山

小室陣屋内部の図 2 田中家文書

明治維新後の明治元年 12 月、御林山改めにきた武蔵知県事附属会計局吉川友次郎に対して提出した上記絵図の写しの控である。



明治元年辰都市十二月朔日
吉川友次郎様御見分請相成申候

右絵図面者此度御陣屋鋪御改ニ付引立差出候
写し為心得扣置申候

嘉永三戌年三月



御山預り
田中「
御預畑田「
堀筋
道筋
山林
百姓地
此色土手

小室陣屋周辺図 1 田中家文書

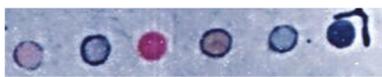
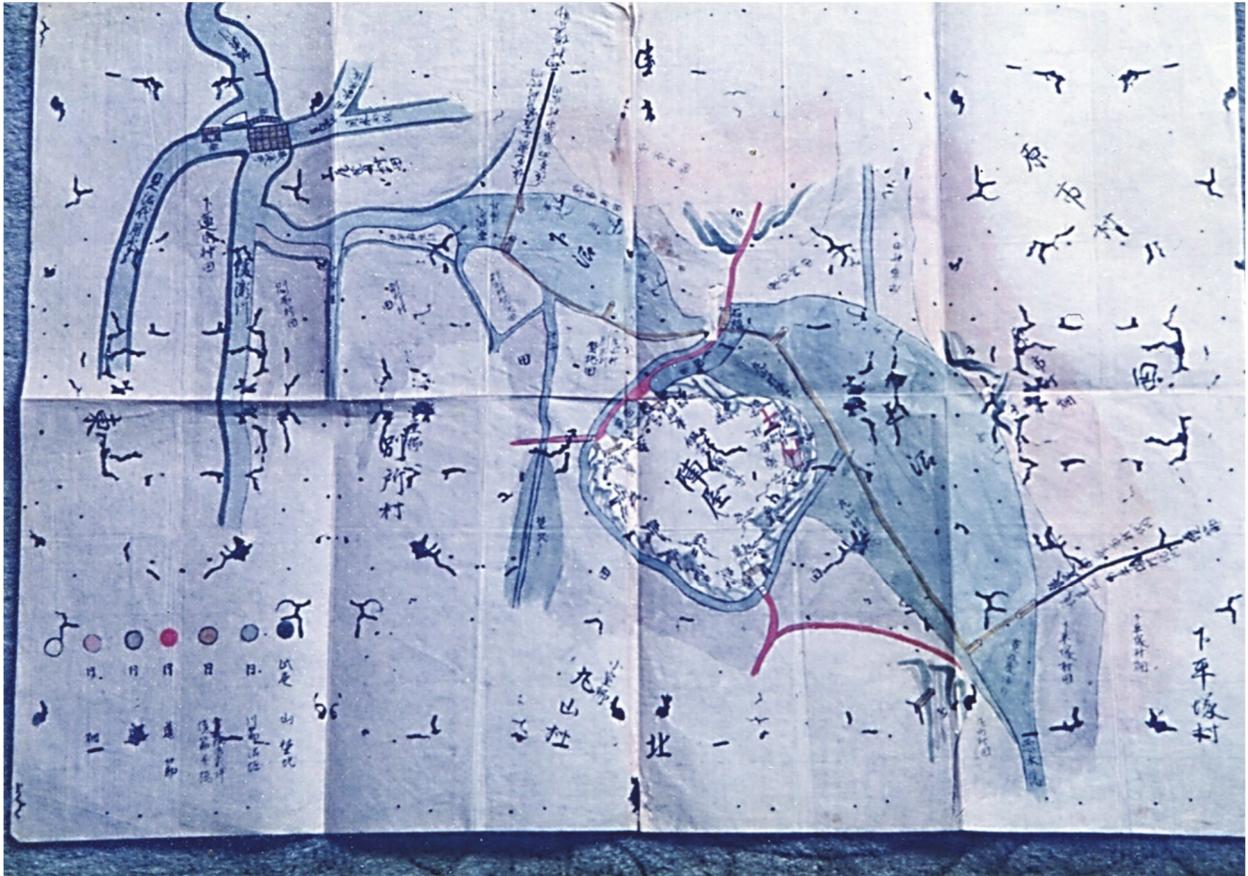
沼の対岸原市村側と、沼の利用を巡って争論した際に提出された絵図の控と思われる。寛政年間以降に作成されたもので、沼（上沼・下沼）・沼周辺の湿田のほか、陣屋についても堀・土塁・門・郭の様子が克明に描かれている。



- 此色 小室郷埜地埜成田
- 此色 下平塚村上瓦葺村植出し
- 此色 原市村植出し
- 此色 小室郷古田
- 此色 水
- 此色 道筋
- 并原市村にて御見分之節
境引致候筋

小室陣屋周辺図 2 田中家文書

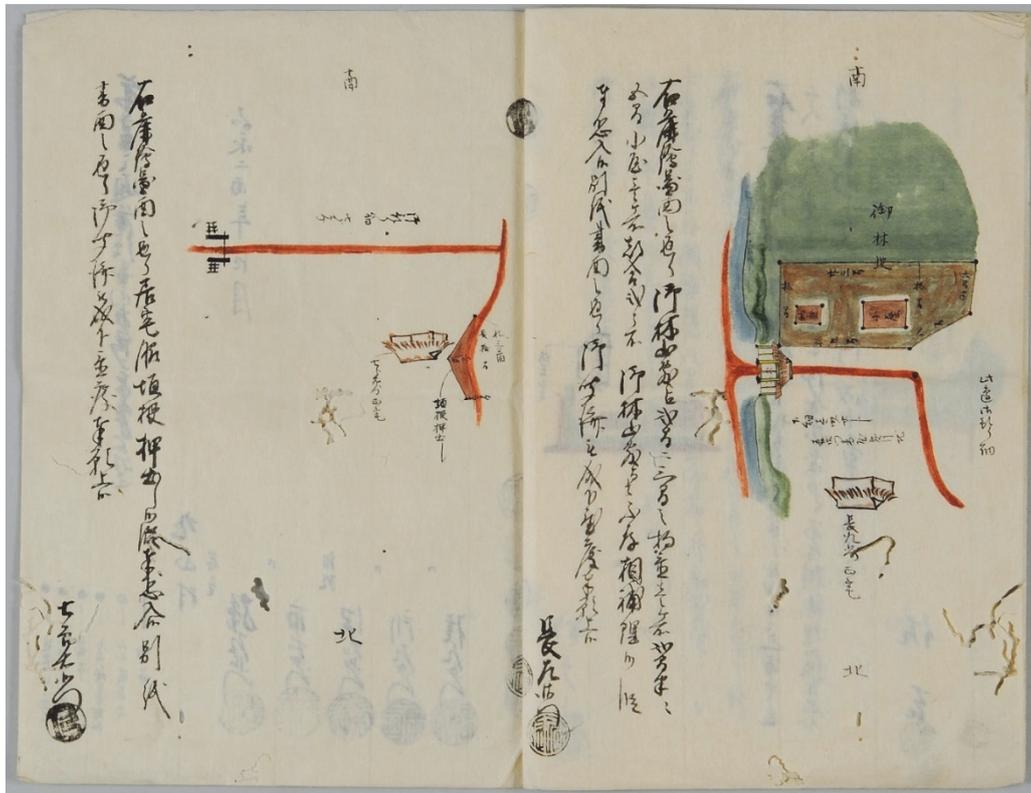
図中に黄色い線で結ばれた杭が描かれており、前図と同じように、沼の対岸原市村側と、沼の利用を巡って争論した寛政年間以降に作成された絵図の控と思われる。陣屋については廻りの部分のみ描かれている。



同	同	同	同	同	此色
畑	□	道筋	「 御裁許 境筋并橋	川筋沼堀	山 埜地

籠絵図 田中家文書

嘉永2年に行われた陣屋内改めの際に、御林山敷に民有地が入り込んでいるのを元に戻させたときの絵図である。表門・裏門・蔵屋敷門の様子がよくわかる。



(表門)

右籠絵図面之通り御林山敷江式間に三間之物置壱ヶ所、式間半に五間小屋壱ヶ所都合式ヶ所 御林地敷とは不存相補理候段 奉恐入候、別紙書面之通り御聞濟被成下置度奉願上候

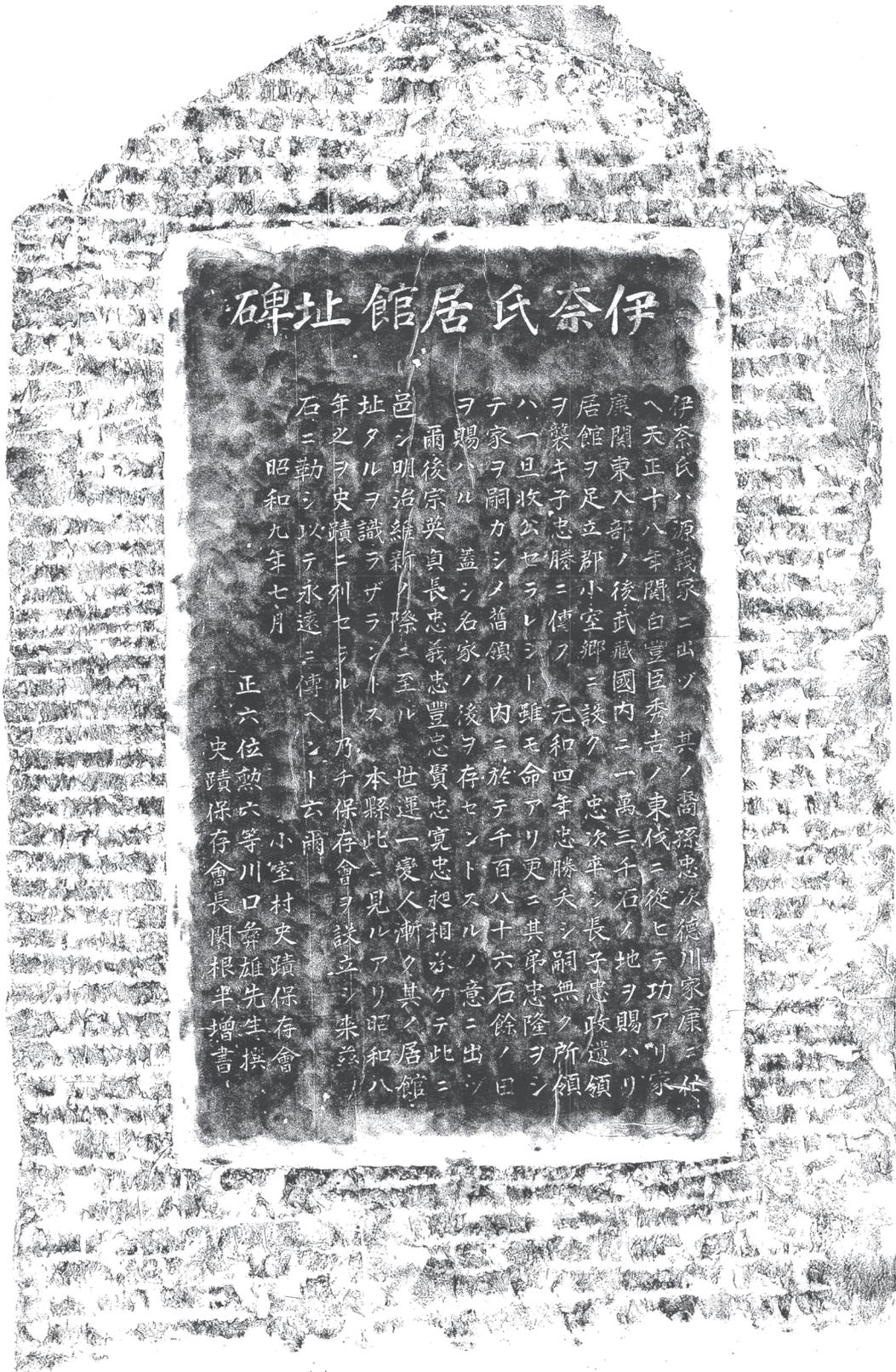
長左衛門 ㊦

(蔵屋敷門)

右籠絵図面之通り居宅脇垣根押出し候段奉恐入候、別紙書面之通り御聞濟被成下置度奉願上候

七郎右衛門 ㊦

伊奈氏居館址碑 昭和9年7月建立



伊奈氏居館址碑

伊奈氏ハ源義家ニ出ヅ 其ノ裔孫忠次徳川家康ニ仕
 へ天正十八年関白豊臣秀吉ノ東伐ニ從ヒテ功アリ家
 康聞東入部ノ後武藏國內ニ一萬三千石ノ地ヲ賜ハリ
 居館ヲ足立郡小室郷ニ設ク 忠次平シ長子忠政遺領
 ヲ襲キ子忠勝ニ傳フ 元和四年忠勝夭シ嗣無ク所領
 ハ一旦收公セラレシト 雖モ命アリ更ニ其弟忠隆ヲシ
 テ家ヲ嗣カシノ舊領ノ内ニ於テ千百八十六石餘ノ田
 ヲ賜ハル 蓋シ名家ノ後ヲ存セントスルノ意ニ出シ
 爾後宗英貞貞長忠義忠賢忠寛忠相忠ケテ此ニ
 邑シ明治維新ノ際ニ至ル 世運一變人漸ク其ノ居館
 址タルヲ識ラザラントス 本縣此ニ見ルアリ昭和八
 年之ヲ史蹟ニ列セラル 乃チ保存會ヲ設立シ來茲
 石ニ勒シ以テ永遠ニ傳ヘントス

昭
和
九
年
七
月
正六位勲六等川口兼雄先生撰
史蹟保存會長関根半増書

伊奈氏関係 系譜関係

寛永 18 年 5 月 伊奈家先祖書之儀ニ付松平正綱宛大河内久綱書状

大河内家文書『新編埼玉県史 資料編 17 近世 8 領主』

「寛永諸家系図伝」伊奈

『寛永諸家系図伝』（国立公文書館・内閣文庫蔵）

寛文 13 年 6 月 13 日 朝散大夫備前権守伊奈氏碑名 『史籍雜纂 第三』家伝史料巻一

寛文 13 年 6 月 13 日 頌徳碑

川口市・源長寺

（享保年中）日光御社参ニ付伊奈家之由緒御尋ニ付御書上之写

堀江家文書（東京都立大学付属図書館）

（享保年中）伊奈家系（元文 5 年書写） 小澤家文書『関東郡代伊奈氏の研究』付録史料二

（寛政 5 年写）伊奈系図

『史籍雜纂 第三』家伝史料巻一

「寛政重修諸家譜」藤原氏 支流 伊奈 『寛政重修諸家譜』（国立公文書館・内閣文庫蔵）

伊奈（忠基→昭綱（断家））

伊奈（忠家→忠寛）

伊奈（忠治→忠盈）

伊奈（忠重→惟忠）

伊奈（忠公→忠富）

伊奈（忠雪→忠直（断家））

伊奈（忠泰→忠寄）

諸家系譜

国立公文書館・内閣文庫蔵

享和 3 年 12 月 [伊奈幸之助惟忠] 系譜

寛政 11 年 11 月 [伊奈熊蔵忠寛] 系譜

寛政 11 年 [伊奈小三郎忠盈] 系譜

寛政 11 年 12 月 [伊奈権八郎忠寄] 系譜

寛政 10 年 12 月 [伊奈友之助忠富] 系譜

略譜

国立公文書館・内閣文庫蔵

伊奈（熊蔵忠寛）

伊奈（小三郎忠盈）

伊奈（権八郎忠寄）

伊奈（幸之助惟忠）

伊奈（友之助忠富）

（諸家）断家譜

国立公文書館・内閣文庫蔵

伊奈（半弥治詣・無嗣断絶）

（五左衛門某（忠直、忠雪子）・無嗣断絶）

藩鑑

国立公文書館・内閣文庫蔵

伊奈（忠次・忠政）

干城録

国立公文書館・内閣文庫蔵

伊奈（忠基）

伊奈（忠次）

伊奈（忠治）

伊奈家系譜略
小室郷地頭伊奈氏之先祖書
元治元年9月 [伊奈熊藏] 先祖書
伊奈氏系譜 (姫路酒井家臣平八讓)
[伊奈市兵衛尉忠基以降伊奈氏系図]
[伊奈家系図] (熊藏忠昶)
過去帳
源長寺伊奈家過去帳

杉浦家文書 (埼玉県立文書館收藏)
田中家文書
『埼玉叢書 第四』
伊奈健二氏藏
新井 (忠) 氏収集文書 (埼玉県立文書館收藏)
「氷川社古記抜書」より
『川口市史 近世資料編』

伊奈氏関係 江戸屋敷

慶長江戸図
武州豊島郡江戸庄図
武州豊島郡江戸庄図
江戸始図

都立中央図書館蔵、『東京市史稿』皇城篇第一付図
都立中央図書館蔵、『東京市史稿』市街篇第一付図
国立国会図書館蔵
松江歴史館蔵

伊奈氏関係 史料集

和泉清司編 伊奈忠次文書集成
伊奈忠次の経歴 (文書を通しての)
備前守の叙任について
伊奈忠次文書について
寺社領関係文書
知行関係文書
郷中定書関係文書
伝馬関係文書
開発関係文書
年貢関係文書
その他一般文書
検地
忠次の家臣 (下代) と下代代官
花押と印判について
伊奈忠次関係年表

文献出版、1981年

和泉清司編著 江戸幕府代官頭文書集成
研究編
一、代官頭の歴史的役割について
二、代官頭の発給文書について
三、代官頭の支配地および配下の手下代官・下代
四、代官頭の花押と印判について
江戸幕府代官頭関係年表

文献出版、1999年

平成二年度特別展解説 関東郡代伊奈氏文書展 埼玉県立文書館、1990年

伊奈氏関係 書籍

- 和泉清司 徳川幕府成立過程の基礎的研究 文献出版、1995年
序編
第一篇 徳川幕府成立過程における領国の形成と支配
第一章 五カ国時代の領国形成と支配
第二章 関東領有時代の領国形成と支配
第三章 関ヶ原後の関東領国の再編成と支配
第二篇 徳川幕府直轄領の全国的形成と初期幕府財政
第一章 徳川幕府成立過程における代官頭の役割
第二章 徳川幕府直轄領の全国的形成と支配
第三章 初期幕府財政における勘定所機構の成立と年貢勘定
第三篇 徳川領国における石高制と永高制の成立
第一章 石高制の成立過程とその機能
第二章 徳川領国における石高制の成立過程とその機能
第三章 徳川領国における永高制の成立過程とその機能
第四篇 徳川領国における検地と農民
第一章 初期徳川検地の概要と特色
第二章 武蔵の初期検地
第三章 常陸の初期検地
第五篇 近世初期新田開発と村落景観
第一章 徳川幕府における初期新田開発と農民
第二章 新田村落の景観と新田農民
- 海老原恵 伊奈家の業績 1961年
海老原恵 ふるさと文庫 関東郡代伊奈氏 筑波書林、1980年
太田尚宏 近世史研究叢書 25 幕府代官伊奈氏と江戸周辺地域 岩田書院、2010年
第二章 幕府代官伊奈氏の歴史的な性格
- 小澤正弘 関東郡代伊奈氏の研究 2004年
序論 関東郡代伊奈氏の研究序説
第一編 新田開発政策
近世初期武蔵国東部における伊奈氏の新田開発政策
新田開発期における伊奈氏の年貢徴収政策
第二編 年貢徴収政策
徳川幕府代官頭伊奈忠次の年貢徴収法
近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷 (一) (二)
近世初期相模国津久井県における伊奈氏の年貢徴収政策とその後の変遷
第三編 代官所支配と知行所支配
第四編 家臣団
年表 関東郡代伊奈氏関係年表
- 小澤正弘 関東郡代伊奈氏の研究 二 2009年

序論 関東郡代伊奈氏の研究序説

第一編 武蔵国元禄八年検地と関東郡代伊奈氏

第二編 武蔵国東部における伊奈氏の年貢徴収政策

年表 関東郡代伊奈氏関係年表

- 小山愛司編『信濃史源考（五）』 歴史図書社、1976年
武士諸家伝・伊那郡 伊奈（熊蔵）
- 本間清利 増補新版 関東郡代—伊奈氏の系譜 埼玉新聞社、1983年
- 本間清利 時代を創る伊奈忠次 叢文社、1998年
- 本間清利 家康政権と伊奈忠次 叢文社、2001年
- 村上 直 江戸幕府の代官 国書刊行会、1983年
伊奈備前守忠次
- 村上 直 天領 人物往来社、1965年
『伊奈町史 通史編Ⅰ 原始・古代・中世・近世』伊奈町、2003年
第四章第一節 伊奈町と伊奈忠次
- 『伊奈町史 別編 伊奈氏一族の活躍』 伊奈町、2008年
- 『西尾市史 第2巻』
（五）小島城と伊奈氏

伊奈氏関係 雑誌論文

- 伊奈健二 徳川幕府初期の情勢と経済基盤の確立 『大阪経済法科大学 経済学論集』第26巻第1号—徳川家康と伊奈忠次の役割を中心に— 2002年
- 伊奈健二 徳川幕府成立400年を記念して 『大阪経済法科大学 経済学論集』第27巻第2号—徳川家康の評価と伊奈忠次の役割— 2003年
- 大石 学 近世前期の関東郡代伊奈氏について 『艸古』2、1986年
—中野村名主堀江家文書「伊奈家由緒書上」を中心に—
- 児玉典久 近世前期武州幕領における伊奈氏の徴租 埼玉県立文書館『文書館紀要』第5号、1991年 法と年貢収取
- 佐藤孝之 西上州幕領における永高検地と年貢収取 『群馬歴史民俗』第19号、1998年
- 高見沢保 緑野郡三波川村永高制検地と近世初期年貢割付の変遷について 『群馬文化』253号、1998年
- 多田文夫 伊奈氏の新田開発と除地設定について 『関東近世史研究』第44号、1999年
- 平野仁也 近世における家譜史料と人物 伊奈忠次像の表象をめぐって 『HERSETEC』6,1、2012年
- 村上 直 初期関東幕領における在地支配（上）（下）—伊奈郡代の開発地域を中心に— 『日本歴史』184、185号、1963年
- 村上 直 関東郡代成立の歴史的的前提 『徳川林政史研究所紀要』43年度、1968

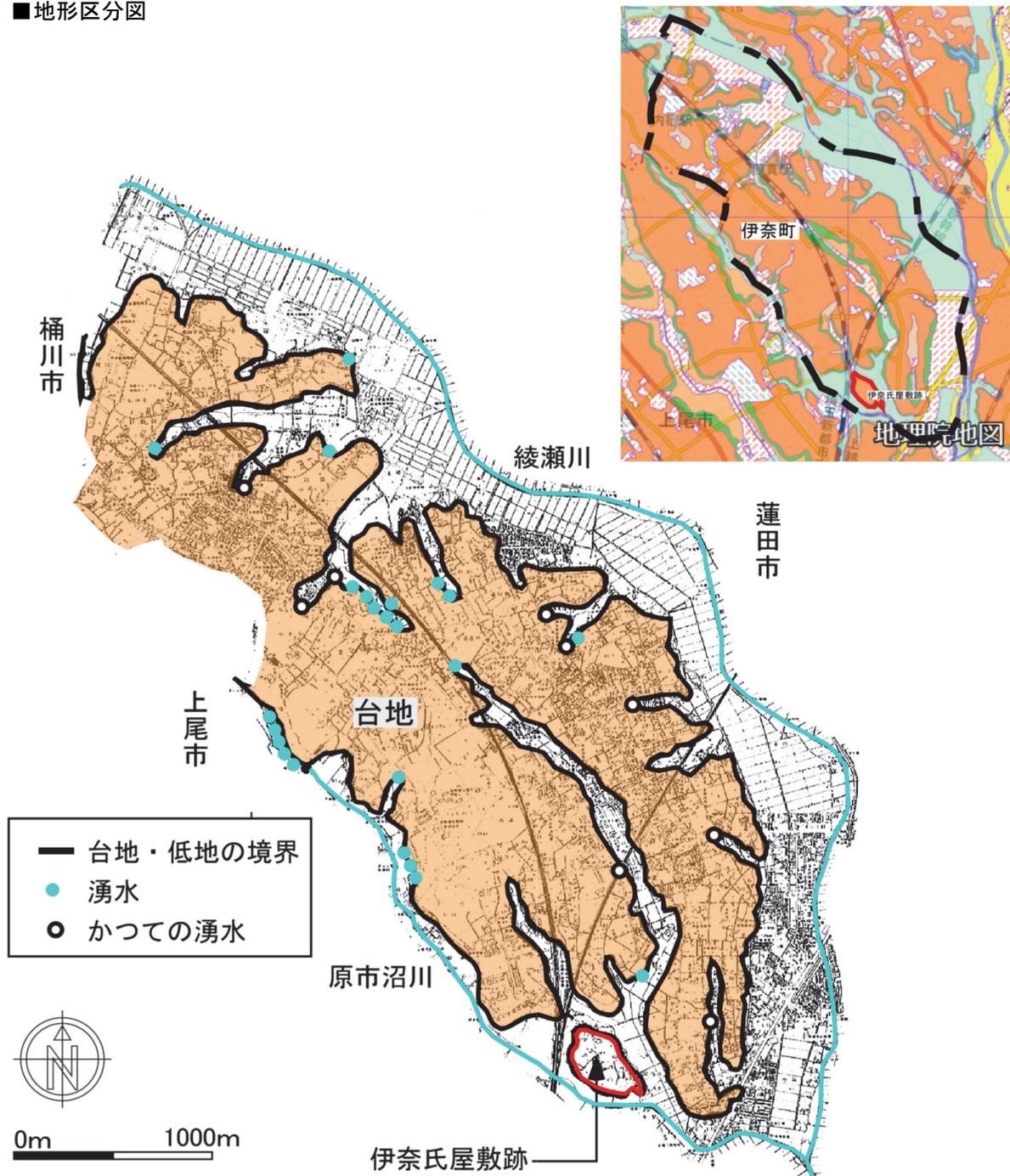
3-3 自然的環境

①地形概要

伊奈町は大宮台地のほぼ中央に位置している。町の中央部は台地であり、台地の東は綾瀬川、西は原市沼川の低地に囲まれ、低地の一部は盛土による大規模な宅地となっている。その他いくつかの谷が台地を開析して、いずれも綾瀬川に合流している。台地の標高は北西端の小針新宿の上宿地区が標高 20m で最も高く、南東にゆくほど低く（栄地区 8.4m）になっている。台地の南部では標高 10m の等高線が台地の縁となっている。

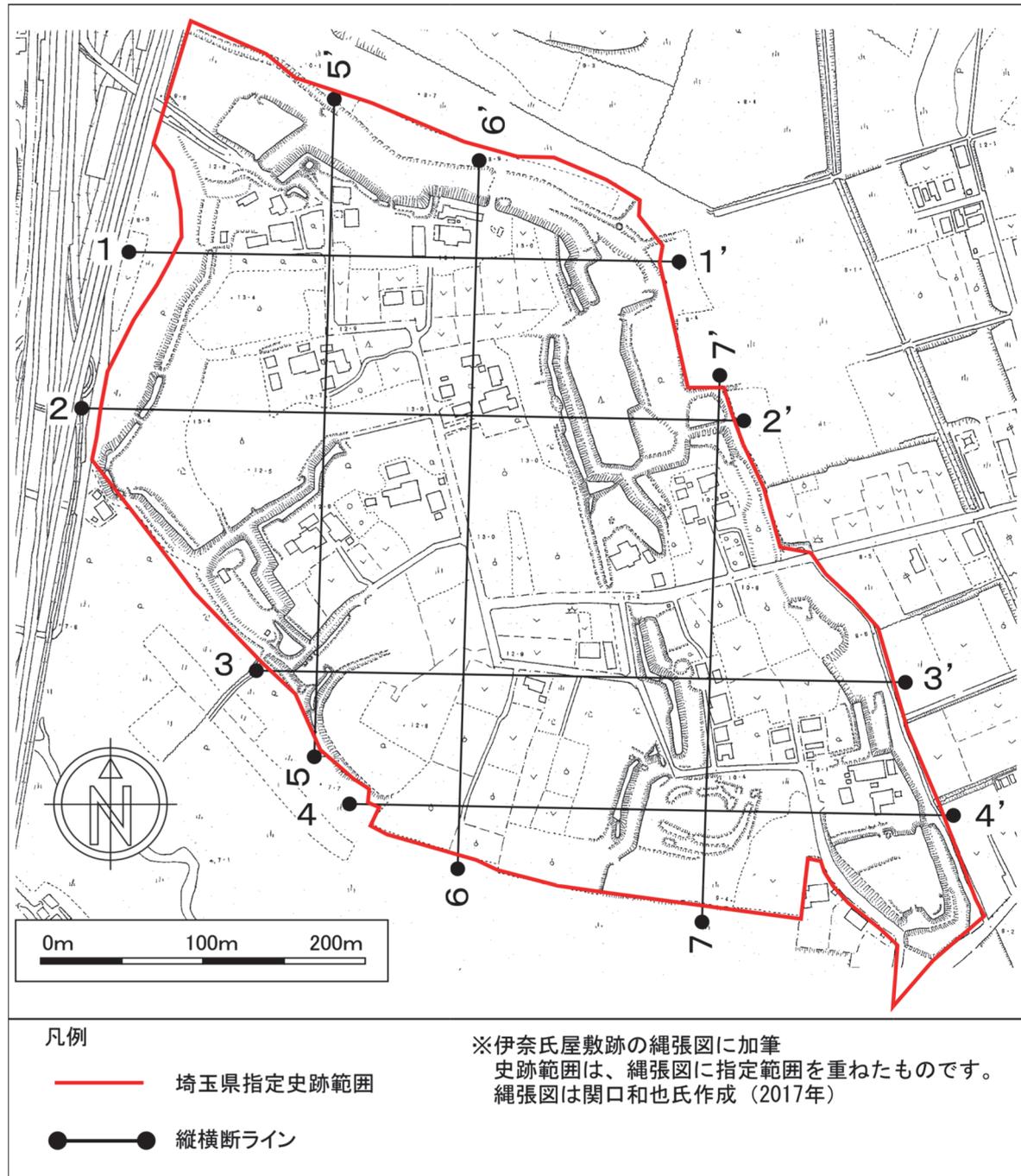
地質的には大宮台地の下層面に礫及び泥、砂で構成された面（大宮面）がある。

■地形区分図

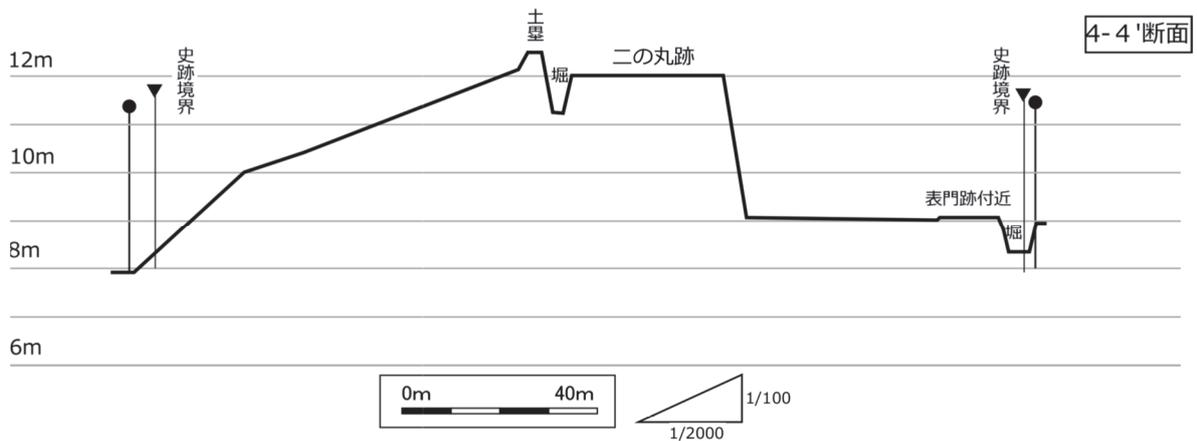
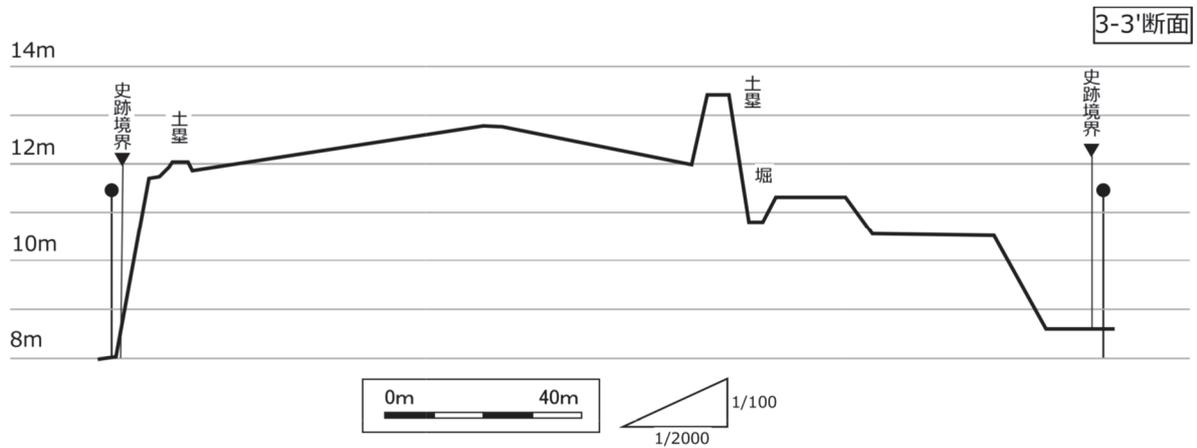
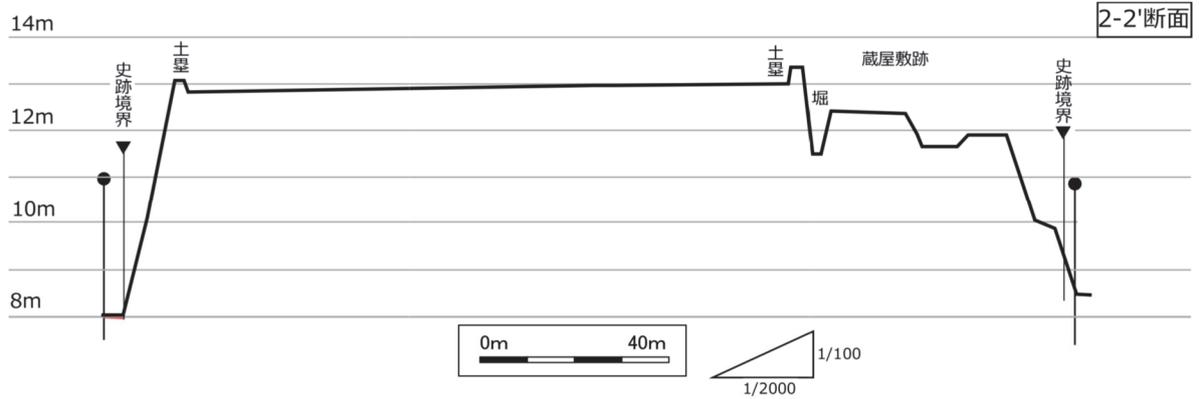
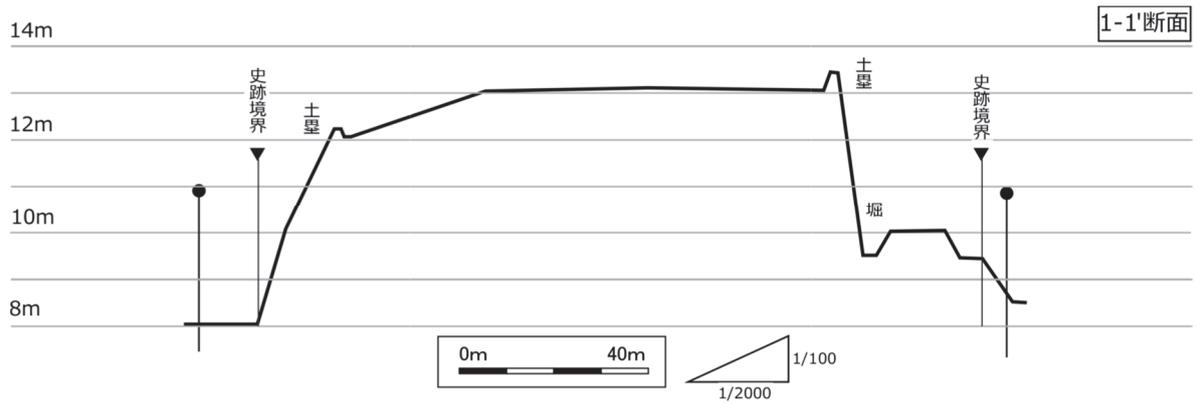


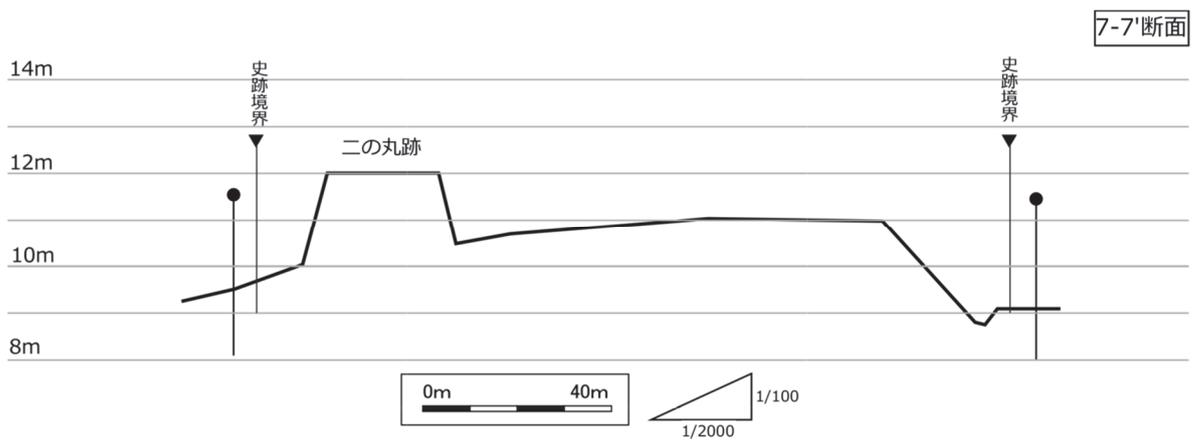
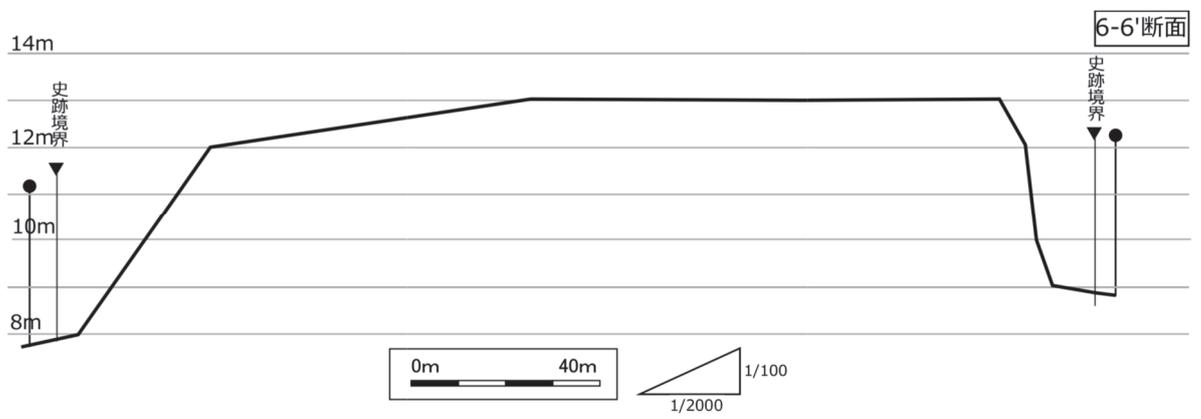
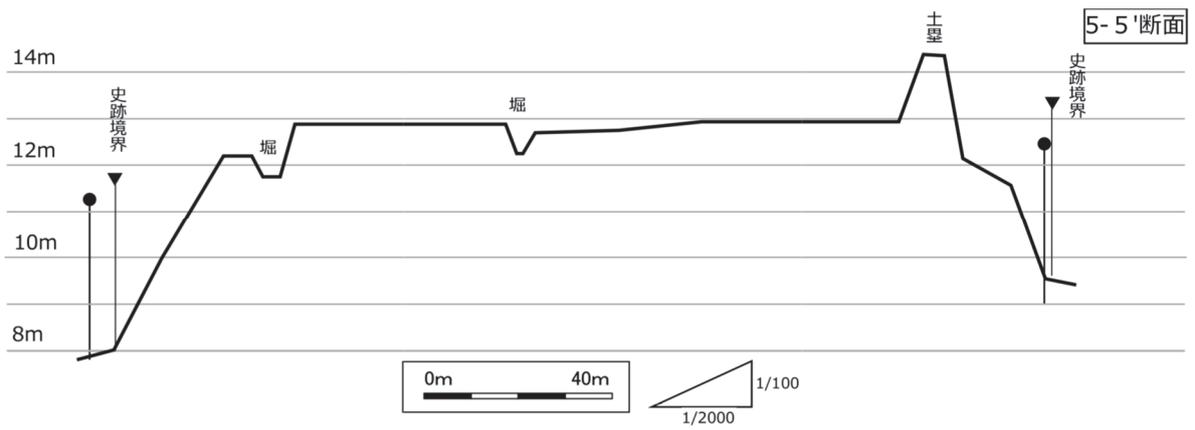
独立の島形状を持つ史跡の標高はおおむね 12~13.5mで、周囲の低地とは 2.5~5.5mの比高がある。下記図で、6-6' と 7-7' の間に土塁と空堀があり、地形を大きく2分している。東側が低く標高約 11.0mである。北側の搦手付近の檜台状の地形は、約 15.0mである。

■地形横断位置図



■地形横断（概念）図





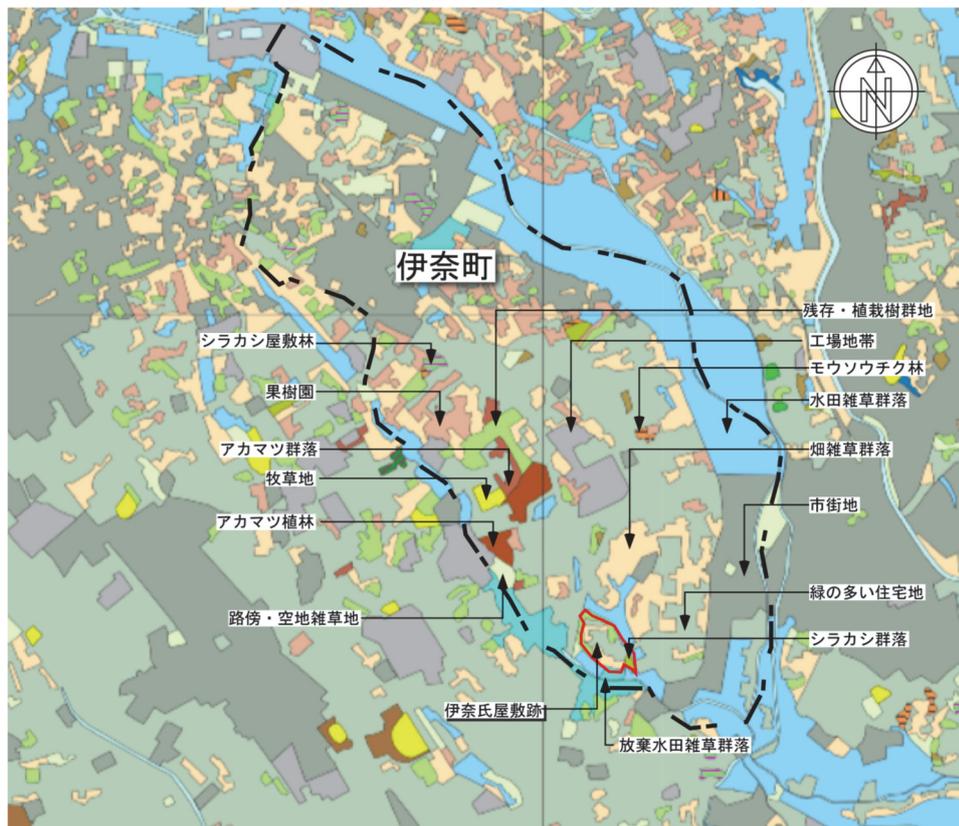
②植生概要

伊奈町の町史資料調査報告書第九集『伊奈の植物 I』（1993年）によれば、確認された植物は131科745種にのぼる。台地は土壌が乾燥しがちなので、かつてはアカマツが多かったが、マツノザイセンチュウの虫害のためと、林の管理不足や放置による植生の遷移が進んだために、立ち枯れした個体が多い。二次林としてはコナラ、シデを中心とする落葉広葉樹林が主だったもので、スギ、ヒノキ、モウソウチクの植栽林もある。

町内には貴重な植物や古木も多い。小針内宿の桂全寺のムクノキ、小針神社、小室の氷川神社の大スギは樹齢約400年を数える。希少植物は原市沼では、ヤナギヌカボ、チョウジソウ、アギナシ、ミズニラ、その上流にはコウホネなどもあって貴重である。その他、無線山や個人の屋敷林にもイカリソウ、ウメガサソウ、イチヤクソウ、カラタチバナ、クチナシグサ、キンランなどが希少植物としてあげられる。

また、伊奈町の林地は茅刈りや薪炭用の林地で、最大の面積を占めるのは小室のKDDI所有の林、いわゆる「無線山の林」で、平成25年6月、埼玉県の緑のトラスト保全地に指定された。伊奈町南西部の台地上に広く分布するこれらの林は、アカマツとコナラ・シデ・エゴノキなどを中心とした武蔵野の雑木林と同じ構成の林である。それ以外は、防風や薪炭、肥料、建築用材など多目的に利用されてきた名家の屋敷林やそのかたまりであって、昔からある家のほぼ北から北西側に分布している。

■伊奈町全域植生図（環境省自然環境局生物多様性センターWeb-GISより）

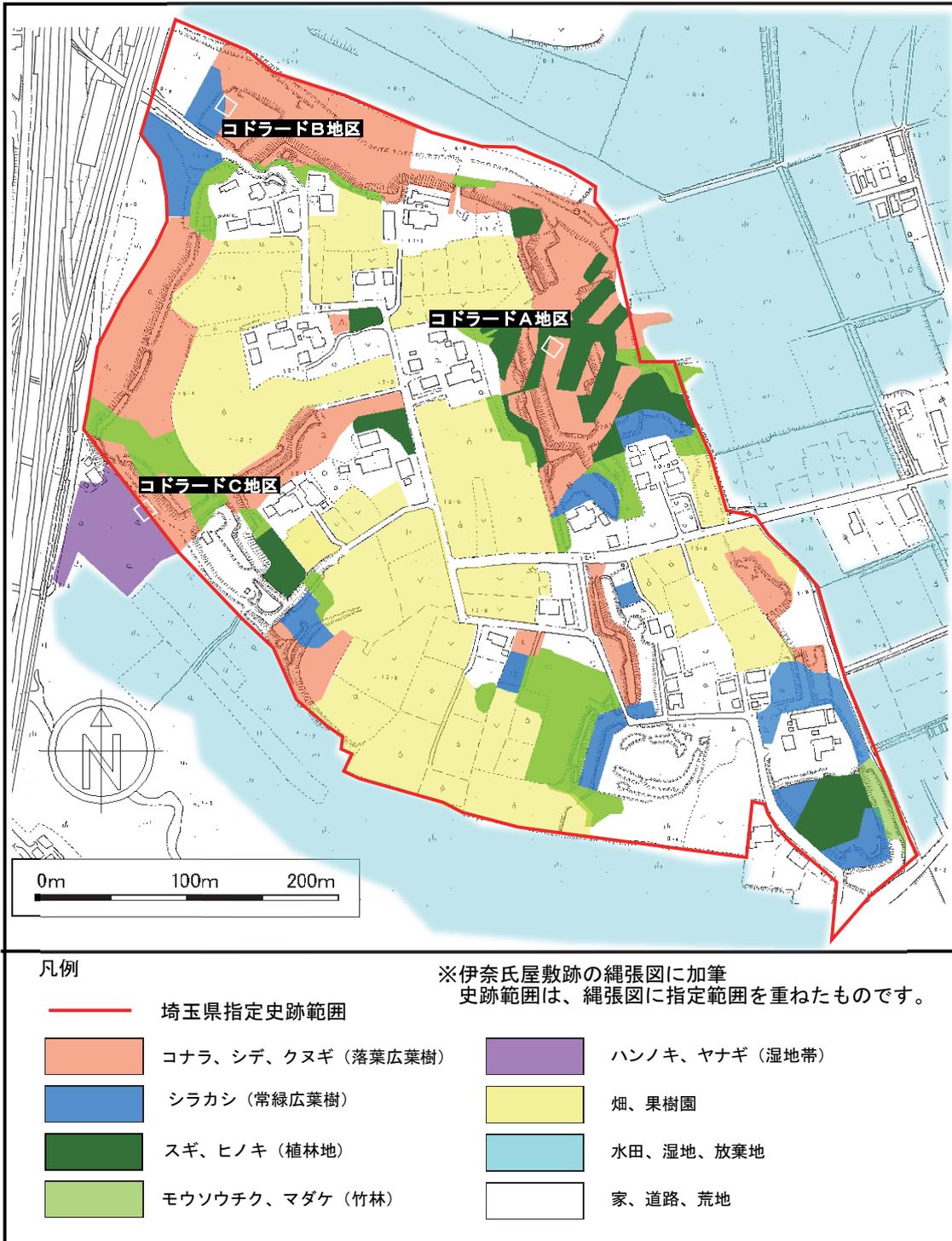


※図は第6回調査（平成11～16年度）、第7回調査（平成17年度～）自然環境保全基礎調査植生調査を元に作成されている。

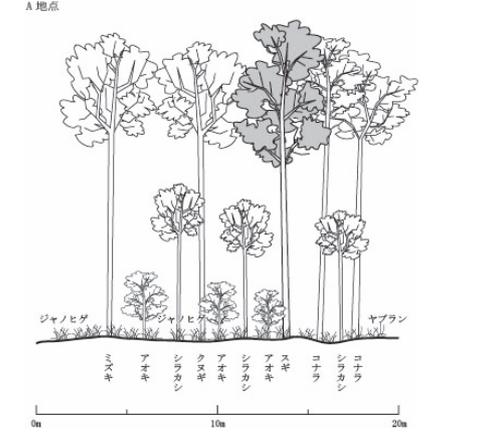
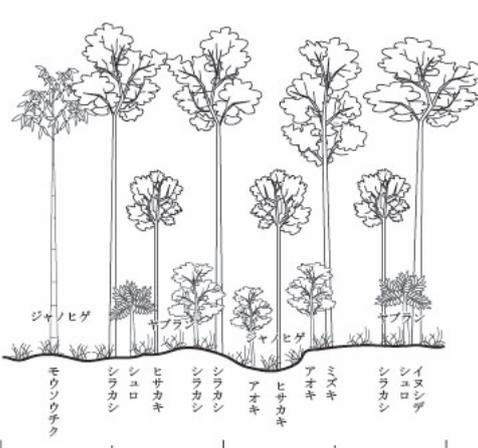
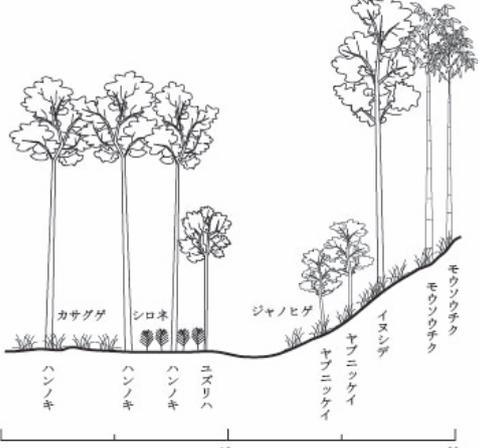
史跡内の植生は、現況踏査により次のように区分できる。史跡内の平坦部のほとんどは、宅地と畑であり、「表門」から「蔵屋敷」付近の家屋の北側にシラカシの屋敷林があり、史跡南東の高所はスギやヒノキの植林地である。また、史跡北部縁辺部斜面、丸山陸橋付近はシラカシであるが、他斜面地の大半はコナラ、シデ、クヌギ等からなる林で一部モウソウチク林が混在している。「蔵屋敷」の北側はスギ、ヒノキの植林地である。

史跡周辺は、西南側は原市沼で、東側には水田等が広がる。

■現存植生図



■各調査区の概要

コドラード A 地区	地域概況
 <p>A 地点</p>	<p>丸山の丸の内地区東の台地上、クランク状堀の上（比高 4.5m）のほぼ水平な地形。標高は 11.5m。クヌギの太い立木とスギの植林地の境付近。クヌギ林は放置された薪炭林、スギの植林地も手入れされておらず、細くて樹高の高いモヤシ状になっている。</p> <p>地形：平地</p> <p>土壌：黒色腐植土 3 c m、以下褐色森林土、落葉多く、腐植は厚い。</p>
コドラード B 地区	地域概況
	<p>丸山の丸の内地区北のほぼ平坦な台地だが、南にやや傾き線状凹地（堀）に至る。堀を挟んで物見やぐら跡といわれる小山状の高まりがある。調査地はほぼ水平な地形だが、わずかな凹凸がある。標高は 13.0m。コドラードワク外に太いシデ、ムクノキがある。土壌は 5 c m まで黒色の腐植土、以下はローム層。</p> <p>地形：平地</p> <p>土壌：黒色腐植土 5 c m、以下ローム層、腐植は厚いが、その下は容易にロームに至る。</p>
コドラード C 地区	地域概況
	<p>丸山の丸の内地区西の台地縁崖の斜面から、その下部湿地を含む。台地と下部低地（7.0m）との比高は 6.1m。さらに歩行路と湿地の比高は 0.2m の段差となっている。斜面は褐色森林土だが、湿地は黒色泥土。斜面の角度は約 22 度で、斜面は崩れ易くなっている。</p> <p>地形：台地縁崖斜面（傾斜 22 度）、および水平層の低地</p> <p>土壌：斜面は褐色森林土、低地は黒色泥土で沈水している部分もある。</p>

③気候概要

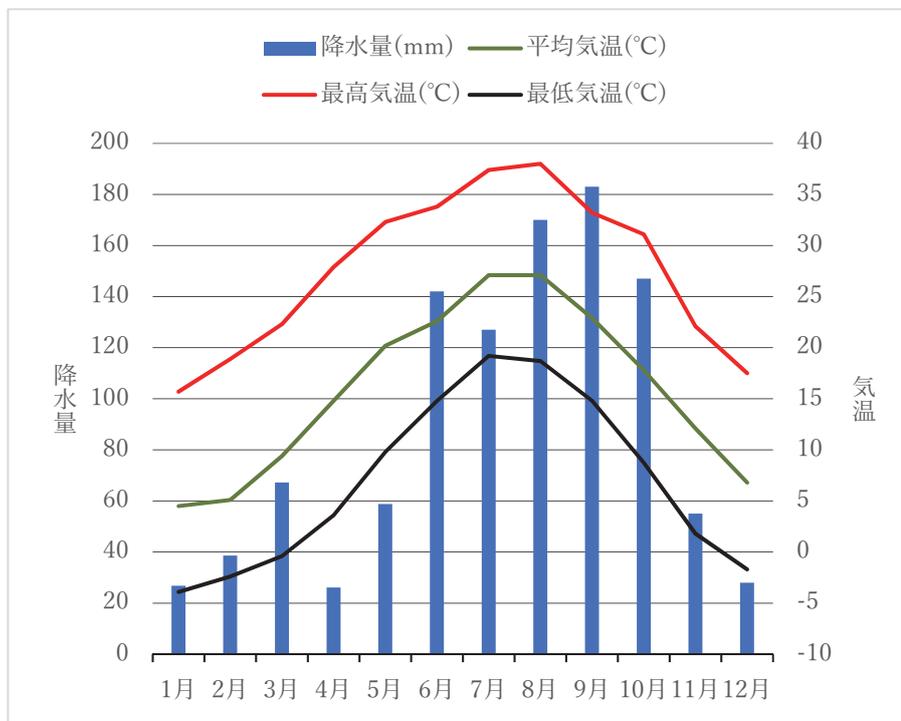
過去5か年の伊奈町の年平均気温は15.8℃であり、月別では8月が最も高く38.0℃である。年間平均降水量は、約1,100mmで、月別では9月が最大で183mmである。

また、気温の差を110か所で気温を観測したデータでは、高温となりやすいところは、南部の県道さいたま・栗橋線沿い、小室元宿の古い市街地、羽貫の通称六道付近の3か所である。反対に低温な地域は、綾瀬川の水田地域と小室無線の林の西側である。

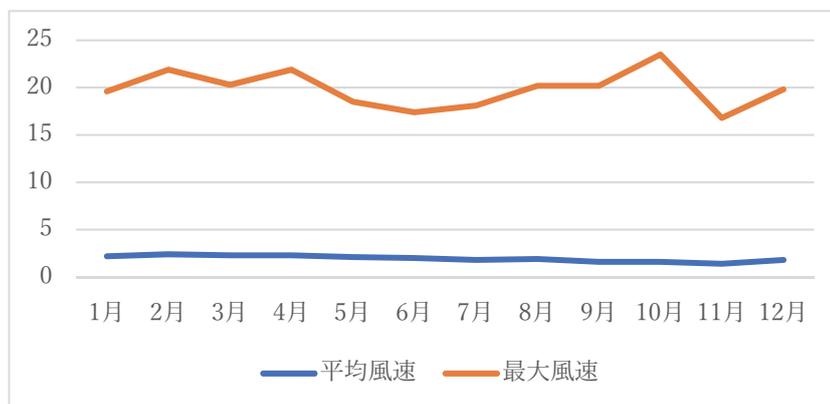
年間の平均風速は1.9mで、冬には北北西の風、春先から夏にかけては南東の風が多く吹き、風速の強い季節は2月と8月頃である。

なお、気象データは上尾市消防本部（住所：上尾市上尾村537番地）の気象年報データ（平成27年から平成30年）によった。

■伊奈町の気温と降水量



■伊奈町の風速



④動物相概要

伊奈町の貴重な動物として記録が残っているのは、甲虫ではオオイチモンジシマゲンゴロウ(丸山)、アカガネオサムシ(丸の内)で、どちらも絶滅の危機にさらされている。レッドデータブックに記載されているヘイケボタルは、見沼代用水に生息していた。



オオイチモンジシマゲンゴロウ



アカガネオサムシ

(出典：さいたまレッドデータブック 埼玉県希少野生生物調査報告書 動物編 1996.3より)

絶滅のおそれがある蝶類では、オオミドリシジミ、ミドリシジミ、ウラナミアカシジミ、ヒオドシチョウがあり、このほかにもきわめて減少している蝶類は多い。その他の昆虫では、蛾のヤマユ、蟬ではハルゼミがいずれも無線山にいる絶滅危惧種である。

鳥類は移動範囲が広いので、掲げる種を選ぶのは難しいが、絶滅危惧種であるオオタカの営巣地が、町内に複数存在することは注目に値する。またフクロウの繁殖も確認されている。その他絶滅危惧種ではサシバ、ホオアカが確認されており、危急種のアオゲラ、ウグイス、稀少となったカワセミなども見かけられる。

(出典：『ビジュアル版 伊奈の歴史』2010年)

3-4 社会的環境

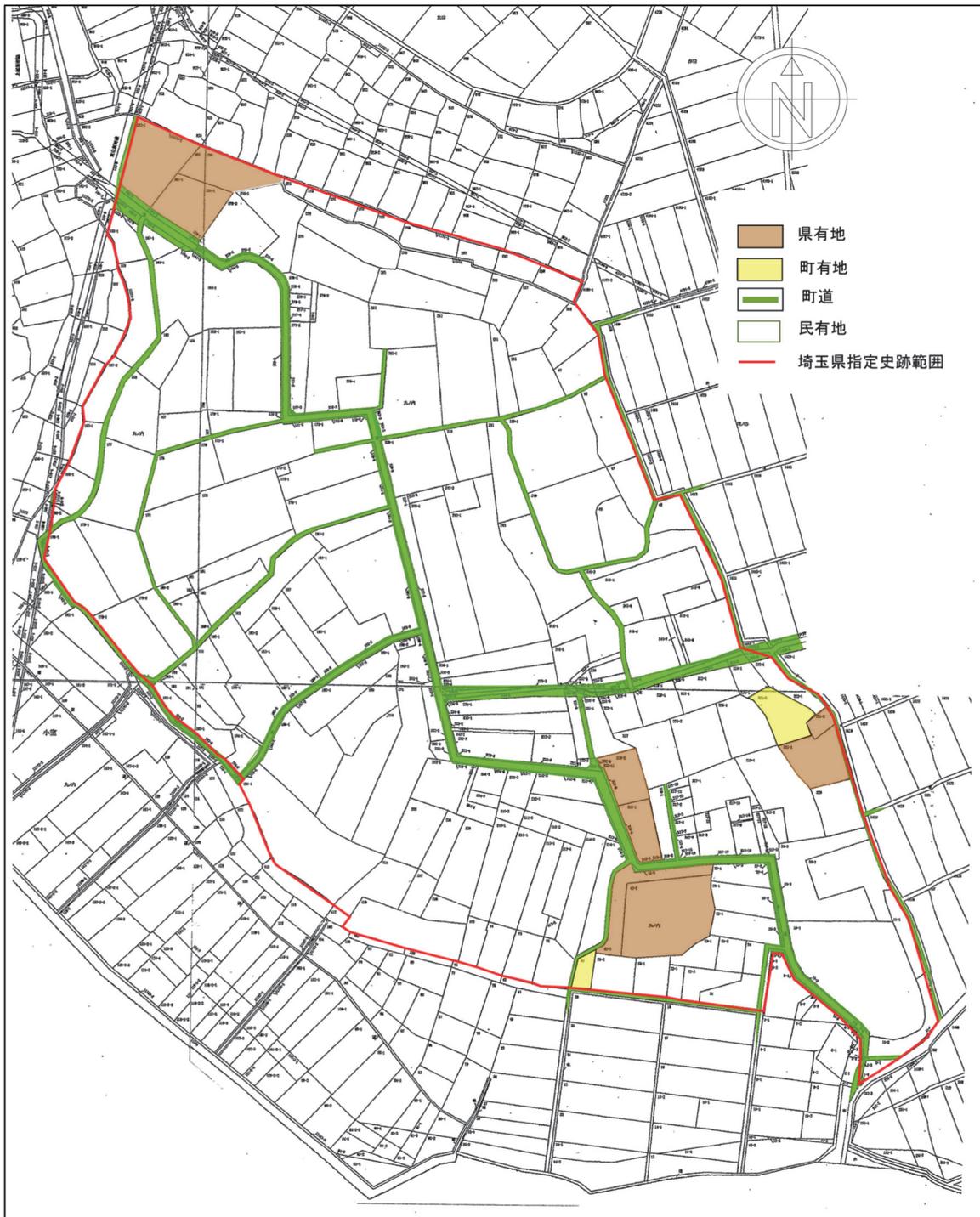
①所有者区分と地目

伊奈氏屋敷跡の指定面積は 15.4 ha で、土地の約 90% は民有地である。その他一部の土塁や堀、裏門跡で確認された障子堀等は県有地となっている。

町有地分は公衆道路や水路敷等である。

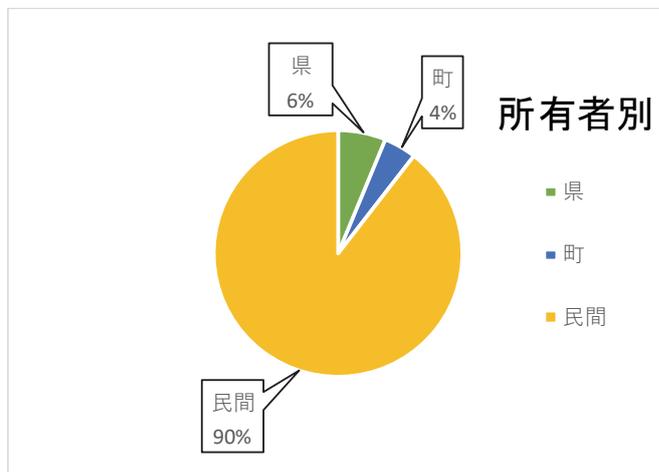
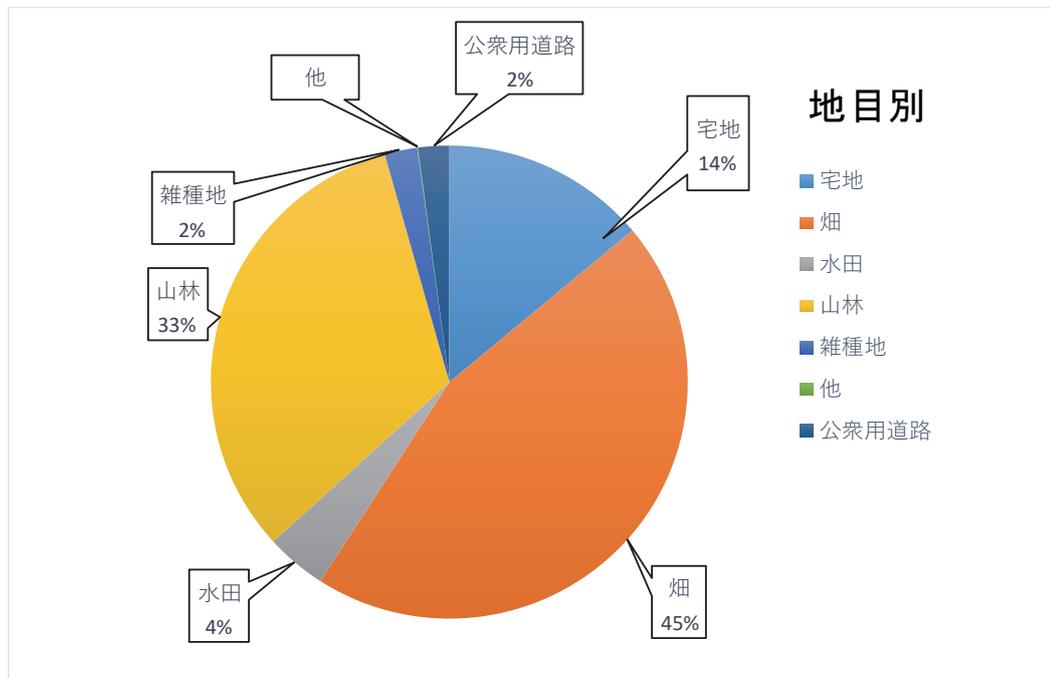
以下に土地所有状況を示す。

■区分図

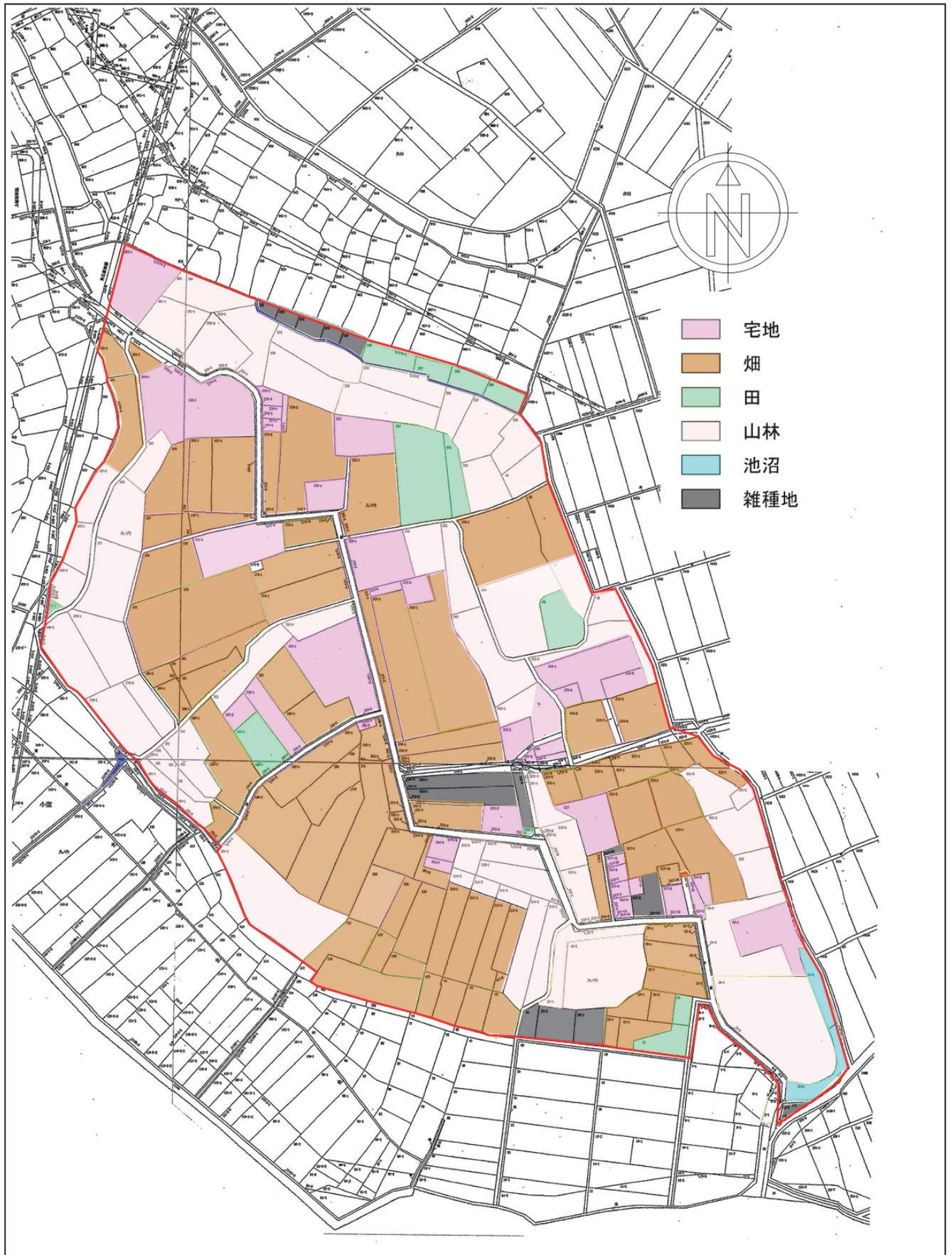


■公有地状況（平成 30 年 11 月 30 日現在）

番号	取得年月日	主体者	遺構箇所	面積 (㎡)	地番 (小室)	備考
1	昭和 46 年 10 月 14 日	県	二の丸	1,100	42-1	売買
2	〃	〃	〃	2,515	42-2	〃
3	昭和 46 年 11 月 26 日	〃	土塁	1,041	221-1	〃
4	〃	〃	〃	138	221-2	〃
5	昭和 59 年 11 月 16 日	〃	障子堀	1,727	282-1	〃
6	平成元年 7 月 7 日	〃	土塁	872	280	〃
7	〃	〃	〃	818	280-1	〃
8	平成 2 年 3 月 28 日	〃	〃	795	215-1	〃
9	〃	〃	〃	640	215-2	〃
10	平成 12 年 2 月 3 日	町	〃	614	221-3	寄付
11	平成 27 年 12 月 8 日	〃	二の丸	181	44	〃
合計				10,450		



■現況地目別区分図



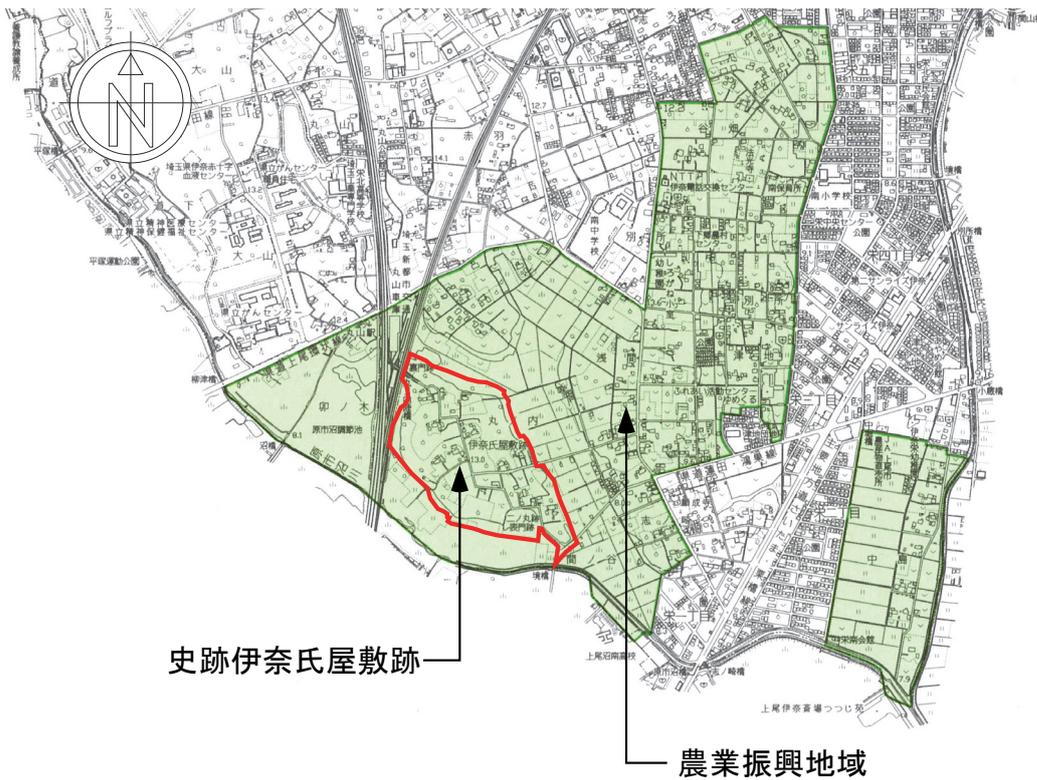
②主な法規制

該当する法規制について、次のように整理する。

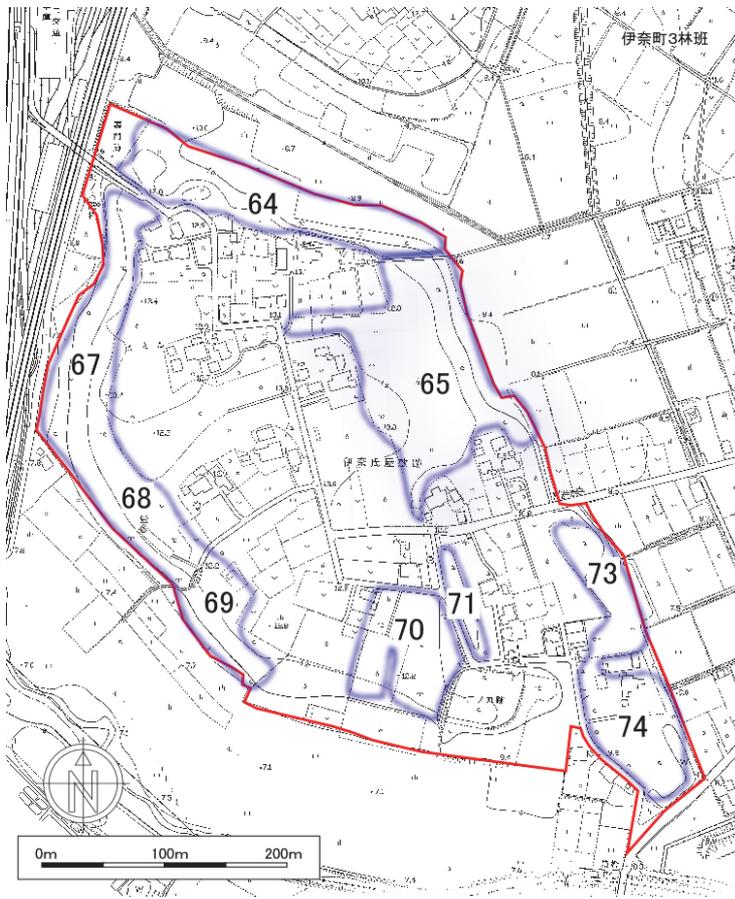
■該当する各種法規制一覧

関係法令		概要	主な規制対象
都市計画法	都市計画区域内 市街化調整区域	開発行為	許可（町長） 法第29条第1項の規定により、都市計画区域及び準都市計画区域で行われる開発行為は許可を受けなければならない。但し、居住者や開発規模や内容に応じて開発行為を要しない場合がある。
森林法	林地開発許可制度	地域森林計画対象 民有林	許可（県知事） 土石又は樹根の採掘、土地の形質を変更する行為で1ha超の開発行為 届出—小規模林地開発に伴い、森林の立木を伐採等
文化財保護法	埋蔵文化財等の包蔵地発掘	埋蔵文化財包蔵地	通知—県教育委員会 次の行為を行う場合 1 周知の埋蔵文化財包蔵地の現状に何らかの変更を及ぼす一切の行為 2 直接に現状を変更するものではないが、その保存に何らかの形で影響を与える行為
農地法	農地転用の許可、 市街化区域内での届出	農振農用地区域内 農地（市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地）	農地を転用する場合には、農地法に基づき、転用する農地面積が4haを超える場合には農林水産大臣の許可を、また、4ha以下の場合には都道府県知事の許可を受けなければならない。 許可を要する行為 ・農地を農地以外のものにすること。 ・農地を農地以外のものにすること又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く）にするため、所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し若しくは移転する場合。

■農業振興地域図（部分）



■森林区分図



本森林は、公益的機能別施業森林に分類され、次の2つの区域に該当している。

【区分】

土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

【区域】伊奈町全域

快適な環境形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

【区域】小室3班

複層林施業を推進すべき森林

※番号は小班番号

凡例

— 埼玉県指定史跡範囲

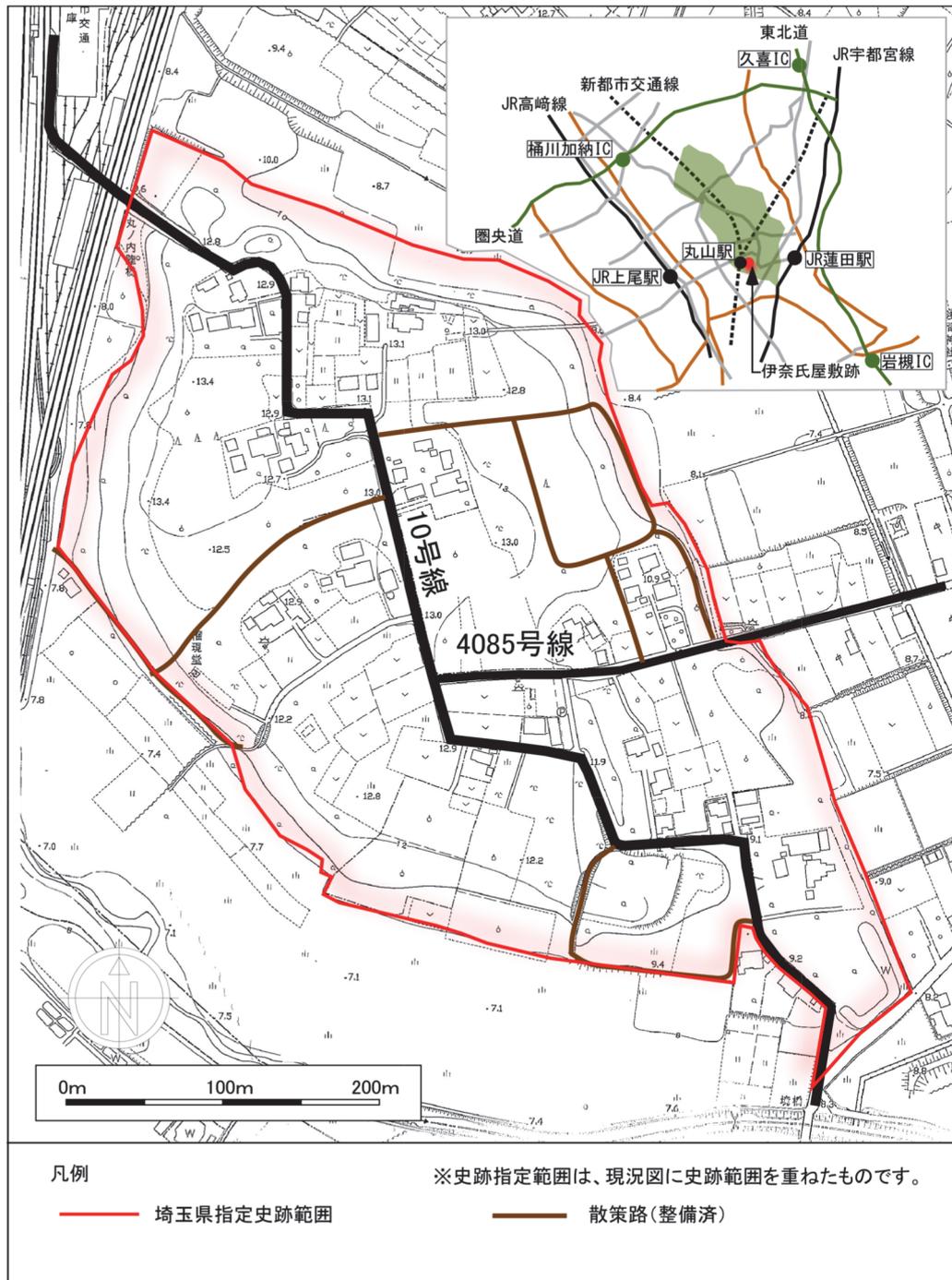
※史跡指定範囲は、現況図に地籍図を重ねたものです。

③アクセス

史跡への最寄駅は、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の丸山駅で、大宮方面からの所要時間は約16分である。また、バス路線は、JR高崎線上尾駅とJR宇都宮線蓮田駅が最寄りとなり、それぞれ丸山駅もしくは旧がんセンターが目標となる。町循環バスでは、南循環路線で丸山駅下車が最も近い。

また、自動車では、岩槻IC→史跡（東大宮バイパス/国道16号線経由約16分）、桶川加納IC→史跡（県道311号線/県道5号線経由約22分）、久喜IC→史跡（国道3号線経由約19分）となる。

■広域アクセス図

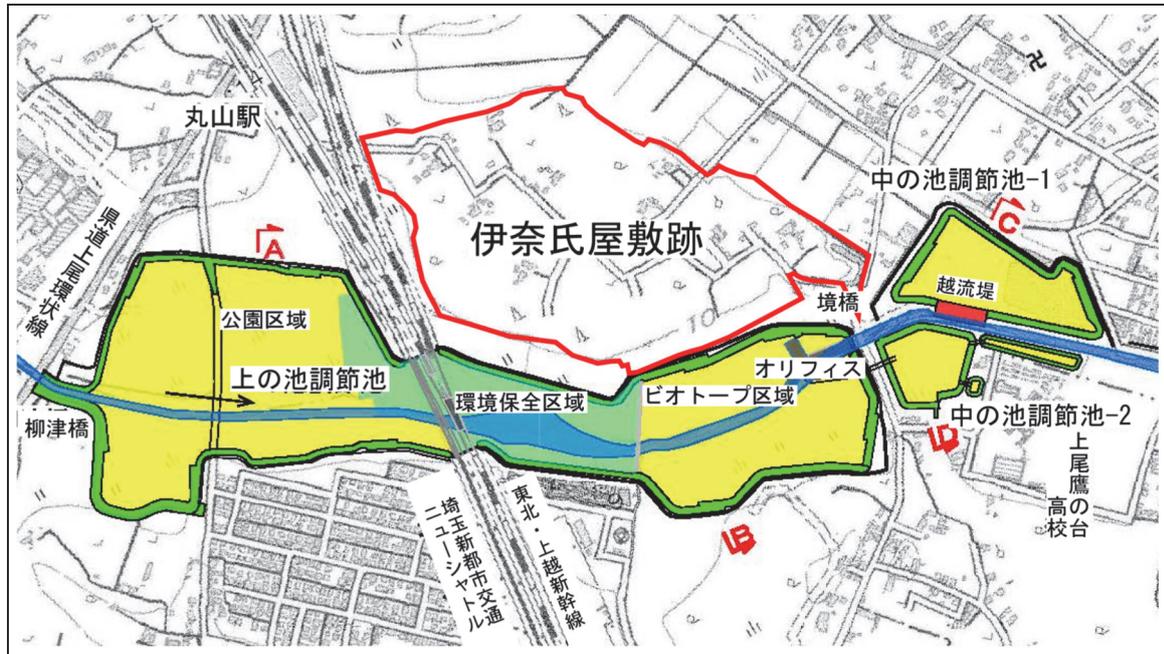


④原市沼調節池

史跡の南側に計画されている原市沼調節池上の池は、まだ竣工に至っていないが、公表資料では、調節池の史跡に面する側にも築堤が築かれる。

そのため、史跡の縁辺下部からの丸山沼（原市沼）を望む景觀に変化が生じる。

■施設配置図（案）



⑤伝説

天狗のはやし



昔、権現様の森から、毎晩「トントンピーヒョロ ピーヒョロリ」とゆっくりとしたテンポで、笛の音がかすかに聞こえてきていました。村人達は、それを天狗のはやしと呼び、とてもこわがっていました。ある日のこと、一人の老人が森の中に入って行くと、とてもすばらしい笛が落ちていました。老人が思わずその笛を拾い上げると、急に体がすくんだようになり、気も遠くなってしまいました。そして、ふと気が付くと、いつのまにか権現様の前に立っていたのです。老人が、おそろおそろその笛を権現様に奉納すると、気持ちも落ち着き、すくみなおったということでした。しかも不思議なことに、その夜からおはやしも、ピッタリ聞こえなくなったということです。

権現様は、伊奈氏の屋敷内にあって、伊奈氏の守護神として、忠次、忠政、忠勝が尊信してきた神様でした。

丸山沼の大蛇



小室村の、あるおじさんは、魚とりが大好きでした。あるとき、おじさんは、いつものように、網と銚を持って丸山沼に舟を浮かべ、魚をとっていました。しかし、その日はどうしたことから、魚はサッパリとれません。あきらめてたばこを一服していると、向こうのまこもの茂みの中から、水を切って大蛇が泳いで来るではありませんか。よせばよいのに、おじさんは、通り過ぎようとした大蛇の背中を、骨も砕けよとばかりに、舟竿で殴ったのです。ところが、大蛇は死ぬどころか、その竿にぐるぐる巻き付いて、手元に向かって来るではありませんか。さすがのおじさんもびっくりしましたが、とっさに舟の中にあった草刈り鎌を取って、舟の中に半ば入りかけた大蛇の胴体を断ち切ろうとしました。しかし、一度ではたたき切れず、大蛇は苦しみながらも舟の中に転がり込んでしまったのです。二度目の鎌でやっと蛇の体は切れたのですが、大蛇は二つに切られてもまだ動いています。しかも、鎌は、力を入れすぎたあまり、先が舟底に突き刺さってしまい、すぐには抜けません。おまけに無理に抜こうとしたため、鎌の首が折れてしまったのです。そこで、仕方なく舟の水かき道具で力まかせにたたきのめし、やっとグッタリした大蛇を沼に投げ込むことができたそうです。

このおじさんは、体も大きいし力持ちということで小室村でも有名な人でしたが、この時ばかりはよほどでこずいたらしく、「丸山沼には大きな蛇がいた」と、ギョロギョロした目で繰り返し話をしたといいます。

龍巻絵書き

昔、一人の絵書きが、丸山沼の西側の畑を通りかかりました。乾いた土がビュービュー吹く西風に飛ばされ、あたり一面は粉を敷いたようになっていました。それを見た絵書きは足を止め、持っていた杖で地面に龍の絵を描き始めたのです。描き終わったちょうどその時、ひととき強い風が吹いてきました。その風は、龍の絵をかき消すと同時に、その土の粉をくるくると巻きながら龍巻のように空高く舞い上がっていったのです。やがて、その土けむりはだんだん大きくなり、丸山沼の上空で渦を巻きながら沼の水を大きく吸い上げると、急に北に向かって走り出しました。そして、大雨を降らせながら荒れ狂い、大山の松ノ木などをねじり倒し、大被害をもたらしたのです。



その後、この絵書きはどこへ姿を隠したものか、誰も行方は知りませんが、その時の龍は丸山沼の主になったのだらうといわれています。

権現様の森の大蛇



昔、伊奈氏の氏神である権現様の森で、一人の職人が薪を割っていました。

一休みしようと松の木に腰をかけ、キセルを取りだし、たばこを吸い始めました。一服して、そのキセルで松の木をポンとたたくと、松の根が少し動いたようでした。さして気にもかけず、もう一度たばこを吸ったその時です。こんどは、ユラユラと大きく揺れだしたのです。

なんと、松の木と思って腰掛けていたのは、胴回り 30 cmもある大蛇だったのです。職人はすっかりあわてて、道具も放り出し、逃げ出したのですが、大蛇は草をかき分けてどんどん追ってくるのです。職人は、どうにか家に逃げ帰ったものの、そのままバツリ倒れ込んでしまいました。

そして、職人は妻の必死の介抱のかいもなく、そのまま「こわい、こわい」と叫びながら、死んでしまったということです。

⑥これまでの管理・活用

伊奈氏屋敷跡では、これまで開発計画が立ち上がる都度、調査及び公有地化をしてきた。本来ならば地元の文化財を保護するために町が公有地化を図るところであるが、財政的な問題から埼玉県で公有地化を行った。その後、県有地及び寄付された町有地において草刈りや樹木の剪定などを行ってきた。また、説明板が史跡の南から入口部分、二の丸、頭殿権現社、障子堀検出場所の4か所に設置してある。

平成28年度から平成30年度の3ヶ年は、地方創生推進交付金を利用した町道の環境整備が行われた。この環境整備では、町道部分の竹や樹木を伐採し、見学しやすい環境をつくと共に、伐採した竹や樹木をチップとして撒いて散策路とした。



『忠次プロジェクト推進協議会』による散策路整備イベント



二の丸跡発掘調査現場説明会



誘導標識



伊奈氏屋敷跡ガイドツアー



忠次公レキシまつり

4.史跡の本質的価値と課題

前章までに述べてきた内容を踏まえ、ここではその価値を史跡伊奈氏屋敷跡とその周辺に区分し、さらに本質的な価値と副次的な価値に分けて整理をする。

4-1 史跡伊奈氏屋敷跡の本質的な価値と副次的な価値

①本質的な価値

- 徳川家康の関東入国の後、関東東海の各地において、利根川などの河川改修、治水・土木・検地・新田開発等の事業を行い、徳川幕府の治世に大きな功績をあげた伊奈忠次の陣屋跡であり、地域の拠点として今日に保存継承されてきた場である。
 - ・伊奈忠次があげた功績は、上記の業績にとどまらず、これらを通じて徳川幕府の政治的な安定に寄与した点であり、その人物の実行拠点とした本地は歴史的に重要な場である。

- 広大な屋敷跡のほぼ全域を残すなど規模が大きく、その保存状態が良好である。
 - ・周囲から独立した台地地形が良く残り、立地環境が理解できる。
 - ・屋敷跡内部を南北に区画する大規模な堀や土塁、中央を屈曲しながら進む通路、独立した台地周囲をめぐる堀、土塁等が良好に残存している。
 - ・裏門から北西側にかけて戦国時代の障子堀が確認されている。

- 忠次、忠政、忠勝の亡くなったその後の伊奈氏屋敷跡は、旗本伊奈熊蔵家における地域経営のあり方を反映した遺構として、田中家文書等の関連する文書や絵図史料等が残されて、往時の陣屋構造を良く知ることができる。
 - ・伊奈氏や伊奈氏屋敷跡に関わる絵図や文献が多く残されており、現在も「表門」「裏門」「蔵屋敷」「陣屋」などの地名が伝わっている。

②副次的な価値

- 中世寺院の閼伽井坊関連の遺構が埋蔵されていると推定できる。
 - ・史跡指定地内は明治以降開墾が進められたが、近代にみられる大きな開発等がなく、裏門跡付近からは昭和 56 年、59 年、60 年に実施された発掘調査において戦国時代の遺構である障子堀が確認されている。

- 明治以降も伊奈氏に深く関わる地として、地元住民をはじめ行政によって、永く守り伝えられてきたことにより、歴史と自然が一体化した伊奈町における貴重な文化的景観である。
 - ・ 伊奈氏屋敷跡縁辺の樹木は、田中家所蔵の絵図（小室陣屋周辺図 2）に描かれた風景とつながる景観である。

4-2 周辺の副次的な価値

- 現在の史跡指定地の外側に貴重な空間が存在している。
 - ・ 伊奈氏屋敷跡の北側から東側は田圃でその一部には盛土や宅地が存在するが、低湿地の性状が良く残り、伊奈氏屋敷跡は独立した台地の全体を利用していることが理解できる。
- 伊奈氏屋敷跡の構造や歴史に深く関わる丸山沼は、原市沼として今にその姿を伝えている。
 - ・ 丸山沼（原市沼）は、屋敷の西側防御として活かされてきたほか、往時の地域の情景を伝える龍や大蛇等の伝説が伝わる沼である。
- 町内には、伊奈氏に関連する寺社や墓所が多く残る。
 - ・ 氷川神社、法光寺、無量寺
 - ・ 伊奈熊蔵忠勝の墓（願成寺）
 - ・ 地藏院跡

4-3 構成要素の特定

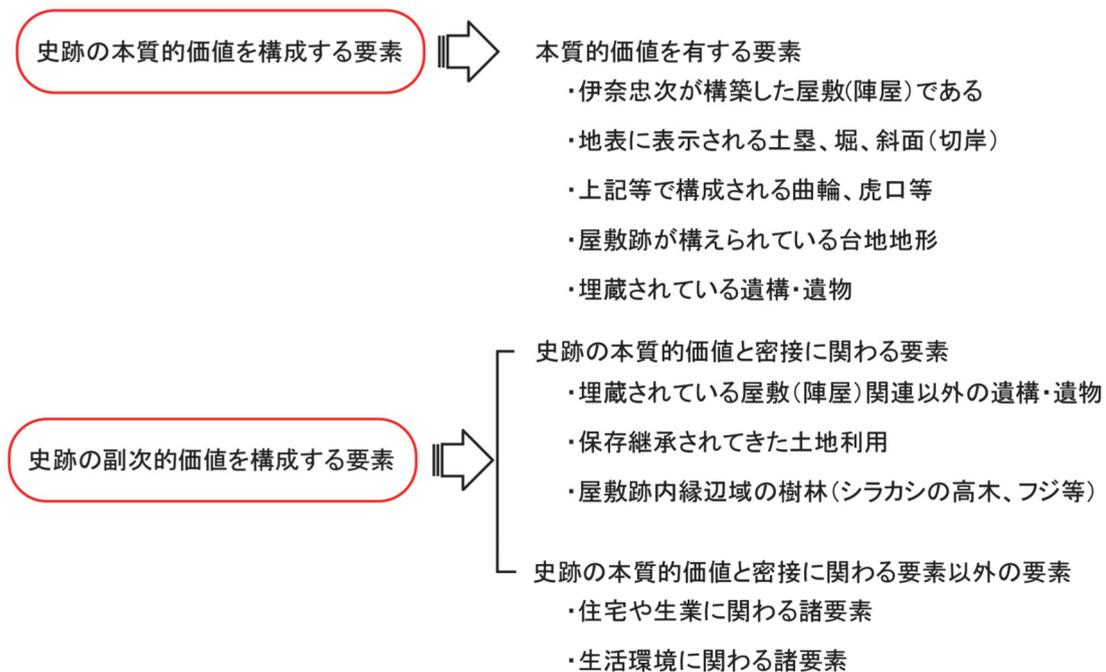
史跡伊奈氏屋敷跡の構成要素の特徴は、地元住民をはじめ行政によって永く守り伝えられてきたことにより、屋敷跡のほぼ全体が住民の生活環境と一体をなして保存されてきた点にある。それらを示すものは、絵図に記載された地割や通路、堀や土塁が残るほか、西側の丸山沼（原市沼）等もやや景観を違えたとはいえ、現在もその姿をとどめている。

また、伊奈氏屋敷跡周囲の斜面地や土塁に見られるコナラ、シデ、クヌギ、シラカシ等の林は、絵図（小室陣屋絵図等）に描かれた風景とつながることから、これが往時から続く景観のひとつと認識することができる。

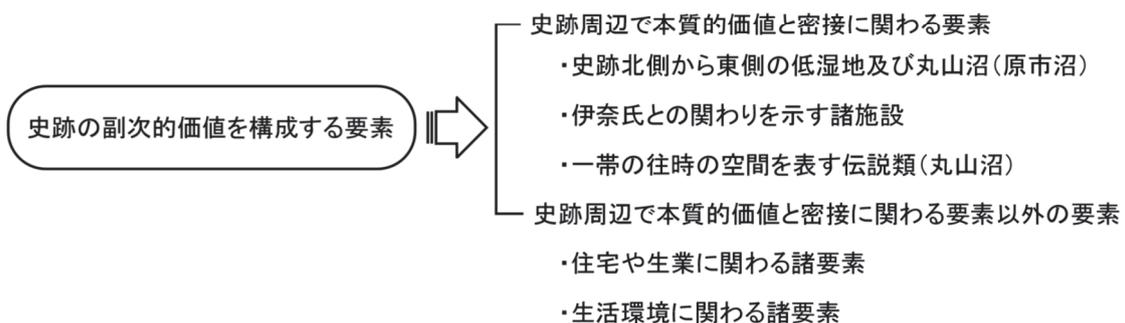
これらの構成要素を、次のように区分して整理する。

■ 史跡を構成する要素の区分

【史跡を構成する要素】 県史跡指定地内



【史跡地周辺を構成する要素】 県史跡指定地周辺



■ 県史跡指定地内の構成要素

本質的価値を構成する要素

一本質的価値を有する要素一

構成要素名／区分	構成する要素
<p>地表に表示された遺構</p> <p>(上記で構成される遺構共)</p>	<p>南北に連なる規模の大きな土塁と堀</p> <p>虎口を形成している土塁</p> <p>屋敷跡縁辺部の土塁、周囲を巡る堀（一部は水堀）</p> <p>「表門」・南の櫓台状の高台</p> <p>「陣屋」等と伝わる一帯や二の丸跡等の平坦地</p> <p>平坦地を区画する堀と土塁（一部に虎口）</p> <p>「蔵屋敷」（段差をもって構築されている平場）</p> <p>「裏門」付近の土塁と堀、櫓台状の高台</p> <p>通路（往時からの通路ルートと思われる）</p>
<p>地下に埋蔵されている遺構・遺物</p>	<p>未調査の部分が多いが、各種遺構や遺物が想定される。</p>
<p>屋敷跡が構えられている独立台地地形</p>	<p>大宮台地を構成する下層面に礫及び泥、砂で構成された地層（大宮面）があり、ここでは独立した台地地形となっている。</p>

史跡の副次的価値を構成する要素

一史跡の本質的価値と密接に関わる要素一

構成要素名／区分	構成する要素
<p>保存継承されてきた土地利用</p>	<p>頭殿権現社、畑、屋敷林、道路（現町道）等</p>
<p>埋蔵されている陣屋以外の遺構・遺物</p>	<p>未調査であるが、各種遺構や遺物が想定される。</p>
<p>屋敷跡内縁辺域の樹林、シラカシの高木、フジ等</p>	<p>絵図に描かれた風景からつながる景観を残す屋敷跡縁辺域の樹林、その他高齢のシラカシ等</p>

史跡の本質的価値と密接に関わる要素以外の要素一

構成要素名／区分	構成する要素
個人や生業に関わる諸要素	住宅、工場、倉庫、塀や柵、生垣、畑等
生活環境に関わる諸要素	道路（町道）、工作物、電気水道、標識類、その他

■史跡指定地周辺を構成する要素（史跡指定地外）

史跡の副次的価値を構成する要素

一史跡の本質的価値と密接に関わる要素一

構成要素名／区分	構成する要素
周辺地形	東側の低湿地、西側の丸山沼（原市沼）
一帯の往時の空間を表す伝説類	龍や大蛇等の伝説を残す丸山沼（原市沼）
伊奈氏との関わりを示す諸施設	町内に所在する関連寺社、墓所等

一史跡の本質的価値と密接に関わる要素以外の要素一

構成要素名／区分	構成する要素
個人や生業に関わる諸要素	住宅、工場、倉庫、塀や柵、生垣、畑、水田等
生活環境に関わる諸要素	新幹線高架等、道路（町道）、工作物、電気水道、標識類 その他

4-4 課題

史跡指定地は、北側の障子堀が確認された箇所や屋敷跡を二分する規模の大きな土塁の南側の一部等は埼玉県有地で、町有地は指定地面積の約4%（道路部分を含む）となっており、その他はすべて民有地である。これら民有地は主に宅地、畑、山林等として土地利用がなされている。

伊奈氏屋敷跡の今後の保存活用においては、土地地権者や近隣住民との十分な協議を図りながら進めることが重要である。

◆保存管理の課題

本質的な価値に則した保存管理への課題

- ・伊奈氏屋敷跡の様々な遺構（土塁・堀・虎口・切岸・曲輪等）の実態把握が不十分であり、かつ、民有地が多く、計画的な保護措置を講じるに至っていない。
- ・伊奈氏屋敷跡では、屋敷跡の構造解明を目的に学術調査が実施されたことが少なく、今後の保存管理は発掘調査の成果等を前提にした保護措置を講じる必要がある。

調査研究に関する課題

- ・伊奈氏屋敷跡のさらなる解明を図るため、学術的な発掘調査による解明を進める。
- ・伊奈氏や伊奈氏屋敷に関連する文書、伝承その他調査を継続して行う。

遺構保存への課題

- ・大規模な土塁には高木の落葉広葉樹が多くあるが、斜面保護がなされる反面で、風化や林床植物の未成育などにより、形状の変質が生じている。そのため遺構や地形の保存に留意した管理が必要である。
- ・散策路として整備された範囲の景観は良好であるが、樹木管理等が行われていない場も多く、遺構の詳細な保存環境の把握と共に必要な対応を図ることが重要である。
- ・過去において住民の協力により清掃された南の水堀等が再び荒れてしまっている。これらを含め今後の遺構の維持方法に留意する必要がある。
- ・屋敷跡縁辺の樹木は、絵図に描かれた風景につながることから重要であり、今後の活用を見据えた管理が重要である。
- ・遺構を望む景観に配慮した樹木の伐採、剪定が必要である。
- ・樹木管理は一帯の植生変化を生じることも予想されるため、史跡内の景観整備の方針を定め、より良い環境整備を目指す必要がある。

◆活用の課題

- ・現在整備されつつある散策路により、空堀を体験することができるが、「表門」付近や大きな土塁の北側は民有地である。また、屋敷跡周囲の土塁や堀へ至る道路も

少なく、これらを近くで見ることは難しい状況である。今後は地権者や近隣住民の理解を得つつ、動線を確保するとともに、様々な手法により魅力を伝えていくことを検討する。

- ・地域学習の場と位置付け、社会教育や学校教育との連携を図った活用が必要である。
- ・地域色があり、わかりやすく史跡を案内できるガイドを育成し、来訪者との交流の場とする。

◆整備の課題

- ・屋敷跡の活用のための駐車場や手洗所等の便益施設の整備を早急に進める。
- ・「忠次プロジェクト推進協議会」等による散策路整備を進める。
- ・生活環境と一体をなす伊奈氏屋敷跡の適切な見学を促すため、来訪拠点の整備を検討する。
- ・IT技術等による質の高い解説案内板の整備を検討する。

◆運営・体制の課題

- ・伊奈氏屋敷跡を有効に活用していくため、土地地権者や近隣住民と十分な協議が図れる運営体制づくりが重要である。
- ・役場内や伊奈町観光協会等とも保存活用事業の運営に関わる情報共有が必要である。



表門付近の水堀



整備された蔵屋敷跡の散策路



裏門跡東縁辺付近の樹木

4-5 旧計画書での保存管理の経過

これまでの保存管理の基礎としてきた『史跡「伊奈氏屋敷跡」保存管理計画』（昭和61年3月）では、保存管理計画として、次の11項目をあげている。なお、番号/事業名と主な内容の表記は、上記保存管理計画の原文のままとした。

■実施状況

番号/事業名		主な内容	実施状況
1	遺構保存及び環境保全範囲の策定	陣屋跡、二の丸跡、蔵屋敷跡、物見櫓跡、表門跡、裏門跡などの重要遺跡（土塁、障子堀、空堀）を含む地域については、遺構を完全に保存し、史跡内の宅地等については環境を保全していくことを原則とする。	史跡は埼玉県文化財保護条例に則り、地権者や関係者と協議を図り、必要な指導を含め、適切な実施に努めている。 また、地元住民の協力にて、史跡内の遺構は適切に保存されている。
2	史跡の公有化	史跡指定地域については、可能な限り公有地化を進めていくことが望ましい。	東側土塁に係わる一部を公有化
3	税の減免措置	文化財のもつ公益性（保存・管理および公開の義務）を勘案し、固定資産税の減免等の措置を講ずる必要がある。	—
4	散歩道・散策路の整備	住民の生活道路を整備するとともに、散歩道・散策路としての道路整備を進める。	平成28年度より、「忠次プロジェクト推進協議会」では、まちおこしの一環として、積極的な住民参加を図りつつ、堀跡（町道）を散策路として整備している。
5	説明板・案内板、史跡の境界杭等の整備	居館址碑をはじめ陣屋跡、表門跡、裏門跡、蔵屋敷跡などの石碑を建立した。その後、説明板・案内板を増設した。	現在、二の丸跡と裏門跡付近、表門跡西側の町道側に説明板が設置されている。 平成30年2月には、頭殿権現社に説明板、散策路には誘導標識が設置された。
6	遺構の発掘、調査及び復元	土塁、空堀ほか、障子堀の一部が確認されているが、より正確な資料を得るため学術調査を実施する。 また、調査の結果、重要な遺構については、復原等も行う。	住宅建設や既存町道の改修拡幅等において必要な調査を実施しているが、これらに基づく重要な遺構は確認されていない。 また、平成29・30年度には保存を目的とする発掘調査を行っている。

番号/事業名		主な内容	実施状況
7	駐車場、トイレ等の設置		臨時の措置として、防草のために砂利を敷いた場所を、臨時駐車場として利用できるようにした。また、仮設トイレを設置した。
8	ガイドブック等の発行		伊奈町教育委員会 生涯学習課において、散策ルート案内のパンフレットの作成を行っている。
9	裏門跡地の公有化に伴う公園整備	昭和59年6月、裏門跡地の発掘により、障子堀が確認された。当面は小公園として早急に整備する。	同地は盛土により障子堀が保存されており、この上を散策することができ、障子堀の内容を含む説明板を設置している。
10	史跡周辺域を含む調査	史跡保存の基本理念を踏まえて、町の基本計画との整合性を考慮し、現在、上尾・伊奈広域行政協議会で検討が進められている原市沼周辺の都市公園化構想と絡めて、当史跡の周辺地域の学術調査、基本調査を実施する必要がある。	埼玉県により、原市沼が調節池として整備することが定められ、現在計画が進行している。 本計画とも関わることであり、検討経過等の把握に努めている。
11	「資料館」の設置	伊奈氏に関わる史料も町内、県内外に散在している状況であり、当史跡が町民の学習の場、憩いの場としての活用が図られるために史跡周辺に「資料館」（歴史、民俗、郷土）等の設置を進めることが望ましい。	生涯学習課に町史編集調査員を設けて、伊奈氏に関わる史料収集や目録の作成を継続的に行っている。

5.基本方針

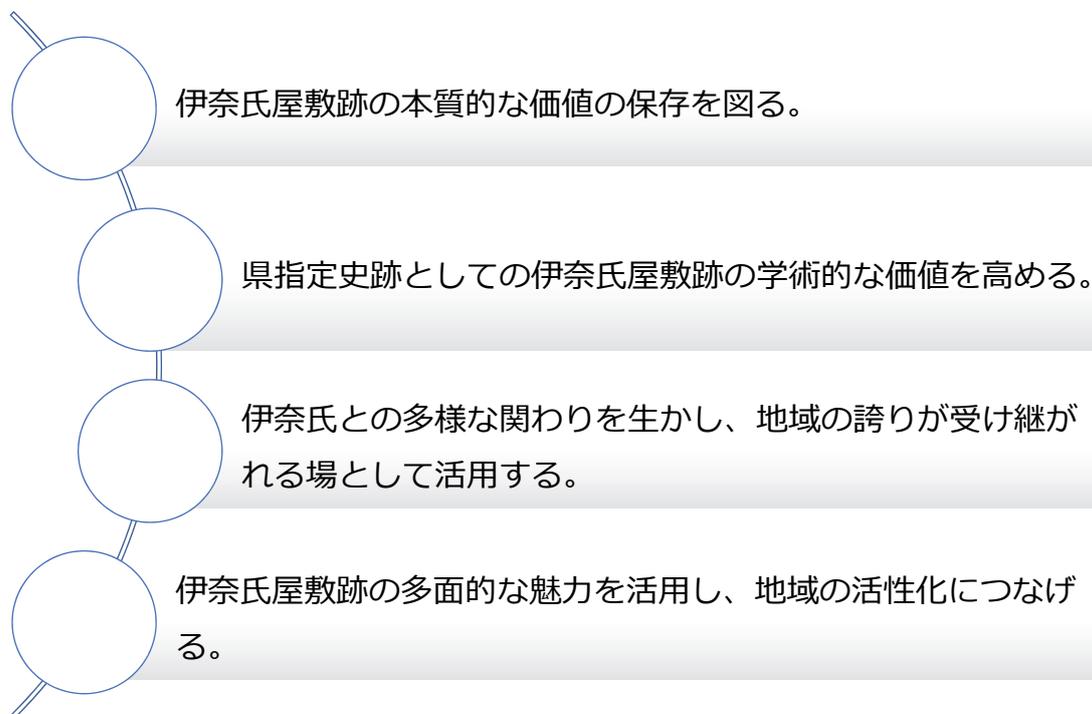
5-1 保存活用の基本目標

伊奈氏屋敷は、伊奈忠次により天正18年（1590）の徳川家康の関東入府後に無量寺關伽井坊の屋敷を移して設置された。忠次は、ここを拠点とし治水・利水工事、新田開発、検地の実施などを行い、徳川家の関東支配の基盤を築いてきた。以来、明治に至る約280年に及ぶ長い間、伊奈氏の知行地として、その地域経営の拠点としての役割を担ってきた。

そして現在も一部ではあるが伊奈氏家臣の末裔の人々が屋敷地内に居住している。明治以降屋敷地は畑等に開墾されてきたが、屋敷跡を彷彿とさせる土塁や堀、切岸、通路、門跡、その他伝承が良く遺存していることから、この地が伊奈氏屋敷跡として人々の思いの中に深く根付いていることが想像される。

そうした思いや熱意をもとに、住民と行政が協力して屋敷跡が保護されてきた。その思いを将来に引き継ぐとともに、史跡の保存活用への取組が新たな地域づくりに資するように、伊奈氏屋敷跡の多面的な魅力を活用していくことが重要である。

上記を踏まえ、保存活用の考え方を次のようにまとめ、4つの基本目標を次のように定める。



5-2 保存活用の基本方針

前項で示した史跡伊奈氏屋敷跡の保存活用の基本目標を踏まえ、それを達成（実現）するための大綱・基本方針を次のように設定する。

①大綱

- 伊奈氏屋敷跡の本質的価値を積極的に把握し、適切な保存管理を図る。
- 地域住民との協働を通じて、質の高い史跡と生活環境を育む場とする。
- 人々が憩い、体験しながら地域の歴史と未来を考える機会を創出する場とする。
- 伊奈氏屋敷跡から望む風景を、史跡の価値として活用する。
- 圏域に点在する伊奈氏関連文化財との連携を図り、教育や観光交流の資源として、一体的な魅力が感じられる場とする。

②基本方針

【保存管理の基本方針】

- ・ 史跡の本質的価値の保存のため、関係法令に則って各種の措置を計画的に講じる。
- ・ 史跡の価値をさらに明らかにするための調査研究を行う。
- ・ 地域住民の理解と協力を得て保存管理を行う。
- ・ 史跡と一体をなす原市沼等の周辺環境を、行政・関係団体の連携のもとに保全する。

【活用の基本方針】

- ・ 伊奈氏屋敷跡の遺構は伊奈氏を偲ぶことができる貴重な歴史資源として活用する。
- ・ 伊奈氏と関わりのある遺跡や屋敷跡に点在する樹木や自然景観等を、各種の学びや観光的な要素、多様なレクリエーションの要素として活用する。
- ・ 史跡の維持や活用を通じた地域コミュニティの活動を促進・継承する場として活用する。

【整備の基本方針】

- ・ 史跡を確実に保存し、屋敷の姿を想像できる整備を行う。
- ・ 史跡と伊奈忠次の魅力を発信できる積極的な整備を行う。
- ・ 来訪者の安全や管理の利便性を確保するため、必要な管理施設などの整備を行う。

【運営・体制整備の基本方針】

- ・ 地域との連携を軸とした体制を構築する。
- ・ 専門的機関による学術的な指導・助言に基づいて管理運営を行う。
- ・ 周辺環境の保全のための庁内、関係機関や関連団体の連携を確立する。
- ・ 多くの住民が参画・協働できる体制づくりを行う。

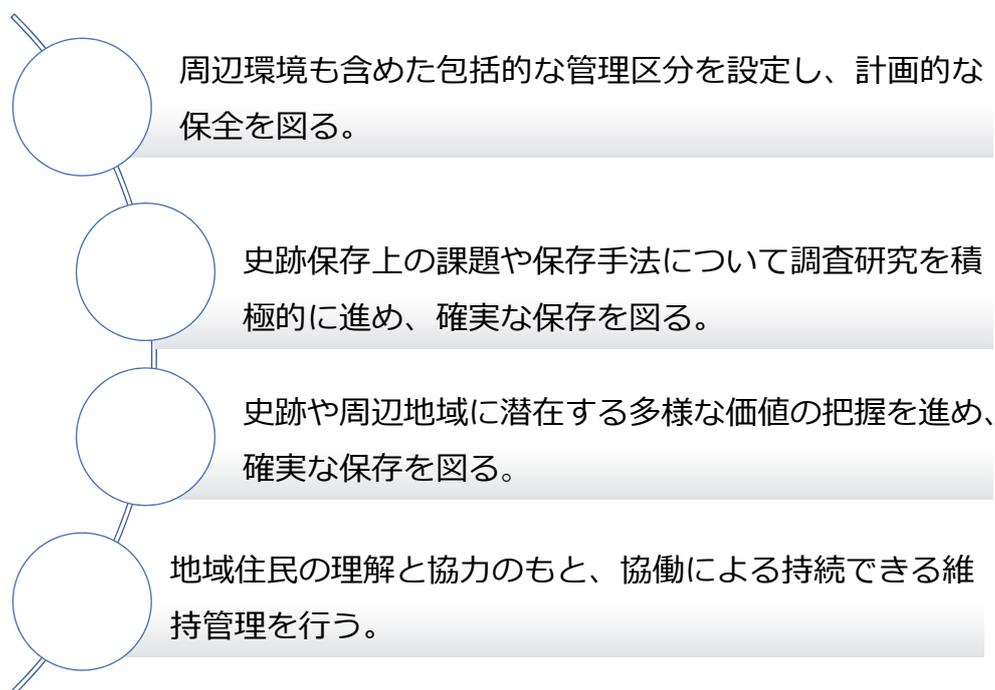
6.保存管理

6-1 保存管理の方向性

史跡の保存管理では、史跡の本質的価値を保存するように努めることはもとより、現状の中にある問題を把握し、改善していく取組が必要である。すでに顕在化している課題への対応だけでなく、潜在している課題についても積極的な把握に努め、中長期的な視野に立った対策を講じることが必要となる。

また、史跡は周辺環境と一体となって存在することから、史跡指定地外にあって史跡の本質的価値と重要な結びつきをもつ部分の存在を視野に入れることが必要である。これには埋蔵文化財や歴史的な景観を含めた人文的環境が含まれる。これらについて、包括的な保存管理区分を設定した上で、保存のための措置に、計画的に取り組んでいくことが求められる。

さらに、史跡は地域と行政が一体となって保存に尽力してきた歴史があることから、その活動を将来にわたって継承していくとともに、史跡の公開活用にも協働で取り組むことにより、人々の間で大切にされ、史跡の恒久的な保存が果たされると考えられる。



6-2 保存管理の区分設定と管理手法

①保存管理の区分設定

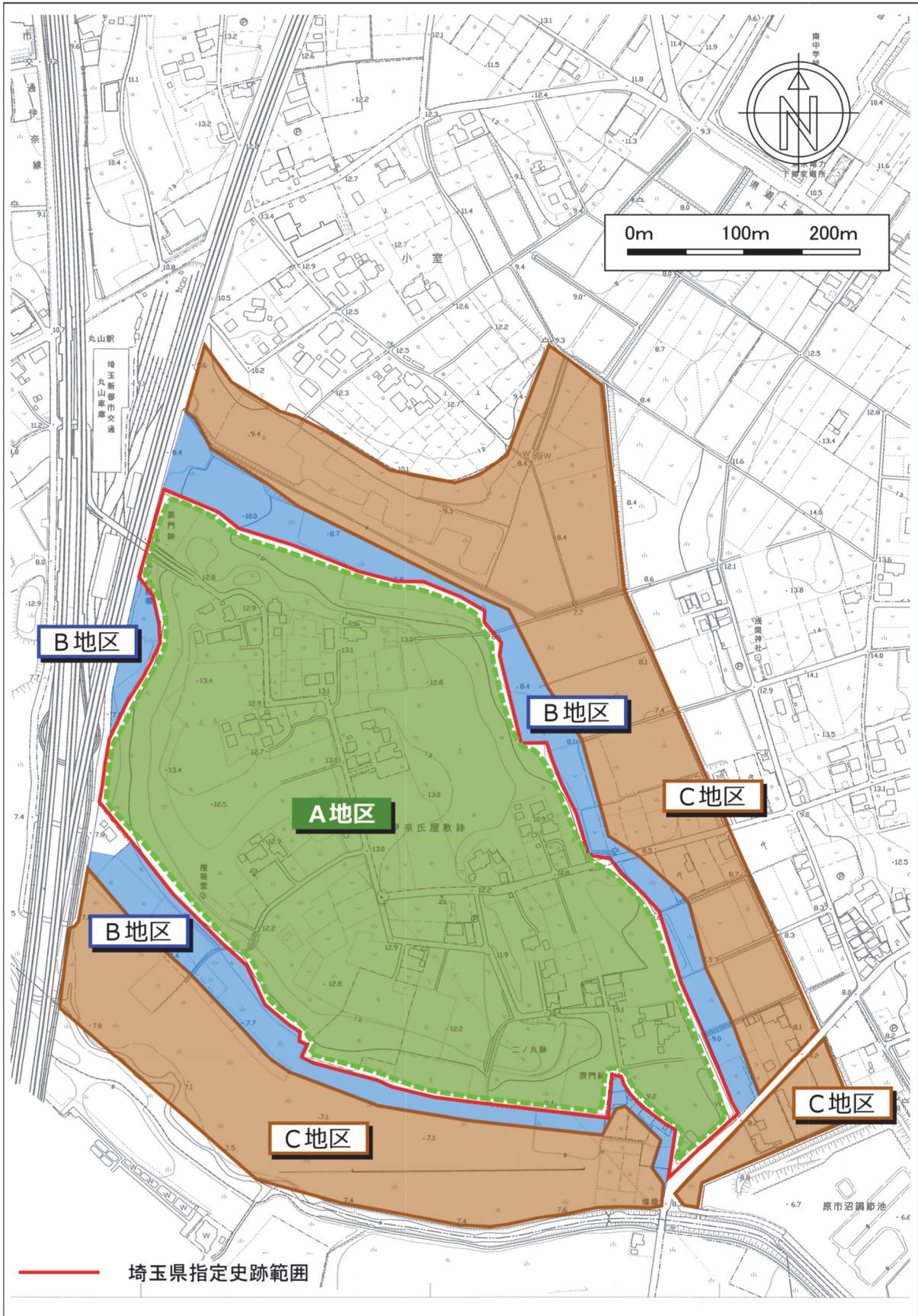
史跡伊奈氏屋敷跡を確実に将来に継承するために、史跡指定地をはじめ、隣接する地域を視野に入れた包括的な区分を設定し、計画的な保存管理に取り組むものとする。

区分設定は、4-3 構成要素の特定（P77）に基づき、次のとおりとする。

■区分設定

区分名 A地区	構成要素の区分	主な要素
<p>県史跡指定範囲で、独立した台地地形の全体で、周囲は切岸や土塁で構成され、内部は東西を区分する規模の大きな土塁がある。また、通路跡や地割、陣屋に関わる名称が良く残っている。</p>	本質的価値を有する要素	<ul style="list-style-type: none"> ・台地状の地形 ・土塁と切岸 ・空堀や水堀 ・平場地形 ・発掘調査で確認された障子堀等 ・地下に埋蔵された遺構や遺物
	史跡の本質的価値と密接に関わる要素	<ul style="list-style-type: none"> ・頭殿権現社、通路（町道10号線） ・絵図の景観につながる縁辺部の樹木 ・埋蔵されている陣屋以外の遺構や遺物
	史跡の本質的価値と密接に関わる要素以外の要素	<ul style="list-style-type: none"> ・整備された散策路 ・住居 ・道路やその他工作物 ・埋設（電気・水道）等設備類 ・宅地内の花木等 ・解説案内板、標識等
区分名 B地区	構成要素の区分	主な要素
<p>県指定史跡範囲外の埋蔵文化財包蔵地と追加指定を検討する範囲。</p>	史跡周辺で本質的価値と密接に関わる要素	<ul style="list-style-type: none"> ・地下に埋蔵されている遺構や遺物
	史跡周辺で本質的価値と密接に関わる要素以外の要素	<ul style="list-style-type: none"> ・田畑等 ・造成地道路及び工作物 ・樹木等
区分名 C地区	構成要素の区分	主な要素
<p>史跡地の縄張や地形を際立たせるための緩衝範囲。</p>	史跡周辺で本質的価値と密接に関わる要素	<ul style="list-style-type: none"> ・地下に埋蔵されている遺構や遺物 ・丸山沼（原市沼） ・周辺の低湿地
	史跡の本質的価値と密接に関わる要素以外の要素	<ul style="list-style-type: none"> ・田畑等 ・資材置き場等 ・道路及び工作物 ・埋設（電気・水道）等設備類

■ 区分設定



②保存管理の方針と手法

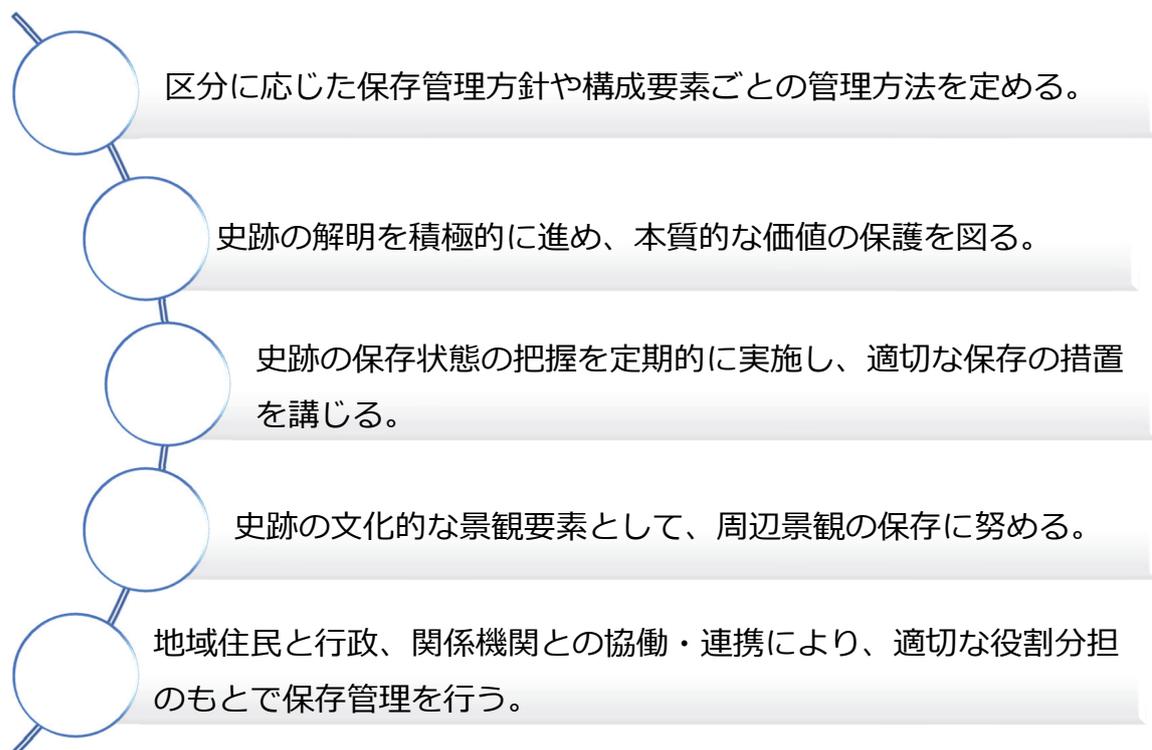
◆保存管理の方針

設定した保存管理区分の保存管理の手法や現状変更の取扱いは、構成要素の性格にあわせて適切に定める必要がある。しかし、史跡指定範囲をはじめ、区分を設定した土地の多くは民有地や県有地等であり、町有地は道路及び東側土塁部の一部に過ぎない。

このため保存管理の実施においては、地権者や地域住民との調整を図り、理解と協力を得ることが不可欠であり、史跡の本質的価値に影響のおよぶ現状変更に対しては、地権者の協力と理解のもとに一定の規則を設けることが必要である。

また、遺構の劣化等に対しては、積極的な原因の把握と対処を行っていくが、計画対象となる区域に存在する埋蔵文化財の実態が明らかでないことから、今後は計画的な発掘調査を進め、内容の把握に努めるとともに、その成果に応じた適切な保護の措置を講じることが重要である。

以下に、保存管理の方針を示す。



◆保存管理の手法

設定したA地区、B地区、C地区の管理区分毎に保存管理方針を示し、地区毎の各構成要素の主な保存管理の手法について整理する。

■地区区分毎の保存管理方針と主な保存管理の手法

地区区分	地区区分毎の方針	構成要素区分	主な保存管理手法
A地区	<p>屋敷の縄張を構成する土塁や堀、切岸等の表出している遺構の確実な保存及び埋蔵文化財の保存を図る。</p> <p>また、地権者や地域住民、関連機関の理解と協力を得て、現状景観の維持に努める。</p>	本質的価値を構成する要素	<ul style="list-style-type: none"> ・表出している様々な遺構は、本質的な価値が保存されるよう必要な補修や管理を行う。 ・史跡全般の現況については、定期的な点検により維持管理を行う。 ・発掘調査により埋蔵文化財の把握を進める。 ・史跡の本質的価値を顕在化するうえで必要不可欠な遺構については積極的な整備を行う。
		史跡の本質的価値と密接に関する要素	<ul style="list-style-type: none"> ・頭殿権現社及び信仰の諸施設は、適切な維持管理が行われるよう、地権者及び管理者に働きかける。 ・縁辺部の植生は景観形成や地形保全に配慮した維持管理を働きかける。 ・主要な通路は、遺構保存や整備、景観との整合性をもった管理を行う。
		史跡の本質的価値と密接に関する要素以外の要素	<ul style="list-style-type: none"> ・住居、耕作地等は、地権者や周辺住民の理解と協力を得て、可能な限り、現状での景観の保全に努める。 ・水路、道路などの工作物は地権者や関連機関の理解と協力を得て、現況の維持管理に努める。 ・植栽は、地権者の理解と協力を得て、可能な限り、埋蔵遺構の保存に努める。

地区区分	地区区分毎の方針	構成要素区分	主な保存管理手法
B地区	埋蔵文化財などの潜在する価値の把握を進め、必要に応じて指定地の追加指定を検討する。また、その他は地権者、関係機関や地域住民の理解と協力を得て、現状の維持及び史跡景観への配慮に努める。	史跡周辺で、本質的な価値と密接に関わる要素	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査により埋蔵文化財の把握に努める。 地権者や地域住民の理解と協力を得て、現況保存に努める。 必要に応じた追加指定を図り保存に努める。
		史跡周辺で、本質的な価値と密接に関わる要素以外の要素	<ul style="list-style-type: none"> 自然地形や宅地、田畑等は、地権者や周辺住民の理解と協力を得て、可能な限り、現状の保存に努める。 水路、道路などの工作物は地権者や関連機関の理解と協力を得て、現況の維持管理に努める。 森林は、地権者や周辺住民の理解と協力を得て、可能な限り、現状での景観の保存に努める。
C地区	<p>県史跡指定範囲の外側で、丸山沼（原市沼）や低湿地の範囲である。</p> <p>範囲は、地権者、関係機関や地域住民の理解と協力を得て、現状の維持及び史跡景観への配慮に努める。</p>	史跡周辺で、本質的な価値と密接に関わる要素以外の要素	<ul style="list-style-type: none"> 地権者の協力を得て、発掘調査による埋蔵文化財の把握に努める。 地権者や地域住民の理解と協力を得て、現況保存を働きかける。
		史跡の本質的価値と密接に関わる要素以外の要素	<ul style="list-style-type: none"> 丸山沼（原市沼）の開発は、史跡景観に配慮したものとなるよう関係機関に働きかける。 田畑等は、地権者や周辺住民の理解と協力を得て、可能な限り、現状景観の保存を働きかける。 開発の必要に応じた調査を実施し、可能な限り、埋蔵遺構の保存を働きかける。 水路、道路などの工作物は地権者や関連機関の理解と協力を得て、現況の維持管理を働きかける。

6-3 現状変更について

①現状変更（A地区）について

埼玉県史跡指定地内において現状変更を行おうとする場合には、埼玉県教育委員会の同意が必要となるため、法令に基づいた適切な対応が必要である。

史跡伊奈氏屋敷跡の保存、維持管理、活用や整備においては、多様な現状変更が生じることが考えられる。ここでは、現状変更の基準となる考え方を整理する。

【現状変更を認めない場合】

- ・ 史跡の滅失、き損のおそれのある行為は、原則として認めない。
- ・ 史跡の景観を阻害または価値を著しく減じると認められる行為などの現状変更は、原則として認めない。

【現状変更にあたって協議を必要とする主な行為】

- ・ 発掘調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲・方法・内容で行う場合。
- ・ 学術調査の結果を踏まえ、史跡の保存・活用のための整備を行う場合。
- ・ 史跡の保存活用上必要で、史跡の本質的価値の保存に大きく影響を及ぼさない場合。
- ・ 建築物の新築、増築、改築または除却、移築などの場合。
- ・ 工作物の新設、修理または除去、移設などの場合。
- ・ 道路（公衆用道路）の新設及び拡幅は、原則として認めない。
- ・ 掘削を伴う電気、水道等の設備修理または除去、移設などの場合。
- ・ 仮設物の設置。
- ・ 既存樹木の伐採、移植、または補植（更新）、規模の大きな枝おろし。
- ・ 樹木や草本類の補植や更新。
- ・ 公開上で必要な安全対策の諸施設の設置。

【現状変更などの許可を要しない場合】

埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則、第24条「維持の措置の範囲」については、従前の協議に基づいて、埼玉県教育委員会が判断するものである。そのためきわめて軽微な日常的な維持管理行為を除き、史跡に対して行為を行いたい場合は、伊奈町教育委員会との事前協議が必要である。

②区分地区ごとの現状変更に対する考え方

地区ごとの現況を踏まえ、想定される現状変更などに対する考え方を整理する。

■現状変更の基準 A地区

地区	構成要素		取扱方針
A地区	台地状の地形	切岸（斜面） 樹木伐採等	<ul style="list-style-type: none"> 盛土や掘削、切土などの土地の改変は、原則これを認めない 樹木伐採は、遺構などに悪影響を及ぼす場合や自然環境の維持や活用での維持管理上または安全管理上で必要性が高い場合には認める。 抜根は原則認めないが、保存活用上必要と認められる場合は認める。 新規植栽は、保存活用上必要で、遺構などの保存に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に影響を与えないと判断される場合に認める。
	堀・土塁	上記曲輪を形成する土塁・堀	<ul style="list-style-type: none"> 保存活用に関わるもの以外の現状変更は原則として認めない。
	平場	耕作地	<ul style="list-style-type: none"> 盛土や掘削、切土などの土地の改変は、原則これを認めない。ただし、保存活用上必要で、史跡の本質的価値の保存に大きく影響を及ぼさず、史跡としての風致と景観に支障のないものは認める。 耕作物は地下の埋蔵遺構に影響を与えない種類とする。
	建築物	住宅、工場	<ul style="list-style-type: none"> 建物の新築は原則として、避けるように、事前協議により地権者や関係者に協力をお願いする。 改修や増築は史跡の景観に配慮し、周辺一帯の景観形成や公開活用に支障があるものは可能な限り避けるように、地権者に協力をお願いする。但し、事前協議により、埋蔵文化財の保存や景観に配慮した内容であるかなどを確認して可否を判断する。

地区	構成要素		地区
A地区		頭殿権現社 その他石造物等	<ul style="list-style-type: none"> ・信仰の場としての活用や史跡を保存活用するための措置としての改修や増築、新築は認める。ただし、事前協議により、史跡の本質的価値を構成する埋蔵文化財の保存や史跡としての景観に配慮した内容であるかなどを確認して可否を判断する。 ・維持管理上で必要な改修は、史跡の本質的価値の保存に大きく影響を及ぼさず、史跡としての風致と景観に支障のないものは認める。 ・信仰に関する奉納物（工作物）の新設は、史跡の本質的価値の保存に大きく影響を及ぼさず、史跡としての風致と景観に支障のないことを前提とし、その都度協議を図り対応を判断する。
	道路	町道	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の新設は原則これを認めない。但し、防災上の必要がある場合などその都度協議を図り対応を判断する。 ・既存道で遺構保存に支障が生じる拡幅や舗装は認めない。
	埋設等設備類	電気、水道等	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、水道等の設備の新設は、公益上又は史跡の維持管理や整備のために必要不可欠と判断されるものについて、遺構などに影響を及ぼさない場合は認める。
	工作物	擁壁、側溝、その他	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理上で必要な改修は、史跡の本質的価値の保存に大きく影響を及ぼさず、史跡としての風致と景観に支障のないものは認める。
	植栽	森林区分範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・森林施業に伴う植栽については、従前の協議により、その更新が史跡の価値を構成する要素として適切かどうかを個別に検討し判断する。

	植栽	上記以外の一般的な植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木伐採は、遺構に影響を及ぼさない場合、自然環境の維持や活用での維持管理上または安全管理上で必要性が高い場合には認める。 ・ 新規植栽は遺構などの保存に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に影響を与えないと判断される場合に認める。
--	----	-------------	---

■現状変更の基準 B地区

地区	構成要素		取扱方針
B地区	共通	耕作地 宅地等 道路 用水路等 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前協議により地権者や関係者に開発区域からの除外などの協力をお願いします。 ・ 土木工事を伴う開発行為や維持管理のために計画が立案された場合には、文化財保護法に基づく届出の提出を求め、事前の試掘調査を実施して埋蔵文化財の有無を確認したうえで、保存協議を図る。試掘調査により、史跡の本質的価値と密接に関する要素が確認された場合には、保存協議の上、必要な措置を講じる。 ・ 建物の新築、改修や増築は史跡の景観に配慮したものとなるように、地権者に協力をお願いします。
	地形		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地権者や管理者の理解と協力を得て、適正な維持管理による現況の保全を図る。
	耕作地	遺構に関わらない 田畑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地権者や管理者の理解と協力を得て、できるかぎり現況景観を保つことができるように協力をお願いします。
	宅地等	住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の新築、改修や増築は史跡の景観に配慮し、周辺一帯の景観形成や公開活用に支障があるものは可能な限り避けるように、地権者に協力をお願いします。
	道路	町道等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理等に伴って土木工事が発生する場合には、周辺一帯の景観に影響が生じないように協力を求める。

	工作物	一般工作物 用水路等	<ul style="list-style-type: none"> ・新設・改修にあたっては、一帯の風致や景観に影響を与えないように、地権者や管理者の協力を求める。 ・農業施設の維持管理のために必要な改修がなされる場合は、周辺一帯の景観形成や公開活用に配慮したのものになるように管理者や地権者に協力をお願いする。
--	-----	---------------	---

■現状変更の基準 C地区

地区	構成要素		取扱方針
C地区	地形	丸山沼（原市沼）	<ul style="list-style-type: none"> ・関連機関や管理者の理解と協力を得て、史跡に配慮した景観となるよう努める。
		低湿地	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者や管理者の理解と協力を得て、できるかぎり田園を保ち、盛土等の地形変化がないように協力をお願いする。
	耕作地		<ul style="list-style-type: none"> ・地権者や管理者の理解と協力を得て、できるかぎり耕作地として維持できるように協力をお願いする。
	宅地等		<ul style="list-style-type: none"> ・建物の新築、改修や増築は史跡の景観に配慮し、周辺一帯の景観形成や公開活用に支障があるものは可能な限り避けるように、地権者に協力をお願いする。
	道路	町道等	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理等に伴って土木工事が発生する場合には、一帯の現況景観に影響が生じないように協力を求める。
	工作物	一般工作物 用水路等	<ul style="list-style-type: none"> ・新設・改修にあたっては、一帯の現況景観に影響を与えないように、地権者や管理者の協力を求める。 ・農業施設の維持管理のために必要な改修がなされる場合は、周辺一帯の景観形成や公開活用に配慮したのものになるように管理者や地権者に協力をお願いする。

7.活用

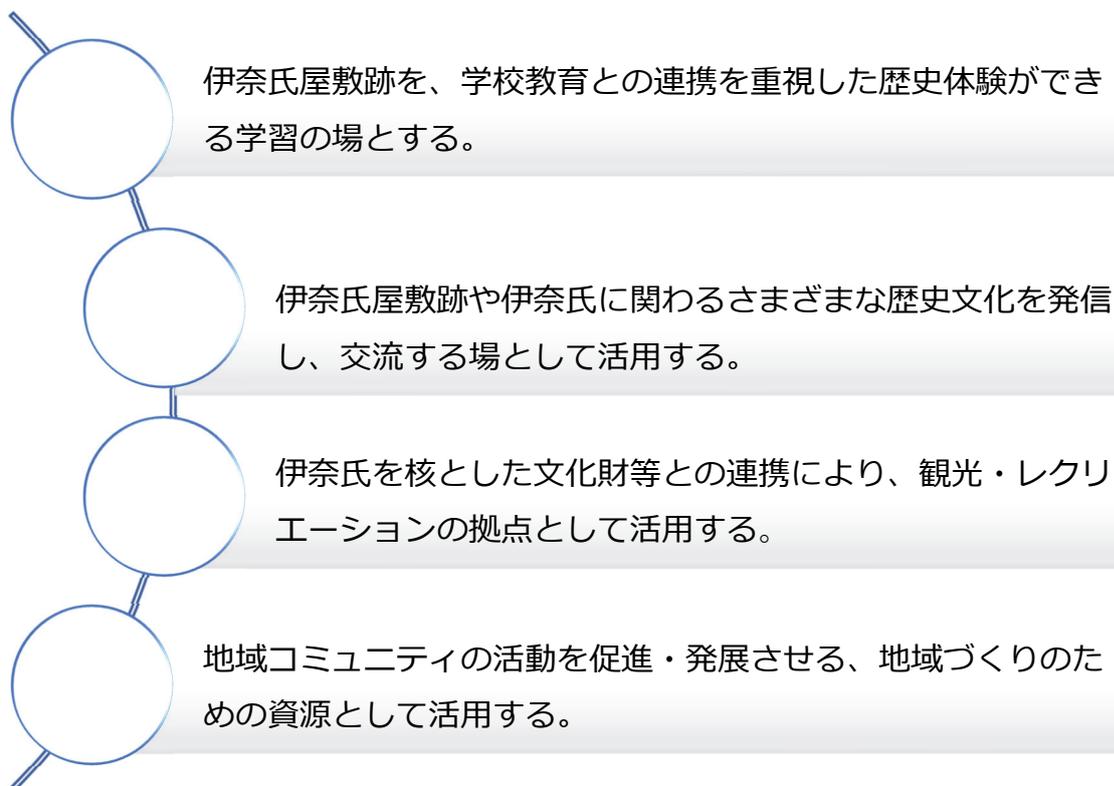
7-1 活用の方向性

伊奈氏屋敷跡の活用においては、ほぼ全域ともいえる往時の縄張構造を活かし、屋敷の機能や仕組みを体験することができる場とする。また、発掘調査で明らかになった障子堀をはじめ、良く残る土塁や堀を通路と組み合わせて活用することで、ここで営まれた往時の人々の暮らしを追体験し、地域の歴史と未来を考え、学ぶことができる場を目指す。

また、伊奈氏屋敷跡で得られた調査成果に加え、地域や圏域の様々な文化財等は、江戸時代初期からの伊奈氏に関わる事績を映すものであり、これらの展示や体験学習などの手法により、伊奈氏や伊奈氏屋敷跡の価値をわかりやすく伝え、史跡への愛着、地域の歴史に対する興味を育てていくこととする。

さらには、このような地域の歴史文化遺産を活用し、伊奈町全域における観光促進の資源としても活用を図る。

以上から、活用の具体的な方向性を以下のように定める。



7-2 活用の方法

先に定めた4つの方向性に沿って、次のような具体的な展開を目指すこととする。

学校教育との連携を重視した学習の場として活用する。

- ・主に町内に向けて、伊奈氏や伊奈氏屋敷跡に関する講座や体験学習、発掘調査見学会などを開催する。屋外体験等を交えた連続講座等とし、定期的な開催により、地域に根づいた普及啓発を図る。
- ・学校教育と連携し、校外教育活動や遠足等の学校行事への活用を進める。史跡を訪れた児童、生徒が整備された史跡を体験することにより、歴史を感じ、知ることができる機会を設ける。
- ・小中学校や高等学校の対象年齢別に、判りやすい解説ガイドを作成し、歴史教育の副読本として活用する。

歴史文化を発信し、交流する場として活用する。

- ・屋敷跡に関する解説機能の充実（解説板の増設、音声ガイド、VR映像等）を図る。
- ・これまでの調査成果と整備の様子を、ホームページに掲載する等の情報発信を行う。
- ・伊奈町立郷土資料館の展示環境の充実、県民活動総合センター等の文化施設と連携した展示や展示解説、体験学習、講座などを開催する。
- ・伊奈氏関連の市町村と連携した交流の場として活用する。
- ・伊奈氏の顕彰やこれらを活かしたまちづくり等に取り組む他自治体との調査研究・活用との連携を強化し、情報交換、人的交流を促進する。

観光促進の拠点として活用する。

- ・観光部局と連携し、伊奈氏屋敷跡や伊奈氏の歴史を示し、地域を表すテーマでの情報発信とPRによるイメージづくりを行う。
- ・住民と協働した見学のためのストーリーづくりや見学ルート設定の構築を進める。
- ・インバウンドを想定した多言語化を含めた伊奈氏屋敷跡に関するPRと解説機能の充実化を図る（例示：解説板の増設、音声ガイド、VR映像等）。

地域コミュニティの活動を促進・発展させる場として活用する。

- ・史跡の公開活用のひとつであるガイドボランティアの育成や地域における新たなコミュニティの形成を図り、保存活用のための担い手づくりにつなげていく。
- ・史跡の整備された空間を、各種行事の拠点とし、町民交流の促進を図る。また、地域住民の憩いの場としても活用する。

周辺の景観を活かし、史跡の文化的な景観要素として保全に努める。

- ・ 四季によって変化する伊奈屋敷跡周辺の様子を体感できるような視点場を設定する（例：境橋付近から原市沼を通して屋敷跡を望む）。



また、活用の進行は史跡の整備に伴うもの、関連部局との調整が必要な事項、予算や事前の計画が必要になる事業等がある。実施に際しては、長期計画を見通しつつ、段階的に取り組むこととする。

8.整備

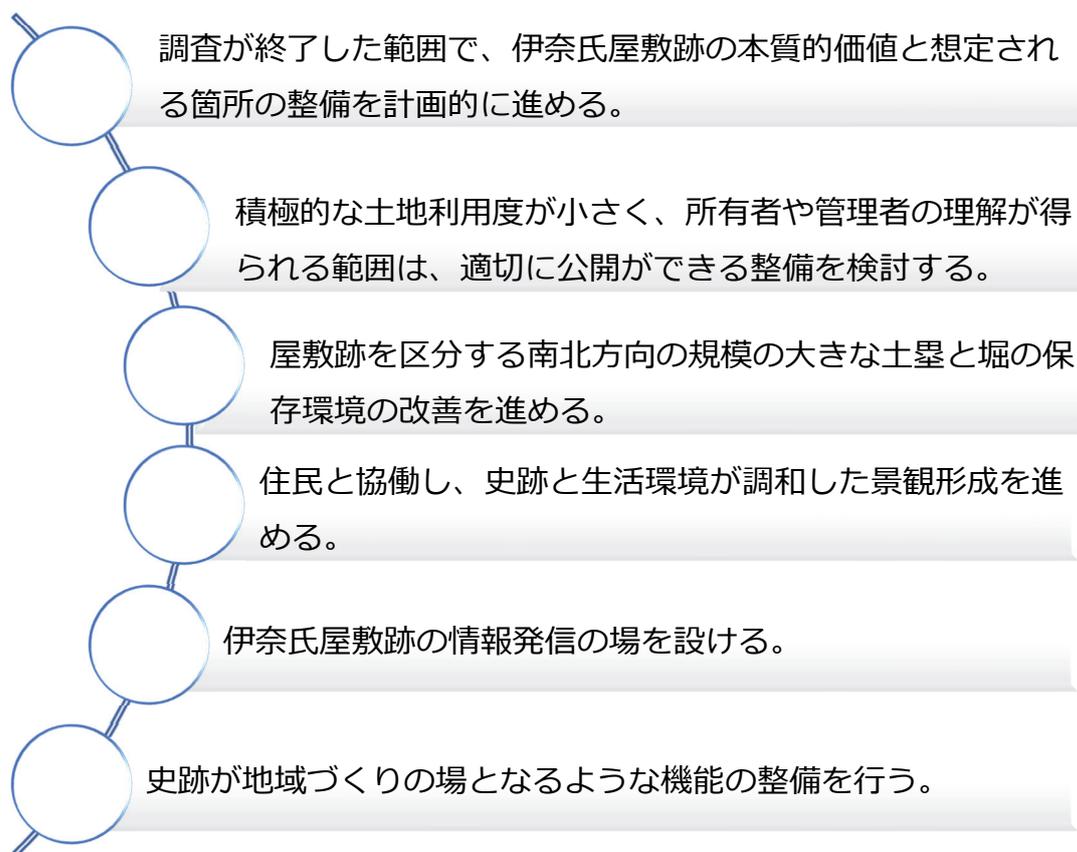
8-1 整備の方向性

近世初期における地域支配の拠点となった屋敷構造の土塁や堀、それにより形成される曲輪空間、また埋蔵されている遺構・遺物の保護を前提とした保存と、史跡の価値の顕在化あるいは有効に活用するための整備を行う。

伊奈氏屋敷跡では、周囲を区分する堀、台地状の地形、屋敷を南北に区分する規模の大きな土塁と堀、その他良く遺存している土塁や堀、発掘調査で確認された障子堀、屋敷内を縦断する通路等がある。また、史跡内には伊奈氏と関わりの深い方々を含め、多くの住宅があることから、生活環境としての史跡であることも整備の視点のひとつである。

しかし、史跡指定地内の土地利用の現状や面積等の規模の点から、全面的な史跡の解明には長期間を要することが予想されるため、短期計画・中長期計画の段階を追って進めることとする。

以上から、実施する整備の方向性を以下のように設定する。



8-2 整備の方法

屋敷跡のほとんどは民有地等であり、現段階では確実な発掘調査成果は多くはない、そのためここでは活用に基づく整備の方向性の案を示す。

裏門跡一帯の整備の検討

- ・昭和 59 年の発掘調査で確認された障子堀、屈曲している虎口、南西側の町道、障子堀の南東側の櫓台状の土塁を含む一帯の整備を検討し、北側の見せ場と導入口とする。また、ここはニューシャトルからも眺めることができる伊奈氏屋敷跡のランドマークともなる景観とする。

蔵屋敷跡及び二の丸跡の簡易整備を進める。

- ・蔵屋敷跡の植生は、コナラやシデ等の落葉広葉樹林とし、内部に人が立ち入れる環境整備を目指し、起伏のあるまとまった遺構群を体験できるようにする。また、二の丸跡はその性格を明らかにし、発掘調査成果に応じた整備を検討する。

屋敷跡を区分する南北方向の土塁と堀の保存環境の改善を進める。

- ・土塁の表層や端部において風化による変状が顕著である。整備では現況の保存が図れる崩落防止のための補修等の検討を行う。

視点場（ビューポイント）の設定

- ・史跡の地形的な特徴である独立した台地を望むことができる視点場や史跡と深い繋がりのある丸山沼（原市沼）を望む視点場などを設定し、見学時の見せ場としていく。

史跡内における史跡と生活環境の質的向上を目指す。

- ・伊奈氏屋敷跡にふさわしい景観形成を目指し、住民と協働した検討を進める。

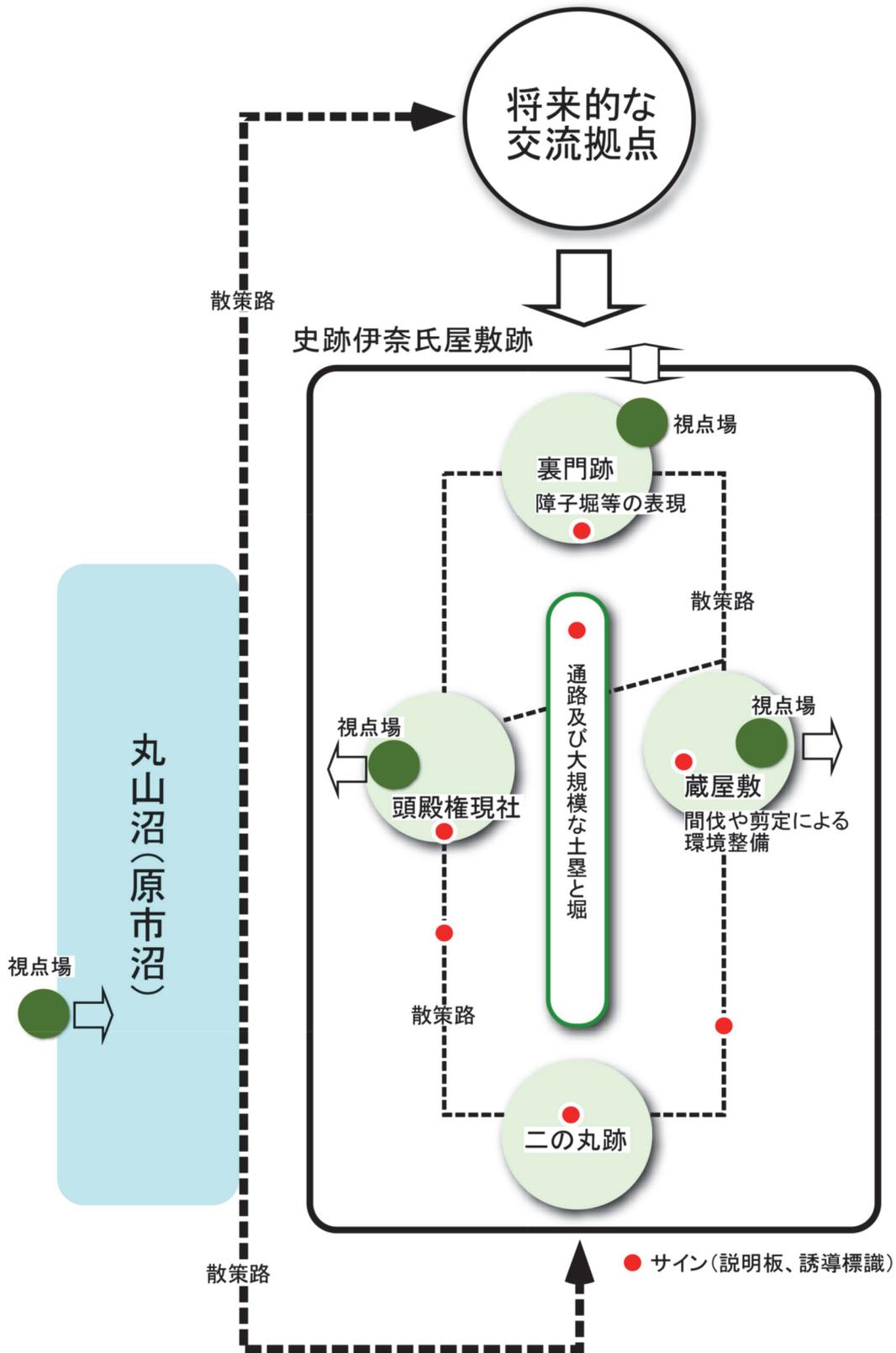
個別解説案内等の設置を進める。

- ・今までの発掘調査成果を活かした個別解説案内板を設置する。個別解説情報には、スマートフォン等によるわかりやすい情報展開を図るほか、インバウンド向けに多言語化を検討する。

史跡が地域づくりの場となる整備を進める。

- ・これらの整備をまちづくりや生活環境の質的向上を図る機会ととらえ、周辺住民や多くの来訪者と適切な交流を行う場として、施設の整備や案内板の設置、活用プログラム等の開発を住民と共に進める。

■整備概念イメージ図



9.運営・体制の整備

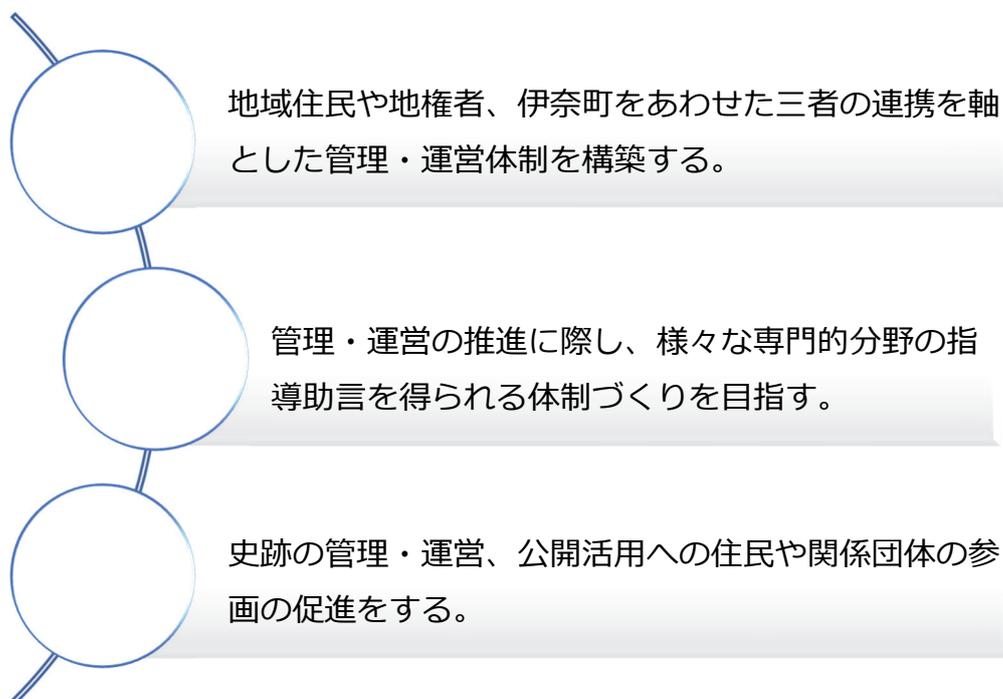
9-1 運営・体制の整備の方向性

伊奈氏屋敷跡は大きな土地の改変は少なく、その姿が良好に保存されてきた。また、周辺の丸山沼（原市沼）等も往時の面影を良く残している。それらの明瞭な担い手は判然としていないが往時から居住されている伊奈氏遺臣の方々やその他地権者による活動の証と推察される。今後の保存活用においても、引き続きこれらの地権者や地域住民の積極的な取組を求めて、協働の場を広げていくことが大切である。

また、史跡伊奈氏屋敷跡は伊奈氏を代表する史跡であるばかりでなく、伊奈町にとってもまちづくりや地域づくりの重要な要素となってきた。しかし、伊奈氏屋敷跡の学術的な調査の取組は少なく、今後は確実な保存を図るため、長期的な展望を踏まえた学術的な見地に基づく保存管理を進める必要がある。

一方、指定史跡地の多くは民有地であり、家屋もあるほか、道路や電気・水道などのインフラ整備が行われている。厳密な保存管理の推進には、地域住民や地権者の協力のほか、生涯学習課を核として、建設や土木、農政等の関連各課、活用面では、学校教育や観光振興等の関連各課との連携を図り、緊密な連絡調整を行うための仕組みづくりが重要となる。

以上のような考え方にに基づき、運営と体制整備の方向性を次のように設定する。



9-2 運営・体制の整備方法

史跡の管理運営については、大きく保存管理と活用に区分することができる。

【史跡の保存管理に関わる主な内容】

- ・法令に定められた各種の届出及び現状変更許可申請等をはじめとする事務処理。
- ・史跡範囲・対象等の周知及び普及・啓発。
- ・史跡の内容確認と本質的価値の明確化、その保存のための技術的手法の開発のための学術調査と研究の推進。
- ・保存・管理・活用等の基本方針に基づく行政指導や協議・調整。
- ・指定地の除草・清掃や保存のために設置される諸施設の日常管理と保守点検。
- ・災害・事故発生時における応急的措置などの業務。

【史跡の公開活用に関わる主な内容】

- ・来訪者への案内・説明。
- ・公開活用のために設置される諸施設の保守管理。
- ・公開活用にかかる各種の行事の立案・実施とその情報発信。
- ・まちづくり・地域づくりの取組に関する地域連携。
- ・住民や愛護会・ボランティア等の活動への支援。

ここでは、上記のような史跡の管理運営や公開活用にかかる多岐にわたる活動に取り組むにあたって、体制構築の基本的な考え方を示す。

地域連携の確立

史跡の管理については、主に共有地を対象に地権者と地域住民の有志による管理がなされ、近年は、「忠次プロジェクト推進協議会」の事業の一環で、住民参加による散策路の整備が行われた。

今後とも、地権者や地域住民による保存管理を継続して進めてもらうため、これらの組織化や現在不定期で開催している地権者や地域住民、行政区長、伊奈町教育委員会生涯学習課で構成する（仮称）「地元協議会」などを定例化し、情報共有や意見交換を行いつつ、管理運営・公開活用にかかる活動を協働することが重要である。

学術的な調査研究体制の確立と専門的機関による指導体制の継続

史跡の保存管理は、これまで管理団体である伊奈町教育委員会生涯学習課が主体となり、埼玉県教育委員会や伊奈町文化財保護委員会による指導・助言に基づき、各種の法的・行政的な事務や史跡に対する試掘調査などの管理を担ってきた。これら指導体制の継続と共に、史跡の内容解

明と本質的価値の明確化を目的とした学術調査・研究の推進のための体制の強化を図ることが重要である。

庁内体制の確立

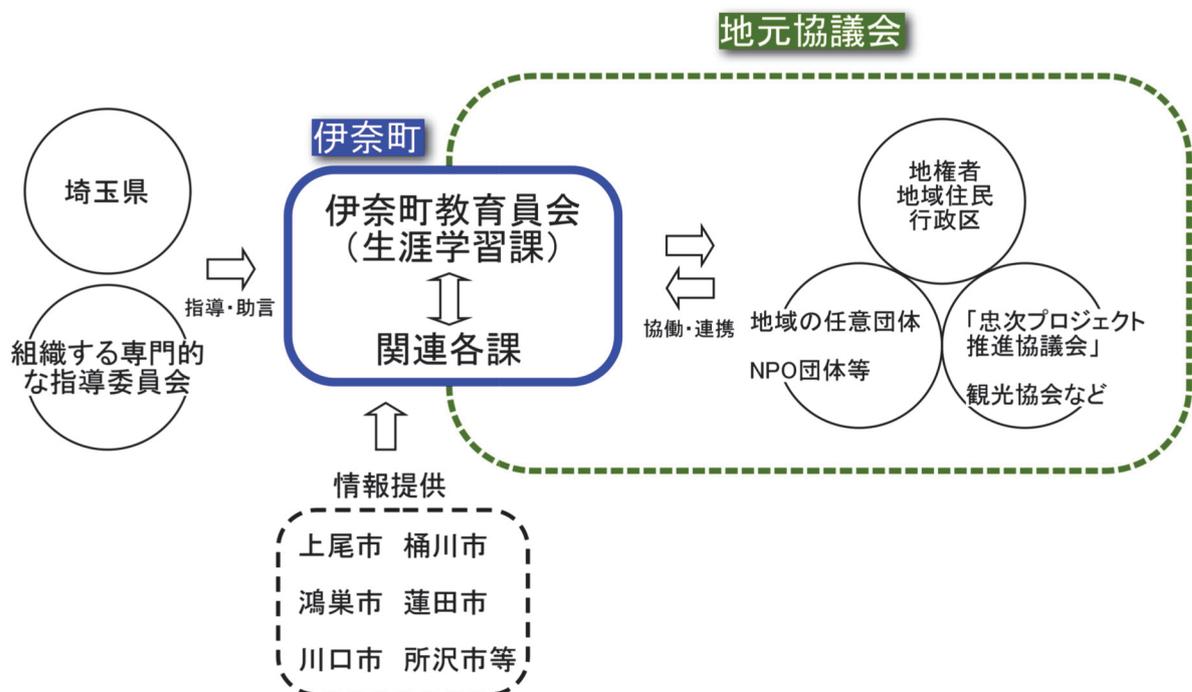
史跡の周辺環境も含めた保存管理を円滑に実施するため、史跡と関連する関係各課の事業の主旨に対する共通認識の構築や情報共有を強化する。

住民・関連団体との連携強化

伊奈氏屋敷跡の活用は、学習や観光・レクリエーション、地域コミュニティの活動のほか、まちづくり・地域づくりに資するものとして、住民の取組への参加を得ることが重要である。

- ・地権者や地域住民による維持管理を継続して進める体制の組織化。
- ・伊奈氏屋敷跡で活動を進める「忠次プロジェクト推進協議会」等との情報共有や協働。
- ・地域のNPO団体、ボランティアなどの関連団体の受入れの検討と促進。
- ・町内の小・中学校や高校・大学・専門学校が、その特徴を活かした活用が図れるプログラムづくり。
- ・県民活動総合センターや観光協会との共催による活用等と多岐にわたる団体や組織との連携を進め、参加型の体制を整えていくことが重要となる。

■管理運営体制のイメージ



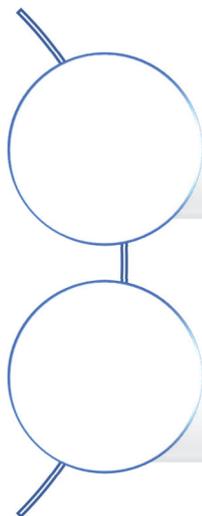
10. 施策の実施計画の策定・実施

10-1 実施すべき施策の方向性

本計画の目標や前章までに述べた保存・活用・整備等における方向性を実現するため、今後、実施すべき施策は、その目的や性格により、史跡の本質的価値の保存に関わる「保存事業」、史跡の価値を活かすための「活用事業」、史跡の保存と活用を技術的に実現する「整備事業」の3つに区分して取り組むものとする。

- ・保存事業では、従来どおりの法的・行政的な事務のほか、発掘調査の進展が前提となるものなど、種々の条件に応じた実施が求められる。
- ・活用事業では、現況を活かして実施できるソフト的な活用や、整備が前提となる活用が想定される。
- ・整備事業は、すでに顕在化している保存上の課題への対処や安全性の確保など、緊急的に実施すべき整備のほか、中・長期的な視野で保存環境の改善を図るための各種の整備を行う。また、活用を目的とした整備についても、ガイド機能の更新や増設など軽微なものは短期に行うなど、実施計画は短期・中長期等に区分したうえで、計画的に実施することが必要となる。

以上から、実施すべき施策の実施計画は、その方向性を次のように設定する。



実施すべき施策は、その目的や性質に応じ、「保存事業」・「活用事業」・「整備事業」に区分して、項目を定める。

施策の実施時期は、即応的に実施すべきものを短期に区分、より具体的な計画等の策定のうえで行うべきものを中・長期に区分して定める。

10-2 施策の実施区分

ここでは、施策の実施区分と主な項目を示す。

【保存事業の主な内容】

- ・地権者や地域住民に史跡の価値と本計画の主旨を説明し、文化財の保護や景観の保全に理解と協力を求める。
- ・現状変更の考え方に従って史跡保護に関する協議、調整、許認可事務を行う。
- ・史跡の定期的な点検業務を行う。
- ・劣化や崩落のある箇所、懸念される場への保存対策を行う。
- ・潜在する価値を把握し、史跡の価値をさらに明らかにするための発掘調査を計画的に行う。
- ・必要に応じた追加指定の検討を行う。
- ・地域住民と協働した円滑な維持管理を進める。

【活用事業の主な内容】

- ・学校教育・社会教育・観光等の担当課と協議し、目的に応じた効果的な手法により、積極的な情報発信を行う。
- ・史跡と周辺環境・関連文化財や既存の文化施設と連携したストーリーづくりと動線・周遊ルートを設定し、PRする。
- ・伊奈氏の歴史を活かしたまちづくりや屋敷跡の保存・活用の技術の調査研究を進める。
- ・伊奈氏を表すテーマでの情報発信とPRを行ないイメージづくりを進める。

【整備事業の主な内容】

- ・史跡の価値や地域の歴史文化を幅広い対象へ向け、わかりやすく伝えることができる情報発信装置（案内板・解説板・アプリケーション等）を整備する。
- ・史跡の範囲や周辺の丸山沼（原市沼）等との関連を明示する標識や説明板を設置する。
- ・県有地や協働する範囲の樹木管理（間伐、枝打ち他）を行う。
- ・地域と協働した円滑な維持管理を進めるための施設整備等を行う。
- ・見学の安全性や利便性を確保するために必要な便益施設などの整備を行う。
- ・地域コミュニティの活動の拠点、地域や来訪者の交流の場となる施設の整備を行う。
- ・樹木間伐等による屋敷内の景観形成を進める。
- ・発掘調査の成果に応じた埋蔵文化財の公開・活用のための整備を行う。

【運営・体制整備の主な内容】

- ・（仮称）地元協議会を軸とした保存管理の体制を構築する。
- ・保存活用を円滑に実施するため庁内体制を充実させる。
- ・（仮称）地元協議会に加え、住民や関連団体との連携強化を段階的に進め、運営組織の充実化を図る。

10-3 実施計画の総括表

これまでに検討した各施策の内容を概ね5ヵ年において実施する短期計画、概ね10～15年後までに実施する中期計画として整理し、総括表として示した。

なお、それ以降に実施する事業は長期計画とし、発掘調査の進展や環境調査等による経過観察など必要条件が整理できれば中期計画中に示すこととする。

■事業計画

事業計画	短期計画	中期計画	長期計画
調査研究	・内容確認のための発掘調査の実施	・整備工事に伴う事前の発掘調査の実施	
保存管理	・史跡等の価値や保存活用計画の周知 ・保存管理の取扱い基準に従った協議、調整、確認調査、許認可事務 ・保存状態の点検等		
	・整備基本計画の策定	・実施設計の策定	・実施設計の策定 ・保存活用計画の見直し
追加指定	・発掘調査成果等に応じて、史跡の本質的価値と密接に関連する遺構・遺物、一体的に保存が必要な範囲の追加指定を行う		
活用	現況を生かした活用 ・地域学習の場として活用 ・観光・レクリエーション ・地域コミュニティの場（共有地等を利用） ・文化財説明会の実施	整備事業を実施しての活用 ・同左 ・地元NPO、NGO、商工観光との連携したイベント他	保存活用計画を見直したうえでの活用 ・同左 ・交流拠点等を中核とした周辺文化財等や諸施設との連携強化による活用
整備	即応的な保存・活用に必要な簡易な整備 ・一部堀や土塁、切岸等の斜面保護の対策 ・蔵屋敷跡の樹木間伐 ・標柱復活や説明板の整備 史跡の整備基本計画策定後に行う整備 ・裏門跡付近の遺構整備	整備基本計画を踏まえた活用のための整備 ・動線・便益施設の整備 ・交流施設整備（史跡外） ・その他環境整備 ・解説アプリケーション制作	保存状況を検証したうえでの追加の整備 ・二の丸の整備 ・その他環境整備
運営体制	既存の体制を軸とした管理運営 ・行政内部の連携強化 ・地元協議会との情報交換	地元住民や市民、関係団体を組織した体制の強化 ・イベント開催等 ・具体的な活用計画の策定	・管理体制の確立
	体制づくりの準備 ・住民や諸団体に向けての積極的な情報発信 ・住民と行政との協働による保存活動の体験実施	活用の段階的な進展 ・ツアーガイドの育成 ・保存に関わる住民支援方法の構築 ・自主事業の展開やボランティア活動の受入れ	活用の展開 ・活用計画に基づく事業展開
史跡外で保存と活用にかかわる事業	・観光等と連携した積極的な情報発信 ・史跡と保存活用計画の周知	・同左 ・調整	・同左 ・関連整備

1 1.経過観察

11-1 方向性

史跡の適切な保存活用は、将来にわたり継続的に取り組む必要がある。そのためには、定期的に現状の観察・評価を行うことが必要である。保存活用のために実施した事業の達成状況、その効果や課題を把握することは、その後の事業実施にあたっての修正・改善に寄与するものである。この経過観察は、伊奈町教育委員会生涯学習課が主体となって実施する。

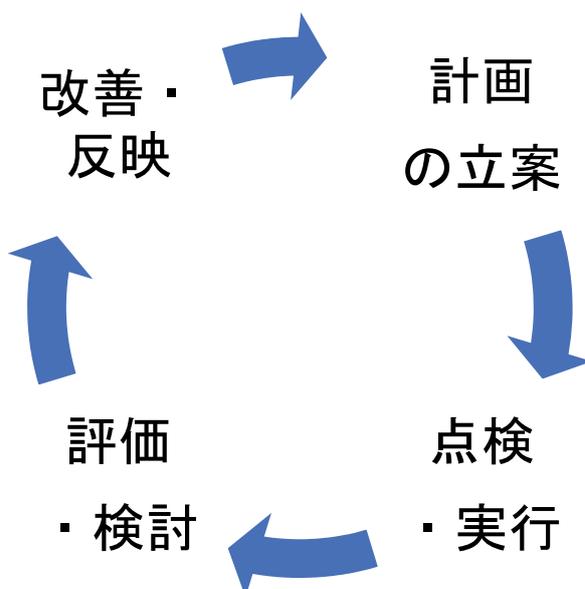
経過観察は、当面取り組む短期計画の完了を前提に、中期計画を視野に経過観察の方法について整理する。

11-2 方法

経過観察は、保存管理・保存事業・活用事業・整備事業・運営・体制の整備に分類したチェックシート等を作成し、これに基づいて実施することとする。これらの評価・分析は、専門的機関（委員会）等を設置して検討し、評価結果は広く住民に公開していくとともに、この経過観察による現状の問題点を抽出・把握し、その後の保存活用の円滑な実施や方法等の改善に活かしていくこととする。

実施する間隔について、次年度予算や体制へ反映させることができる時期に1回程度実施する。

■経過観察の循環イメージ



チェックシート案は、次のとおりとする。

■チェックシート案

項目	点検項目・案
計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画の見直しは実施されているか。 ・整備基本計画は策定されたか。
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な発掘調査は実施されているか。 ・史料の調査研究は実施されているか。 ・他の中世城館跡との比較研究は行われているか。 ・関連機関との情報交換は行われているか。
保存に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画に基づいて実施されているか。 ・専門的機関の指導に基づいて行われているか。 ・史跡境界標の設置等、現地での範囲の明示はできているか。 ・指定時における本質的価値について十分把握できているか。 ・調査研究により史跡の価値等の再確認はできているか。 ・現状変更に対して適切に対処し、史跡保護が図られているか。 ・史跡の保存環境に係わる定期点検はできているか。 ・史跡の追加指定への取組を行っているか。 ・史跡周辺の環境保全のために所有者や、地域住民、関連機関との合意、連携は図られているか。
公開、活用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板・説明板は適正に設置されているか。 ・史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか。 ・地域コミュニティの促進の場となっているか。 ・文化的な観光資源としての活用がされているか。 ・学校教育・社会教育活動等との連携は図られているか。 ・活用事業に関わる人々と史跡の価値を共有できているか。 ・パンフレット等の情報発信は十分に行われているか。
整備に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・確実な保存を前提とした整備となっているか。 ・遺構等に影響が生じないように整備されているか。 ・整備後の状況を観察しているか。 ・史跡の本質的価値がわかりやすく明示されているか。 ・幅広い対象に向け、多言語に対応した整備が行われているか。 ・目指すべき環境等の姿を実現することができたか。 ・整備基本計画の見直しは実施されているか。
運営・体制に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用に必要な適切な体制が整えられているか。 ・庁内の他部署と事業目的の共有や連携が取られているか。 ・地元協議会や地域との連携は図られているか。 ・住民や関係団体との協働は図られているか。 ・ボランティア等の育成や支援は図られているか。 ・必要な予算や人員を確保し、適切に配分できているか。
管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画に基づいて実施されているか。 ・日常的なパトロール等の管理はされているか。 ・史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携は図られているか。 ・条例、規則、指針等、現状変更の基準を定め、実行しているか。

《参考資料》

文化財保護法

昭和二十五年法律第二百十四号

(抜粋)

第六章 埋蔵文化財

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査

以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業

計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和三十二年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

埼玉県文化財保護条例

昭和三十年十月一日 条例第四十六号

改正 昭和三十六年四月一日 条例第一八号

昭和三十五年一月二日 条例第七七号

平成一六年一月二日 条例第七四号

(抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和三十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するもののうち、県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

一部改正〔平成一六年条例七四号〕

(定義)

第二条 この条例で、「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並

びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁（りょう）、峡谷、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

一部改正〔昭和五〇年条例七七号・平成一六年七四号〕

（財産権等の尊重及び他の公益との調整）

第三条 県民は、県が、この条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 県は、この条例の執行に当つては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文

化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

（調査）

第四条 埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、所有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、文化財を調査することができる。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

第五章 県指定史跡名勝天然記念物

（指定）

第三十一条 県教育委員会は、県の区域内に存する記念物（法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。第三十七条において同じ。）のうち県にとって重要なものを埼玉県指定史跡、埼玉県指定名勝又は埼玉県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第五条第二項から第六項までの規定を準用する。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号・平成一六年七四号〕

（解除）

第三十二条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、県教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第九十九条第一項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物又は第三十七条第一項の規定による埼玉県指定旧跡の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第一項の規定による指定の解除には第六条第二項及び第五項の規定を、前項の場合には第六条第四項及び第五項の規定を準用する。

一部改正〔昭和三六年条例一八号・五〇年七七号・平成一六年七四号〕

(標識等の設置)

第三十三条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者は、県教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第三十四条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(第三十六条で準用する第七条第二項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、すみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更の制限等)

第三十五条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、県教育委員会規則で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項において準用する第十四条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

5 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項において準用する第十四条第三項の規定による許可の条件に従わないで、県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、県教育委員会は、原状回復を指示することができる。

一部改正〔昭和五〇年条例七七号〕

(準用規定)

第三十六条 第七条から第九条まで、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十八条及び第十九条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第六章の二 埋蔵文化財

追加〔平成一六年条例七四号〕

(市町村における保存及び活用の促進)

第四十条の二 県は、法第五十五条第一項の規定により県に帰属した文化財(当該文化財の保存のため若しくはその効用からみて県が保有する必要があるもの又は法第七十七条第一項の規定により当該文化財の発見者若しくはその発見された土地の所有者に譲与するものを除く。)について、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村における保存及び活用の促進を図るため、当該市町村に対する譲与その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

追加〔平成一六年条例七四号〕

埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則

昭和三十一年九月二十九日教育委員会規則第五号

(抜粋)

(維持の措置の範囲)

第二十四条 条例第三十五条ただし書の規定により現状変更等について許可を受けることを要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 県指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後、許可を受けて現状変更をした場合においては、当該現状変更終了時における原状)に復するとき。

二 県指定史跡名勝天然記念物がき損し又は衰亡している場合において、当該き損又

は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

都市計画法

昭和四十三年法律第百号

(抜粋)

(開発行為の許可)

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの
- 二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
- 三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 四 都市計画事業の施行として行う開発行為
- 五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為

六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為

七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為

八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為

九 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)

第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第二十二条第二項の告示がないものにおいて行う開発行為

十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為

十一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第一項第一号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

農地法

昭和二十七年法律第二百二十九号

(抜粋)

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一 第四十六条第一項又は第四十七条の規定によつて所有権が移転される場合

二 削除

三 第三十七条から第四十条までの規定によつて農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。）が設定される場合

四 第四十一条の規定によつて同条第一項に規定する利用権が設定される場合

五 これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合

六 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）又は市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）による交換分合によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

七 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第四項第一号の権利が設定され、又は移転される場合

七の二 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転される場合

八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平

成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場合

九 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項の権利が設定され、又は移転される場合

九の二 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第十七条の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第四項の権利が設定され、又は移転される場合

十 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

十一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合

十二 遺産の分割、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百六十八条第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含む。）の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八条の三の規定による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

十三 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロに掲げる事業をいう。以下同

じ。)又は同法第七条第一号に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合

十四 農業協同組合法第十条第三項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第七条第二号に掲げる事業(以下これらを「信託事業」という。)を行う農業協同組合又は農地中間管理機構が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

十四の二 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)の実施により農地中間管理権を取得する場合

十四の三 農地中間管理機構が引き受けた農地貸付信託(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項第二号に規定する農地貸付信託をいう。)の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

十五 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第十九条の規定に基づいてする同法第十一条第一項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合

十六 その他農林水産省令で定める場合

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地

又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

二 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

三 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合

四 第一号に掲げる権利を取得しようとする者(農地所有適格法人を除く。)又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

五 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール(農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水

産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積)に達しない場合

六 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入しようとする場合(当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項各号に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、農地利用集積団滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。)の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。)

七 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

3 農業委員会は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項(第二号及び第四号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができる。

一 これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合

に使用貸借又は賃借借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。

二 これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

三 これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人(次条第一項第三号において「業務執行役員等」という。)のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

4 農業委員会は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

5 第一項の許可は、条件をつけてすることができる。

6 農業委員会は、第三項の規定により第一項の許可をする場合には、当該許可を受けて農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地又は採草放牧地の利用の状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

7 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等)

第三条の二 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を

受けた者（前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号において同じ。）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合

二 その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合

三 その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合

2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条第一項の許可を取り消さなければならない。

一 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借権の解除をしないとき。

二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

3 農業委員会は、前条第三項第一号に規定する条件に基づき使用貸借若しくは賃借権が解除された場合又は前項の規定による許可の取消しがあつた場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

（農地又は採草放牧地についての権利取得の届出）

第三条の三 農地又は採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得した場合、同項各号（第十二号及び第十六号を除く。）のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合

二 国又は都道府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合

三 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号の権利に係る農地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供する場合

四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて

設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

五 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

六 土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合

七 市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）をいう。）内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合

八 その他農林水産省令で定める場合

2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。

3 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。

4 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（同項の申請書が同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かな

なければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

5 前項に規定するもののほか、農業委員会は、第三項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

6 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。）に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画（以下単に「農用地利用計画」という。）において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

イ 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある農地

ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの（市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。）

（1）市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの

- (2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの
- 二 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められるとき。
- 三 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合
- 四 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- 五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。
- 7 第一項の許可は、条件を付けてすることができる。
- 8 国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合(第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもって同項の許可があつたものとみなす。
- 9 都道府県知事等は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。
- 10 第四項及び第五項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。
- 11 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。
- (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)
- 第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 国又は都道府県等が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合
- 二 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に定める利用目的に供するため当該農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第四項第一号の権利が設定され、又は移転される場合
- 三 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場合
- 四 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告が

- あつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項の権利が設定され、又は移転される場合
- 五 土地収用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合
- 六 前条第一項第七号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合
- 七 その他農林水産省令で定める場合
- 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。
- 一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合
- イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地
- ロ イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集团的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの(市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。)
- (1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの
- (2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの
- 二 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地(同号ロ(1)に掲げる採草放牧地を含む。)以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。
- 三 第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合
- 四 申請に係る農地を農地以外のものにするこゝ又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにするこゝにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合

六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実に認められないとき。

七 農地を採草放牧地にするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。

3 第三条第五項及び第七項並びに前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。

4 国又は都道府県等が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合（第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第一項の許可があつたものとみなす。

5 前条第九項及び第十項の規定は、都道府県知事等が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。この場合において、同条第十項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。

森林法

昭和二十六年法律第二百四十九号

（抜粋）

（開発行為の許可）

第十条の二 地域森林計画の対象となつて
いる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認め

られる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一の一 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第十条の七 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「森

林所有者等」という。）は、市町村森林整備計画に従つて森林の施業及び保護を実施することを旨としなければならない。

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第十条の七の二 地域森林計画の対象となつて
いる民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第二十五条若しくは第二十五条の二の規定により指定された保安林又は第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

- 三 第十条の十一の四第一項(第十条の十一の六第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の裁定(第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関するものを除く。)に基づいて伐採をする場合
- 四 第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定(その変更につき第十条の十八において準用する第十条の十七第一項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの)に基づいて伐採する場合
- 五 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合
- 六 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合
- 七 第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合
- 八 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
- 九 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
- 十 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 十一 除伐する場合
- 十二 その他農林水産省令で定める場合
- 2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。
- 3 第一項第十号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

伊奈氏屋敷跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県指定史跡に指定されている伊奈氏屋敷跡の保存活用及び整備・公開についての計画を策定するため、伊奈氏屋敷跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討して伊奈氏屋敷跡保存活用計画の案（以下「計画案」という。）を作成し、教育委員会教育長に報告する。

- (1) 計画案の策定のために必要な調査に関する事。
- (2) 計画案の策定に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 当該地区代表者
- (3) 伊奈氏屋敷跡に関係する団体の代表者
- (4) 町職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から伊奈氏屋敷跡保存活用計画が刊行された年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、伊奈氏屋敷跡保存活用計画が刊行された年度の末日に、その効力を失う。

埼玉県指定史跡 伊奈氏屋敷跡保存活用計画

平成 31 年 3 月

編集・発行 伊奈町教育委員会

〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493

048-721-2111